

平成21年7月

第171回国会（常会）
通過議案要旨集

衆議院調査局

◎本要旨集は、解散日（平成21年7月21日）現在で取りまとめた
ものである。

目 次

第171回国会（常会）議案審議等概況.....	1
第171回国会（常会）議案審査経過	
閣法.....	3
衆法.....	10
参法.....	19
予算.....	23
条約.....	24
承認.....	26
承諾.....	26
決算・国有財産等.....	27
決議案.....	28
両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等	
内閣委員会.....	31
総務委員会.....	40
法務委員会.....	52
外務委員会.....	58
財務金融委員会.....	76
文部科学委員会.....	86
厚生労働委員会.....	94
農林水産委員会.....	103
経済産業委員会.....	114
国土交通委員会.....	133
環境委員会.....	145
安全保障委員会.....	151
予算委員会.....	152
決算行政監視委員会.....	169
議院運営委員会.....	173
沖縄及び北方問題に関する特別委員会.....	175
青少年問題に関する特別委員会.....	178
海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び 我が国の協力支援活動等に関する特別委員会.....	181
消費者問題に関する特別委員会.....	183
決議案	
本会議.....	189
委員会.....	192
通過議案概要一覧.....	197
決算等概要一覧.....	219

第171回国会（常会）議案審議等概況

1 会 期

平成21年1月5日から7月21日までの198日間

2 議案件数

閣 法	83件（成立 66件、議決に至らなかったもの 1件、 未了 11件、未付託 4件、参議院未付託 1件）
衆 法	91件（成立 18件、議決不要となったもの 3件、 未了 40件、未付託 20件、参議院未付託 2件、 撤回 8件）
参 法	40件（成立 1件、議決不要となったもの 1件、 未了 5件、参議院未了 5件、未付託 11件、 参議院未付託 14件、参議院において撤回 3件）
予 算	9件（成立 9件）
条 約	17件（承認 17件）
承認を求めるの件	4件（成立 2件、参議院未了 2件）
承諾を求めるの件	8件（国会の承諾はなかったもの 5件、未付託 3件）
決 算 等	4件（本院議了 3件、未付託 1件）
決 議 案	
本会議	8件（可決 6件、否決 1件、撤回 1件）
委員会	4件（総務委員会、農林水産委員会 2件、環境委員会）

第171回国会（常会）議案審査経過

〔閣法〕

太字は成立議案

提出 回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日 (法律番号)
		委員会					本会議		委員会		本会議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
163	犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第163回国会閣法第22号）	法務	1/5		審査 未了								
166	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第95号）	厚生労働	1/5		審査 未了								
166	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第97号）	総務	1/5		審査 未了								
169	株式会社地域力再生機構法案（内閣提出、第169回国会閣法第14号）	内閣	1/5	4/22	修正	有	4/23	修正	6/18	可決	6/19	可決	6/26 (63)
169	独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第50号）	総務	1/5		審査 未了								
169	行政不服審査法案（内閣提出、第169回国会閣法第76号）	総務	1/5		審査 未了								
169	行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第77号）	総務	1/5		審査 未了								
169	行政手続法の一部を改正する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第78号）	総務	1/5		審査 未了								
169	独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第79号）	内閣	1/5		審査 未了								
169	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第80号）	内閣	1/5		審査 未了								

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
170	消費者庁設置法案（内閣提出、第170回国 閣法第1号）	消費者問題特	1/5	4/16	修正	有	4/17	修正	5/28	可決	5/29	可決	6/5 (48)
170	消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整 備に関する法律案（内閣提出、第170回国 閣法第2号）	消費者問題特	1/5	4/16	修正	有	4/17	修正	5/28	可決	5/29	可決	6/5 (49)
170	消費者安全法案（内閣提出、第170回国 閣法第3号）	消費者問題特	1/5	4/16	修正	有	4/17	修正	5/28	可決	5/29	可決	6/5 (50)
170	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派 遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 等の一部を改正する法律案（内閣提出、第170 回国閣法第11号）	厚生労働	1/5		審査 未了								
171	平成20年度における財政運営のための財政 投融資特別会計からの繰入れの特例に関す る法律案（内閣提出第1号）	財務金融	1/6	1/13	可決		1/13 3/4	可決 可決	3/3	否決	3/4	否決	3/4 (4)
171	地方交付税法及び特別会計に関する法律の 一部を改正する法律案（内閣提出第2号）	総 務	1/6	1/13	可決		1/13	可決	2/12	可決	2/13	可決	2/20 (1)
171	平成20年度における地方道路整備臨時交付 金の総額の限度額の特例に関する法律案（内 閣提出第3号）	国土交通	1/6	1/13	可決		1/13	可決	2/12	可決	2/13	可決	2/20 (2)
171	財政運営に必要な財源の確保を図るための 公債の発行及び財政投融資特別会計からの 繰入れの特例に関する法律案（内閣提出第4 号）	財務金融	2/12	2/27	可決		2/27 3/27	可決 可決	3/27	否決	3/27	否決	3/31 (17)
171	雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣 提出第5号）	厚生労働	3/10	3/18	修正	有	3/19	修正	3/27	可決	3/27	可決	3/30 (5)
171	所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提 出第6号）	財務金融	2/12	2/27	可決	有	2/27 3/27	可決 可決	3/27	否決	3/27	否決	3/31 (13)
171	奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸 島振興開発特別措置法の一部を改正する法 律案（内閣提出第7号）	国土交通	3/11	3/17	可決	有	3/17	可決	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (8)
171	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置 に関する法律等の一部を改正する法律案（内 閣提出第8号）	国土交通	3/13	4/3	修正	有	4/3	修正	4/21	可決	4/22	可決	4/30 (28)

憲法第59条第2項の規定により衆議院議決案を再議決したもの。

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
171	独立行政法人気象研究所法案(内閣提出第9号)												
171	地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第10号)	総務	2/12	2/27	可決		2/27 3/27	可決 可決	3/27	否決	3/27	否決	3/31 (9)
171	地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第11号)	総務	2/12	2/27	可決		2/27 3/27	可決 可決	3/27	否決	3/27	否決	3/31 (10)
171	成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第12号)	総務	2/24	3/13	可決		3/17	可決	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (12)
171	関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第13号)	財務金融	3/13	3/18	可決	有	3/19	可決	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (14)
171	国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第14号)	財務金融	3/19	3/25	可決	有	3/27	可決	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (16)
171	高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第15号)	国土交通	4/2	4/8	可決	有	4/9	可決	5/12	可決	5/13	可決	5/20 (38)
171	都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第16号)	国土交通	4/9	5/8	可決	有	5/8	可決	5/26	可決	5/27	可決	6/3 (45)
171	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第17号)	法務	3/10	3/17	可決		3/19	可決	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (11)
171	独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第18号)	文部科学	3/10	3/18	修正	有	3/19	修正	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (18)
171	国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第19号)	厚生労働	3/31	4/17	修正		4/17 6/19	修正 可決	6/18	否決	6/19	否決	6/26 (62)
171	電波法及び放送法の一部を改正する法律案(内閣提出第20号)	総務	4/6	4/9	可決	有	4/9	可決	4/16	可決	4/17	可決	4/24 (22)
171	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第21号)	外務	3/12	3/18	可決	有	3/19	可決	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (7)

憲法第59条第2項の規定により衆議院議決案を再議決したもの。

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
171	原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第22号)	文部科学	3/19	4/1	可決		4/3	可決	4/9	可決	4/10	可決	4/17 (19)
171	特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第23号)	文部科学	4/6	4/15	可決	有	4/17	可決	5/21	可決	5/27	可決	6/3 (46)
171	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出第24号)	厚生労働	3/17	3/25	可決		3/27	可決	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (15)
171	我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第25号)	経済産業	3/24	4/3	可決	有	4/7	可決	4/21	可決	4/22	可決	4/30 (29)
171	港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案(内閣提出第26号)	国土交通	6/9	6/17	可決		6/18	可決	6/25	可決	6/26	可決	7/3 (69)
171	特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(内閣提出第27号)	国土交通	4/21	6/10	修正	有	6/11	修正	6/18	可決	6/19	可決	6/26 (64)
171	米穀の新用途への利用の促進に関する法律案(内閣提出第28号)	農林水産	3/11	3/19	可決	有	3/24	可決	4/16	可決	4/17	可決	4/24 (25)
171	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案(内閣提出第29号)	農林水産	3/11	3/19	修正	有	3/24	修正	4/16	可決	4/17	可決	4/24 (26)
171	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第30号)	農林水産	3/11	3/19	可決	有	3/24	可決	4/16	可決	4/17	可決	4/24 (27)
171	防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第31号)	安全保障	4/17	4/28	可決		4/28	可決	5/26	可決	5/27	可決	6/3 (44)
171	農地法等の一部を改正する法律案(内閣提出第32号)	農林水産	4/3	4/30	修正	有	5/8	修正	6/16	可決	6/17	可決	6/24 (57)
171	漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第33号)	農林水産	3/23	4/2	可決	有	4/3	可決	4/23	可決	4/24	可決	5/1 (35)
171	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第34号)	経済産業	4/2	4/15	可決	有	4/17	可決	5/12	可決	5/13	可決	5/20 (39)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
171	特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第35号)(参議院送付)	農林水産	4/28	6/18	可決		6/18	可決	4/7	可決	4/8	可決	6/24 (56)
171	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第36号)	経済産業	4/9	4/24	可決	有	4/27	可決	6/2	可決	6/3	可決	6/10 (51)
171	外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案(内閣提出第37号)	法 務	4/2	4/7	可決		4/9	可決	4/16	可決	4/17	可決	4/24 (24)
171	道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第38号)(参議院送付)	内 閣	4/8	4/15	可決	有	4/17	可決	4/7	可決	4/8	可決	4/24 (21)
171	不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第39号)(参議院送付)	経済産業	4/14	4/17	可決	有	4/21	可決	4/9	可決	4/10	可決	4/30 (30)
171	外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(内閣提出第40号)(参議院送付)	経済産業	4/14	4/17	可決		4/21	可決	4/9	可決	4/10	可決	4/30 (32)
171	公文書等の管理に関する法律案(内閣提出第41号)	内 閣	5/21	6/10	修正	有	6/11	修正	6/23	可決	6/24	可決	7/1 (66)
171	構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第42号)	内 閣	3/19	4/1	可決		4/3	可決	4/23	可決	4/24	可決	5/1 (33)
171	沖縄科学技術大学院大学学園法案(内閣提出第43号)	沖縄北方特	5/27	6/11	修正		6/11	修正	7/1	可決	7/3	可決	7/10 (76)
171	住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出第44号)	総 務	4/27	6/19	修正	有	6/19	修正	7/7	可決	7/8	可決	7/15 (77)
171	消防法の一部を改正する法律案(内閣提出第45号)	総 務	4/9	4/17	可決	有	4/17	可決	4/23	可決	4/24	可決	5/1 (34)
171	商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第46号)	経済産業	6/9	6/17	可決	有	6/18	可決	7/2	可決	7/3	可決	7/10 (74)
171	成田国際空港株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第47号)							審議 未了					
171	青少年総合対策推進法案(内閣提出第48号)	青少年特	6/15	6/18	修正	有	6/19	修正	6/30	可決	7/1	可決	7/8 (71)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
171	金融商品取引法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第49号)	財務金融	4/7	4/22	修正	有	4/23	修正	6/16	可決	6/17	可決	6/24 (58)
171	資金決済に関する法律案(内閣提出第50号)	財務金融	4/7	4/22	可決		4/23	可決	6/16	可決	6/17	可決	6/24 (59)
171	出入国管理及び難民認定法及び日本国との 平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者 等の出入国管理に関する特例法の一部を改 正する等の法律案(内閣提出第51号)	法 務	4/23	6/19	修正	有	6/19	修正	7/7	可決	7/8	可決	7/15 (79)
171	企業年金制度等の整備を図るための確定拠 出年金法等の一部を改正する法律案(内閣提 出第52号)							審議 未了					
171	商店街の活性化のための地域住民の需要に 応じた事業活動の促進に関する法律案(内閣 提出第53号)	経済産業	6/12	6/19	可決		6/25	可決	7/7	可決	7/8	可決	7/15 (80)
171	著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出 第54号)	文部科学	4/23	5/8	可決	有	5/12	可決	6/11	可決	6/12	可決	6/19 (53)
171	エネルギー供給事業者による非化石エネル ギー源の利用及び化石エネルギー原料の有 効な利用の促進に関する法律案(内閣提出第 55号)	経済産業	4/23	6/10	修正	有	6/11	修正	6/30	可決	7/1	可決	7/8 (72)
171	石油代替エネルギーの開発及び導入の促進 に関する法律等の一部を改正する法律案(内 閣提出第56号)	経済産業	4/23	6/10	可決		6/11	可決	6/30	可決	7/1	可決	7/8 (70)
171	クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規 制等に関する法律案(内閣提出第57号)	経済産業	6/18	6/24	可決		6/25	可決	7/9	可決	7/10	可決	7/17 (85)
171	経済連携協定に基づく特定原産地証明書 の発給等に関する法律の一部を改正する法 律案(内閣提出第58号)	経済産業	6/19	6/24	可決		6/25	可決	7/9	可決	7/10	可決	7/17 (84)
171	土壌汚染対策法の一部を改正する法律案(内 閣提出第59号)	環 境	3/24	4/3	修正		4/7	修正	4/16	可決	4/17	可決	4/24 (23)
171	自然公園法及び自然環境保全法の一部を改 正する法律案(内閣提出第60号)	環 境	4/6	4/14	可決	有	4/17	可決	5/26	可決	5/27	可決	6/3 (47)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
171	海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案(内閣提出第61号)	海賊・テロ特	4/14	4/23	可決		4/23 6/19	可決 可決	6/18	否決	6/19	否決	6/24 (55)
171	国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出第62号)	内閣	6/25		審査 未了								
171	障害者自立支援法等の一部を改正する法律案(内閣提出第63号)							審議 未了					
171	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第64号)	厚生労働	4/21	6/12	修正	有	6/16	修正	6/23	可決	6/24	可決	7/1 (65)
171	租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第65号)	財務金融	5/7	5/13	可決		5/13 6/19	可決 可決	6/18	否決	6/19	否決	6/26 (61)
171	独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出第66号)	文部科学	5/7	5/29	修正	有	6/2	修正	6/18	可決	6/19	可決	6/26 (60)
171	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第67号)	総務	5/21	5/26	可決	有	5/26	可決	5/28	可決	5/29	可決	5/29 (41)
171	小規模企業共済法の一部を改正する法律案(内閣提出第68号)	経済産業	7/17	7/21	可決			審議 未了					
171	北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案(内閣提出第69号)	海賊・テロ特	7/8	7/14	可決		7/14	可決				審議 未了	

憲法第59条第2項の規定により衆議院議決案を再議決したもの。

[衆 法]

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
163	牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案(山田正彦君外6名提出、第163回国会衆法第7号)	農林水産	1/5		審査 未了								
163	輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案(山田正彦君外6名提出、第163回国会衆法第8号)	農林水産	1/5		審査 未了								
163	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案(冬柴鐵三君外2名提出、第163回国会衆法第14号)	倫理選挙特	1/5		審査 未了								
164	刑事訴訟法の一部を改正する法律案(高山智司君外1名提出、第164回国会衆法第13号)	法 務	1/5		審査 未了								
164	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(中山太郎君外5名提出、第164回国会衆法第14号)	厚生労働	1/5				6/18	1 可決			7/13	2 可決	7/17 (83)
171	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案(南野知恵子君提出)										7/13	否決	
164	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(石井啓一君外1名提出、第164回国会衆法第15号)	厚生労働	1/5				6/18	1 議決 不要					
164	消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案(長妻昭君外2名提出、第164回国会衆法第26号)	内 閣	1/5		審査 未了								
164	国立国会図書館法の一部を改正する法律案(鳩山由紀夫君外7名提出、第164回国会衆法第27号)	議院運営	1/5		審査 未了								
164	民法の一部を改正する法律案(枝野幸男君外6名提出、第164回国会衆法第35号)	法 務	1/5		審査 未了								

1 6/9 中間報告聴取、6/16 討論を行った。

2 7/10 中間報告聴取、討論を行った。

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	
164	公職選挙法等の一部を改正する法律案(渡辺周君外 7 名提出、第164回国会衆法第40号)	倫理選挙特	1/5		審査 未了							
165	学校教育法の一部を改正する法律案(武正公一君外 4 名提出、第165回国会衆法第 2 号)	文部科学	1/5		審査 未了							
165	交通基本法案(細川律夫君外 5 名提出、第165回国会衆法第 6 号)	国土交通	1/5		審査 未了							
166	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案 (馬淵澄夫君外 4 名提出、第166回国会衆法第29号)	総 務	1/5		審査 未了							
166	環境健康被害者等救済基本法案(末松義規君外 2 名提出、第166回国会衆法第38号)	環 境	1/5		審査 未了							
166	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案 (馬淵澄夫君外 4 名提出、第166回国会衆法第41号)	総 務	1/5		審査 未了							
166	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律及び刑法の一部を改正する法律案 (松本剛明君外 4 名提出、第166回国会衆法第43号)	経済産業	1/5		審査 未了							
166	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(松本剛明君外 4 名提出、第166回国会衆法第44号)	経済産業	1/5		審査 未了							
166	債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案 (原田義昭君外 3 名提出、第166回国会衆法第48号)	法 務	1/5		審査 未了							
166	非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律案(細川律夫君外 1 名提出、第166回国会衆法第51号)	法 務	1/5		審査 未了							
166	法医科学研究所設置法案(細川律夫君外 1 名提出、第166回国会衆法第52号)	法 務	1/5		審査 未了							

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
168	国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(後藤茂之君外3名提出、第168回国会衆法第6号)	厚生労働	1/5		審査 未了								
168	肝炎対策基本法案(川崎二郎君外9名提出、第168回国会衆法第8号)	厚生労働	1/5		審査 未了								
168	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(古賀誠君外4名提出、第168回国会衆法第9号)	農林水産	1/5		審査 未了								
168	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(金田誠一君外2名提出、第168回国会衆法第18号)	厚生労働	1/5				6/18	議決 不要					
169	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案(後藤茂之君外3名提出、第169回国会衆法第5号)	厚生労働	1/5	4/1	撤回 許可								
169	基礎年金番号を用いての把握がされていない年金個人情報に係る本人の特定に関する調査の実施等に関する法律案(長妻昭君外4名提出、第169回国会衆法第10号)	厚生労働	1/5		審査 未了								
169	国民年金の任意加入被保険者であった者が納付した超過分保険料の額に相当する金額の還付のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(長妻昭君外4名提出、第169回国会衆法第11号)	厚生労働	1/5		審査 未了								
169	食品情報管理伝達システムの導入の促進に関する法律案(筒井信隆君外3名提出、第169回国会衆法第12号)	農林水産	1/5		審査 未了								
169	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等の一部を改正する法律案(筒井信隆君外3名提出、第169回国会衆法第13号)	農林水産	1/5		審査 未了								

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
171	求職者等に対する能力開発の支援及び解雇等による離職者の医療保険に係る経済的負担の軽減のための緊急措置に関する法律案(大島敦君外7名提出、衆法第6号)	厚生労働	3/10		審査 未了								
171	内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(細川律夫君外7名提出、衆法第7号)	厚生労働	3/10		審査 未了								
171	消費者権利院法案(枝野幸男君外2名提出、衆法第8号)	消費者問題特	3/17		審査 未了								
171	消費者団体訴訟法案(小宮山洋子君外2名提出、衆法第9号)	消費者問題特	3/17		審査 未了								
171	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案(園田博之君外6名提出、衆法第10号)			7/3	撤回								
171	社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(長勢甚遠君外9名提出、衆法第11号)	厚生労働	3/31	4/17	撤回 許可								
171	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(細川律夫君外4名提出、衆法第12号)	法 務	6/24		審査 未了								
171	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案(長妻昭君外6名提出、衆法第13号)	厚生労働	3/31	4/17	撤回 許可								
171	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第14号)	審査省略					4/3	可決	4/14	可決	4/15	可決	4/22 (20)
171	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出、衆法第15号)	審査省略					4/9	可決	4/21	可決	4/22	可決	4/30 (31)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
171	両議院の同意に係る国家公務員等の職務継続規定の整備に関する法律案(佐田玄一郎君外5名提出、衆法第16号)												
171	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(吉田泉君外11名提出、衆法第17号)	環 境	7/2		審 査 未 了								
171	社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第18号)	審査省略					4/17	可決	4/23	可決	4/24	可決	5/1 (36)
171	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第19号)	審査省略					4/17	可決	4/23	可決	4/24	可決	5/1 (37)
171	日本年金機構法の一部を改正する法律案(葉梨康弘君外3名提出、衆法第20号)												
171	株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(大野功統君外11名提出、衆法第21号)	財務金融	5/7	6/3	修 正		6/4	修 正	6/25	可決	6/26	可決	7/3 (67)
171	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(大野功統君外11名提出、衆法第22号)	財務金融	5/7	6/3	可 決	有	6/4	可 決	6/25	可決	6/26	可決	7/3 (68)
171	資本市場危機への対応のための臨時特例措置法案(大野功統君外11名提出、衆法第23号)	財務金融	5/7		審 査 未 了								
171	中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案(高村正彦君外6名提出、衆法第24号)	経済産業	5/7	6/3	修 正	有	6/4	修 正	6/11	可決	6/12	可決	6/19 (54)
171	公共サービス基本法案(総務委員長提出、衆法第25号)	審査省略					4/28	可決	5/12	可決	5/13	可決	5/20 (40)
171	バイオマス活用推進基本法案(農林水産委員長提出、衆法第26号)	審査省略					5/8	可決	6/4	可決	6/5	可決	6/12 (52)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
171	政党助成法の一部を改正する法律案(葉梨康弘君外2名提出、衆法第27号)	倫理選挙特	7/2	7/8	可決		7/9	可決				審議 未了	
171	道路運送法の一部を改正する法律案(細川律夫君外4名提出、衆法第28号)	国土交通	5/12	6/10	撤回 許可								
171	特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(細川律夫君外4名提出、衆法第29号)	国土交通	5/12	6/10	撤回 許可								
171	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(根本匠君外6名提出、衆法第30号)	厚生労働	5/15				6/18	議決 不要					
171	地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関する法律案(宮路和明君外5名提出、衆法第31号)							審議 未了					
171	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第32号)	審査省略					5/26	可決	5/29	可決	5/29	可決	5/29 (42)
171	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第33号)	審査省略					5/26	可決	5/29	可決	5/29	可決	5/29 (43)
171	政治資金規正法等の一部を改正する法律案(岡田克也君外5名提出、衆法第34号)	倫理選挙特	6/25		審査 未了								
171	生活保護法の一部を改正する法律案(長妻昭君外6名提出、衆法第35号)			6/15	撤回								
171	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(沖縄及び北方問題に関する特別委員長提出、衆法第36号)	審査省略					6/11	可決	7/1	可決	7/3	可決	7/10 (75)
171	債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案(階猛君外2名提出、衆法第37号)							審議 未了					
171	保険業法の一部を改正する法律案(中川正春君外4名提出、衆法第38号)							審議 未了					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
171	P T A・青少年教育団体共済法案(江崎洋一郎君外7名提出、衆法第39号)												
171	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(細川律夫君外5名提出、衆法第40号)												
171	天皇陛下御在位20年を記念する日を休日とする法律案(森喜朗君外12名提出、衆法第41号)												
171	国家公務員法の一部を改正する法律案(原田義昭君外7名提出、衆法第42号)												
171	国立国会図書館法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第43号)	審査省略					7/2	可決	7/3	可決	7/3	可決	7/10 (73)
171	北海道観光振興特別措置法案(佐田玄一郎君外5名提出、衆法第44号)												
171	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案(環境委員長提出、衆法第45号)	審査省略					7/3	可決	7/7	可決	7/8	可決	7/15 (81)
171	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案(環境委員長提出、衆法第46号)	審査省略					7/3	可決	7/7	可決	7/8	可決	7/15 (82)
171	国民年金法の一部を改正する法律案(内山晃君外3名提出、衆法第47号)												
171	低炭素社会づくり推進基本法案(野田毅君外5名提出、衆法第48号)												
171	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案(馳浩君外5名提出、衆法第49号)												
171	障がい者虐待の防止、障がい者の介護者に対する支援等に関する法律案(園田康博君外4名提出、衆法第50号)												

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
171	地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案(加藤勝信君外3名提出、衆法第51号)												
171	スポーツ基本法案(森喜朗君外8名提出、衆法第52号)												
171	歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持の推進に関する法律案(保岡興治君外9名提出、衆法第53号)												
171	地産地消促進法案(武部勤君外4名提出、衆法第54号)												
171	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案(愛知和男君外6名提出、衆法第55号)												

〔参 法〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
168	国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(直嶋正行君外6名提出、第168回国会参法第1号)	厚生労働	1/5		審査 未了								
168	土壤汚染対策法の一部を改正する法律案(岡崎トミ子君外7名提出、第168回国会参法第11号)	環 境	1/5		審査 未了								
169	後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案(福山哲郎君外8名提出、第169回国会参法第17号)	厚生労働	1/5		審査 未了								
170	農業協同組合法等の一部を改正する法律案(郡司彰君外4名提出、第170回国会参法第1号)							審議 未了	4/2	可決	4/8	可決	
170	租税特別措置法の一部を改正する等の法律案(大塚耕平君外7名提出、第170回国会参法第2号)									審査 未了			
170	子ども手当法案(神本美恵子君外8名提出、第170回国会参法第3号)									審査 未了			
170	大企業者による中小企業者に対する取引上の地位を不当に利用する行為の防止に関する法律案(藤末健三君外7名提出、第170回国会参法第4号)									審査 未了			
170	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(藤末健三君外7名提出、第170回国会参法第5号)									審査 未了			
170	地域金融の円滑化に関する法律案(櫻井充君外7名提出、第170回国会参法第6号)									審査 未了			
170	法人税法の一部を改正する法律案(尾立源幸君外7名提出、第170回国会参法第11号)								5/8	撤回			

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
170	租税特別措置法の一部を改正する法律案(尾立源幸君外7名提出、第170回国会参法第12号)								5/8	撤回			
171	平成20年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例及び同年度における生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案(直嶋正行君外12名提出、参法第1号)							審議 未了	3/3	可決	3/4	可決	
171	租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案(峰崎直樹君外5名提出、参法第2号)	財務金融	5/11		審査 未了				4/23	可決	4/24	可決	
171	戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案(谷博之君外14名提出、参法第3号)											審議 未了	
171	学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(鈴木寛君外6名提出、参法第4号)							審議 未了	6/9	可決	6/10	可決	
171	教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案(鈴木寛君外6名提出、参法第5号)							審議 未了	6/9	可決	6/10	可決	
171	学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を改正する法律案(鈴木寛君外6名提出、参法第6号)							審議 未了	6/9	可決	6/10	可決	
171	国公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案(鈴木寛君外6名提出、参法第7号)	文部科学	4/24		審査 未了				4/23	可決	4/24	可決	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	
171	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(津田弥太郎君外 8 名提出、参法第 8 号)						審議 未了	6/2	可決	6/3	可決	
171	介護労働者の人材確保に関する特別措置法案(梅村聡君外 7 名提出、参法第 9 号)										審議 未了	
171	刑事訴訟法の一部を改正する法律案(松野信夫君外 5 名提出、参法第10号)						審議 未了	4/23	可決	4/24	可決	
171	株式会社中小企業再生支援機構法案(増子輝彦君外 6 名提出、参法第11号)										審議 未了	
171	産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案(増子輝彦君外 6 名提出、参法第12号)										審議 未了	
171	歯の健康の保持の推進に関する法律案(島田智哉子君外 6 名提出、参法第13号)										審議 未了	
171	身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(島田智哉子君外 6 名提出、参法第14号)										審議 未了	
171	障がい者制度改革推進法案(谷博之君外 7 名提出、参法第15号)										審議 未了	
171	水俣病被害の救済に関する特別措置法案(松野信夫君外 5 名提出、参法第16号)							7/3	撤回			
171	法人税法の一部を改正する法律案(尾立源幸君外 5 名提出、参法第17号)						審議 未了	6/25	修正	6/26	修正	
171	租税特別措置法の一部を改正する法律案(尾立源幸君外 5 名提出、参法第18号)						審議 未了	6/25	修正	6/26	修正	
171	地球温暖化対策基本法案(福山哲郎君外 8 名提出、参法第19号)										審議 未了	
171	民法の一部を改正する法律案(千葉景子君外 9 名提出、参法第20号)										審議 未了	
171	国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案(尾立源幸君外 8 名提出、参法第21号)										審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
171	予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(尾立源幸君外8名提出、参法第22号)											審議 未了	
171	会計検査院法の一部を改正する法律案(藤本祐司君外6名提出、参法第23号)											審議 未了	
171	児童扶養手当法の一部を改正する法律案(島田智哉子君外8名提出、参法第24号)							審議 未了	6/25	可決	6/26	可決	
171	生活保護法の一部を改正する法律案(中村哲治君外8名提出、参法第25号)							審議 未了	6/25	可決	6/26	可決	
171	子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案(千葉景子君外8名提出、参法第26号)										7/13	議決 不要	
171	保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出、参法第27号)	厚生労働	7/7	7/8	可決		7/9	可決			7/1	可決	7/15 (78)
171	会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(岡田広君外5名提出、参法第28号)											審議 未了	
171	国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案(岡田広君外5名提出、参法第29号)											審議 未了	

7/10 中間報告聴取、討論を行った。

〔 予 算 〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院			
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
171	平成20年度一般会計補正予算（第2号）	予 算	1/5	1/13	可決		1/13 1/26 1/27	可決 不同意	1/26	修正	1/26	修正
171	平成20年度特別会計補正予算（特第2号）	予 算	1/5	1/13	可決		1/13 1/26 1/27	可決 不同意	1/26	修正	1/26	修正
171	平成20年度政府関係機関補正予算（機第2号）	予 算	1/5	1/13	可決		1/13 1/27	可決	1/26	否決	1/26	否決
171	平成21年度一般会計予算	予 算	1/19	2/27	可決		2/27 3/27	可決	3/27	否決	3/27	否決
171	平成21年度特別会計予算	予 算	1/19	2/27	可決		2/27 3/27	可決	3/27	否決	3/27	否決
171	平成21年度政府関係機関予算	予 算	1/19	2/27	可決		2/27 3/27	可決	3/27	否決	3/27	否決
171	平成21年度一般会計補正予算（第1号）	予 算	4/27	5/13	可決		5/13 5/29	可決	5/29	否決	5/29	否決
171	平成21年度特別会計補正予算（特第1号）	予 算	4/27	5/13	可決		5/13 5/29	可決	5/29	否決	5/29	否決
171	平成21年度政府関係機関補正予算（機第1号）	予 算	4/27	5/13	可決		5/13 5/29	可決	5/29	否決	5/29	否決

憲法第60条第2項の規定により衆議院の議決が国会の議決となった。

〔条 約〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院			
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
170	刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件（第170回国会条約第1号）	外 務	1/5	6/10	承認		6/11	承認	7/2	承認	7/3	承認
170	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第170回国会条約第2号）	外 務	1/5	6/17	承認		6/18	承認	7/7	承認	7/8	承認
170	航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第170回国会条約第3号）	外 務	1/5	5/27	承認		5/28	承認	6/23	承認	6/24	承認
171	第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	外 務	3/26	4/10	承認		4/14 5/13	承認	5/12	不承認	5/13	不承認
171	領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	外 務	6/4	6/10	承認		6/11	承認	7/2	承認	7/3	承認
171	社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	外 務	6/11	6/17	承認		6/18	承認	7/7	承認	7/8	承認
171	社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第4号）	外 務	6/11	6/17	承認		6/18	承認	7/7	承認	7/8	承認
171	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第5号）	外 務	6/18	6/24	承認		6/25	承認	7/9	承認	7/10	承認
171	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第6号）	外 務	6/18	6/24	承認		6/25	承認	7/9	承認	7/10	承認

憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった。

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
171	経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第7号)	外 務	5/21	5/27	承認		5/28	承認	6/23	承認	6/24	承認
171	投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第8号)	外 務	6/11	6/17	承認		6/18	承認	7/7	承認	7/8	承認
171	国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正及び国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件(条約第9号)	外 務	6/4	6/10	承認		6/11	承認	7/2	承認	7/3	承認
171	クラスター弾に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第10号)	外 務	4/23	5/8	承認		5/12	承認	6/9	承認	6/10	承認
171	国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件(条約第11号)	外 務	4/23	5/8	承認		5/12	承認	6/9	承認	6/10	承認
171	強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(条約第12号)	外 務	4/23	5/8	承認		5/12	承認	6/9	承認	6/10	承認
171	日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の締結について承認を求めるの件(条約第13号)	外 務	5/21	5/27	承認		5/28	承認	6/23	承認	6/24	承認
171	国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件(条約第14号)	外 務	6/4	6/10	承認		6/11	承認	7/2	承認	7/3	承認

〔承認〕

提出 回次	議案件名	衆議院							参議院			
		委員会					本会議		委員会		本会議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果
171	放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）	総務	3/19	3/26	承認	有	3/27	承認	3/30	承認	3/31	承認
171	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）	国土交通	6/17	6/24	承認		6/25	承認	6/30	承認	7/1	承認
171	外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第3号）	経済産業	6/19	7/1	承認		7/2	承認		審査未了		
171	外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第4号）	経済産業	6/23	7/1	承認		7/2	承認		審査未了		

26

〔承諾〕

提出 回次	議案件名	衆議院							参議院			
		委員会					本会議		委員会		本会議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果
169	平成19年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第169回国会、内閣提出）	決算行政監視	1/5	4/13	承諾		4/14	承諾	6/22	不承諾	6/24	不承諾
169	平成19年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第169回国会、内閣提出）	決算行政監視	1/5	4/13	承諾		4/14	承諾	6/22	承諾	6/24	不承諾

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
169	平成19年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第169回国会、内閣提出)	決算行政監視	1/5	4/13	承諾		4/14	承諾	6/22	不承諾	6/24	不承諾
169	平成19年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第169回国会、内閣提出)	決算行政監視	1/5	4/13	承諾		4/14	承諾	6/22	承諾	6/24	不承諾
169	平成19年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第169回国会、内閣提出)	決算行政監視	1/5	4/13	承諾		4/14	承諾	6/22	承諾	6/24	不承諾
171	平成20年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)							審議 未了				
171	平成20年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)							審議 未了				
171	平成20年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)							審議 未了				

〔決算・国有財産等〕

< 決 算 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
170	平成19年度一般会計歳入歳出決算 平成19年度特別会計歳入歳出決算 平成19年度国税収納金整理資金受払計算書 平成19年度政府関係機関決算書	決算行政監視	1/5	6/24	一部批難	6/25	議決	

< 国有財産 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
170	平成19年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/5	6/24	是認	6/25	是認	
170	平成19年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/5	6/24	是認	6/25	是認	

< NHK 決算 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
171	日本放送協会平成19年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書						審議未了	

[決議案]

< 本会議決議 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
171	雇用と住まいを確保する緊急決議案(玄葉光一郎君外5名提出、決議第1号)			7/14	撤回			
171	第31回オリンピック競技大会及び第15回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案(森喜朗君外5名提出、決議第2号)	審査省略				3/17	可決	
171	北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議案(小坂憲次君外10名提出、決議第3号)	審査省略				3/31	可決	
171	北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案(小坂憲次君外7名提出、決議第4号)	審査省略				4/7	可決	
171	北朝鮮核実験実施に対する抗議決議案(小坂憲次君外7名提出、決議第5号)	審査省略				5/26	可決	
171	核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議案(小坂憲次君外12名提出、決議第6号)	審査省略				6/16	可決	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院					
		委 員 会				本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果
171	国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議案（津島雄二君外12名提出、決議第7号）	審査省略				7/9	可決
171	麻生内閣不信任決議案（鳩山由紀夫君外8名提出、決議第8号）	審査省略				7/14	否決

< 委員会決議 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院	
		委 員 会	議決日
171	地方税財政基盤の確立に関する件	総 務	2/27
171	平成21年度畜産物価格等に関する件	農林水産	3/4
171	バイオマス活用推進に関する件	農林水産	4/30
171	海洋漂着物等の処理等の推進に関する件	環 境	7/3

両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等

【内閣委員会】

株式会社地域力再生機構法案（内閣提出、第169回国会閣法第14号）要旨

本案は、雇用の安定等に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の再建を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、地域経済において重要な役割を果たしていながら過大な債務を負っている事業者に対し、金融機関等からの債権の買取り等を通じてその事業の再生を支援することを目的とする法人として、株式会社地域力再生機構を設立するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 株式会社地域力再生機構（以下「機構」という。）は、全国で1つに限り、主務大臣の認可を受けて設立されるものとし、預金保険機構が、常時、機構の発行済株式の2分の1以上を保有していなければならないこと。
- 二 機構には、取締役である委員3人以上7人以内で組織し、委員の過半数が社外取締役から構成される地域力再生委員会（以下「委員会」という。）を置くこととし、委員会は、再生支援の決定、債権買取り等の決定、買取申込み等期間の延長の決定、出資の決定、債権又は株式若しくは持分の処分等の決定、再生手続及び更生手続の特例の対象となる貸付けの確認の決定その他取締役会から委任を受けた事項の決定を行うこと。
- 三 機構は、その目的を達成するため、対象事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り、対象事業者に対する資金の貸付け、債務の保証、出資、事業の再生に関する専門家の派遣及び助言等の業務を営むものとするほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、対象事業者以外の事業者に対する助言を行うことができること。
- 四 機構は、原則として、その成立の日から2年以内に支援決定を行い、支援決定の日から3年以内に、当該支援決定に係るすべての再生支援を完了するように努めなければならないこと。
- 五 機構は、三に掲げる業務の完了により解散すること。
- 六 政府は、国会の議決を経た金額の範囲内で、機構の資金の借入れ又は社債に係る債務について、保証契約をすることができることとするとともに、預金保険機構が機構に対し出資を行うために、予算で定める金額の範囲内で、預金保険機構に出資することができること。

七 機構は、産業活力再生特別措置法の施策と相まって、効果的に再生支援を行うように努めなければならないこととするほか、金融庁又は日本銀行に対する協力要請、政策金融機関等の協力、国、地方公共団体、機構等の連携及び協力等について、所要の規定を整備すること。

八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(修正要旨)

一 機構の名称を「株式会社企業再生支援機構」に改めるとともに、この法律の題名を「株式会社企業再生支援機構法」に改めること。

二 機構による再生支援の対象となる事業者の要件を「有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている」に改めるとともに、中堅事業者及び中小企業者を例示すること。

三 機構による再生支援の対象となる事業者から、国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人（国又は地方公共団体がその経営を実質的に支配することができないものとして政令で定める法人を除く。）等を除外すること。

四 再生支援及び債権買取り等の決定に当たって機構が従うべき基準の策定に係る規定等における主務大臣として、厚生労働大臣を追加すること。

五 中小企業者向けの再生支援について、産業活力再生特別措置法との関係の規定を追加すること。

六 この法律の施行期日を公布の日から起算して4月を超えない範囲内において政令で定める日に改めること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 事業の再生は、市場における自主的な取組の尊重を原則とすべきものであることにかんがみ、株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）が事業の再生支援の決定を行うに当たっては、安易に企業の延命を図ることのないよう、公正かつ中立的な観点から判断を行うものとする。

二 機構は、事業再生計画の策定及び実施についての労働者の理解及び協力の有無等、事業者と労働者との協議の状況について、十分な確認を行うものとする。また、再生支援の実施に当たっては、現下の雇用情勢にかんがみ、雇用の安定に十分配慮するものとする。

- 三 中小企業の健全な経営が我が国産業の発展の重要な基礎であることにかんがみ、機構は、各都道府県の中小企業再生支援協議会との緊密な連携を図るとともに、機構が中小企業の再生支援を行う場合には、その協力関係の下で、積極的な支援に努めるものとする。
- 四 機構は、中小企業者等の事業の実態等を勘案して支援基準の運用を行うものとする等、機構による再生支援を中小企業者等が十分活用し得るよう努めるものとする。
- 五 機構による事業者の再生支援に当たっては、支援基準に基づき厳正に判断する等により事業者のモラルハザードを招かないよう努めるとともに、機構の損失拡大により国民負担が生じることがないように、適正に事業を実施するものとする。
- 六 政府は、現下の地域経済情勢が特に緊急な対処を不可欠とする状況にあることを踏まえ、可能な限り早急な機構の設立及び再生支援業務の開始が実現するよう努めるものとする。
- 七 政府は、現下の地域経済情勢にかんがみ、再生支援のための事業規模の拡充が必要かつ適当である場合には、政府による追加出資、政府保証枠の拡充等に機動的に努めるものとする。
- 八 本法律案の施行期日について、公布の日から4月を超えない範囲内において施行すると定めているが、諸般の経済状況を考慮し、公布後、3箇月程度を目標に施行すること。

道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）（参議院送付）要旨

本案は、最近における道路交通をめぐる情勢にかんがみ、駐車若しくは停車が禁止されている道路の部分又は時間制限駐車区間のうち道路標識等により指定されたものについて、高齢運転者等の申請により都道府県公安委員会が交付する高齢運転者等標章を掲示した普通自動車に限り駐車又は停車をすることができることとするほか、高速自動車国道等において車間距離保持義務に違反する行為をした者に係る法定刑の引上げ、高齢運転者標識の表示義務の見直し等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 高齢運転者等標章を掲示した普通自動車は、駐車又は停車が禁止されている道路の部分のうち道路標識等により指定されているものについては、駐車又は停車をすることができること。
- 二 都道府県公安委員会は、道路標識等により、時間制限駐車区間を高齢運転

者等標章を掲示した同一の普通自動車に限り引き続き駐車することができる道路の区間として指定することができること。

三 高齢運転者等標章の譲渡し及び貸与を処罰すること。

四 高速自動車国道又は自動車専用道路において車間距離保持義務に違反する行為をした者に係る法定刑を引き上げること。

五 地域交通安全活動推進委員の活動に、高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法について住民の理解を深めるための運動の推進を加えること。

六 75歳以上の者は高齢運転者標識を付けないで普通自動車を運転してはならないとする規定は、当分の間、適用しないこと。

七 施行期日等

1 2及び3を除き、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

2 六については、公布の日から施行すること。

3 四及び五については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

4 所要の経過措置を設けること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 現在取りまとめが行われている「高齢運転者支援のための重点施策」に掲げられた施策を速やかに実施するとともに、高齢者、障害者、妊婦等社会的配慮が必要な者に対する交通支援施策を引き続き検討し、その充実に努めること。

二 高齢運転者標識制度については、これまでの議論を踏まえ、罰則の廃止や標識の様式の見直しを含め、改めて検討を加えること。また、聴覚障害者が普通自動車を運転する際の標識の表示義務については、引き続き、関係者の意見を十分聴取しつつ検討を進め、必要に応じ見直しを行うこと。

三 高齢運転者等専用駐車区間制度の対象者を定める政令の制定に当たっては、関係者の意見を十分聴取しつつ、妊婦等自動車による安全かつ円滑な移動を支援するため特に配慮が必要のある者を的確に定めること。高齢運転者等専用駐車区間の設置に当たっては、対象者のニーズ、当該道路の交通事情等を踏まえつつ、地域住民の理解を得ながら、着実な整備に努めるとともに、そ

の運用に当たっては、高齢者、障害者、妊婦等を支援する本制度の趣旨を対象者と国民に周知徹底し、制度の円滑な実施に努めること。

四 聴覚障害者に対する普通自動車免許の付与条件の妥当性について引き続き検討を行うとともに、原動機付き自転車等、運転することができる自動車の種類の拡大について調査・検討を行うこと。検討に当たっては、諸外国の状況にも配意するとともに、聴覚障害者団体との意見交換を実施すること。

五 身体機能の低下を自覚するなど運転に不安を持つ高齢者の自主的な運転免許証の返納を促すため、運転免許証を返納した高齢者の移動手段の確保など必要な措置を講ずること。

六 車間距離制御装置や運行関連情報提供装置など、運転者の安全に資する技術の研究開発を支援すること。

公文書等の管理に関する法律案（内閣提出第41号）要旨

本案は、公文書等の管理に関する基本的な事項として、行政文書等の作成・保存、国立公文書館への移管等についての原則を定めるとともに、歴史資料として重要な公文書等が国立公文書館等において適切に保存され、利用に供されるために必要な措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 行政機関の職員は、当該行政機関の意思決定並びに当該行政機関の事務及び事業の実績について、原則として文書を作成しなければならないこと。

二 行政機関の長は、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書を行政文書ファイルにまとめるとともに、当該行政文書ファイルについて分類し、名称を付し、保存期間等を設定しなければならないこと。

三 行政機関の長は、行政文書ファイル等について、保存期間満了前にあらかじめ、保存期間満了時の措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならないこと。

四 行政機関の長は、行政文書ファイル等について、保存期間の満了する日までの間、適切に保存しなければならないとし、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、三の定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならないこと。

五 行政機関の長は、行政文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならないとし、内閣総理大臣は、報告を取りまとめ、その

概要を公表しなければならないこと。

- 六 行政機関の長は、行政文書の管理が適正に行われることを確保するため、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、行政文書管理規則を設けるとともに、これを公表しなければならないこと。
- 七 独立行政法人等は、行政文書に準じて、法人文書を適正に管理しなければならないとし、歴史公文書等に該当するものによっては国立公文書館等に移管しなければならないこと。
- 八 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等を永久に保存しなければならないとし、利用請求があった場合には、一定の場合を除き、これを利用させなければならないこと。
- 九 内閣府に、公文書管理委員会を置き、内閣総理大臣は、この法律に基づく政令の制定又は改廃の立案等をしようとするときは、公文書管理委員会に諮問しなければならないこと。
- 十 内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、公文書等の管理について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができること。
- 十一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(修正要旨)

- 一 目的に、「公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」を明記すること。
- 二 行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、行政機関の職員が作成すべき文書の範囲の具体化及び明確化を図るための規定を整備すること。
- 三 行政機関の長は、行政文書ファイル等について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの移管又は廃棄の措置の決定を行うこと。
- 四 行政機関の長は、その保存する行政文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならないこと。
- 五 行政文書ファイル管理簿及び法人文書ファイル管理簿の公表に関する措置について定めること。

- 六 行政機関（会計検査院を除く。）の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならないこと。また、内閣総理大臣は、行政文書ファイル等について特に保存の必要があると認める場合には、当該行政文書ファイル等について、廃棄の措置をとらないように求めることができること。
- 七 内閣総理大臣は、行政文書管理規則の制定等について同意をしようとするときは、公文書管理委員会に諮問しなければならないこと。
- 八 行政機関及び独立行政法人等の職員に対する研修について定めること。
- 九 行政機関等の組織の見直しに伴う行政文書等の適正な管理のための措置について定めること。
- 十 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案しつつ、行政文書の範囲等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 公文書管理の改革は究極の行政改革であるとの認識のもと、公文書管理の適正な運用を着実に実施していくこと。
- 二 公文書等の管理に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための公文書管理担当機関の在り方について検討を行うこと。
- 三 行政文書の管理が適正に行われることを確保するため、一定の期間が経過した行政文書に関しその保存期間満了前に一括して保管等の管理を行う制度（いわゆる中間書庫の制度）を各行政機関に導入することについて検討を行うこと。
- 四 国民に対する説明責任を果たすため、行政の文書主義の徹底を図るという本法の趣旨にかんがみ、軽微性を理由とした恣意的な運用のなされることのないよう、万全を期すること。
- 五 公文書管理と情報公開が車の両輪関係にあるものであることを踏まえ、両者の適切な連携が確保されるよう万全を期すること。
- 六 公文書の適正な管理が、国民主権の観点から極めて重要であることにかんがみ、公文書管理に関する職員の意識改革及び能力向上のための研修並びに専門職員の育成を計画的に実施すること。また、必要な人員、施設及び予算を適正に確保すること。

- 七 既に民営化された行政機関や独立行政法人等が保有する歴史資料として重要な文書について、適切に国立公文書館等に移管されるよう積極的に対応すること。
- 八 国立公文書館等へ移管された特定歴史公文書等に対する利用制限については、利用制限は原則として30年を超えないものとするべきとする「30年原則」等の国際的動向・慣行を踏まえ、必要最小限のものとする事。
- 九 本法に基づく政令等の制定・改廃の過程及び公文書の管理・利活用に関して、十分に公開し、多くの専門的知見及び国民の意見が取り入れられる機会を設けること。
- 十 特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱いにおける除外規定である本法第16条に規定する「行政機関の長が認めることにつき相当の理由」の有無の判断に関しては、恣意性を排し、客観性を担保する方策を検討すること。
- 十一 特定歴史公文書等の適切なデジタルアーカイブ化を推進し、一般の利用を促進すること。
- 十二 公文書の電子化の在り方を含め、電子公文書の長期保存のための十分な検討を行うこと。
- 十三 刑事訴訟に関する書類については、本法の規定の適用の在り方を引き続き検討すること。
- 十四 一部の地方公共団体において公文書館と公立図書館との併設を行っていることを踏まえ、これを可能とするための支援を検討すること。
- 十五 宮内庁書陵部及び外務省外交史料館においても、公文書等について国立公文書館と共通のルールで適切な保存、利活用が行われるよう本法の趣旨を徹底すること。

構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）要旨

本案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、地方公共団体の長が社会教育施設の管理及び整備に関する事務を実施することができることとするとともに、競争の導入による公共サービスの改革を推進するため、これまで構造改革特別区域における特例措置として行われていた刑事施設における被収容者に対する健康診断の実施等に関する業務の民間事業者への委託について、広く官民競争入札又は民間競争入札により行うことができることとする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 構造改革特別区域法の一部改正

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例として、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域内においては、地方公共団体の教育委員会が管理し、及び執行している社会教育施設の管理及び整備に関する事務について、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行することができることとする措置を追加すること。

2 次に掲げる法律の特例についての規定を削除すること。

(一) 特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業に係る刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）等の特例

(二) 特定刑事施設における病院等の管理の委託促進事業に係る刑事収容施設法等の特例

二 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正

刑事収容施設法等の特例として、刑事施設における被収容者に対する健康診断の実施等に関する業務について、民間事業者に対する委託を可能とするため、官民競争入札等の対象とする業務の範囲、民間事業者に必要なとされる資格、民間事業者の遵守すべき義務、法務大臣による監督上の措置その他の事項を定めること。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

【総務委員会】

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）要旨

本案は、地方財政の状況等にかんがみ、平成20年度分の地方交付税の総額を確保するため、所要の加算措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 地方交付税法の一部改正

1 平成20年度分の地方交付税の総額の特例として、2兆2,730億9,500万円を加算すること。

2 1の加算額のうち、1兆2,410億4,750万円に相当する額について、平成23年度から平成27年度までの各年度分における地方交付税の総額から2,482億950万円をそれぞれ減額すること。

二 特別会計に関する法律の一部改正

交付税及び譲与税配付金勘定における一般会計からの繰入金の額の特例に関し、平成20年度及び平成23年度から平成27年度までの繰入分の額について所要の改正を行うこと。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）要旨

本案は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、自動車取得税、軽油引取税等につき、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 個人住民税について、新たな住宅借入金等特別税額控除を創設すること。

二 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る個人住民税の税率軽減措置を平成23年12月31日まで延長すること。

三 土地及び住宅の取得に係る不動産取得税の税率軽減措置を平成24年3月31日まで延長すること。

四 固定資産税の土地に係る負担調整措置について、現行措置を継続すること。

五 自動車取得税について、平成24年3月31日までに行われた環境への負荷の少ない新車の取得について、税率軽減措置を講ずること。

六 軽油引取税、自動車取得税等の一般財源化等を行うこと。

- 七 非課税等特別措置の整理合理化を行うこと。
- 八 この法律は、一部の規定を除き、平成21年4月1日から施行すること。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）要旨

一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

1 地方交付税の総額の特例

- (一) 平成21年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、平成21年度における法定加算額7,231億円、臨時財政対策のための特例加算額2兆5,553億円及び交付税及び譲与税配付金特別会計における剰余金2,800億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額5,711億円を控除した額に、雇用機会の創出等に資する施策の実施に必要な財源を確保するために1兆円を加算した額とすること。
- (二) 平成22年度分の地方交付税の総額に、雇用機会の創出に資する施策の実施に必要な財源を確保するために5,000億円を加算すること。
- (三) 平成22年度から平成36年度までの地方交付税の総額について、2,472億円を加算すること。

2 基準財政需要額の算定方法の改正

- (一) 雇用創出につながる地域の実情に応じた事業の実施に必要な経費の財源を措置するため、平成21年度及び平成22年度における措置として「地域雇用創出推進費」を設けること。
- (二) 平成21年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正すること。

二 地方財政法の一部改正

地方公共団体は、今後5年間における特例措置として、公営企業、第三セクター等の抜本的な改革に伴って必要となる一定の経費の財源に充てるため、地方債を起すことができること。

三 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

平成21年度から平成23年度までの各年度にあっては、地方税法等改正法の施行に伴う市町村の自動車取得税交付金の減収額の一部を埋めるため、減収補てん特例交付金を拡充すること。

四 地方公営企業等金融機構法の一部改正

地方公共団体の一般会計における長期かつ低利の資金調達を補完するため地方公営企業等金融機構の貸付対象事業を拡充し、その名称を地方公共団体金融機構に改めること。

五 地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正

基準財政収入額に係る精算制度及び減収補てん債の発行対象税目に地方法人特別譲与税を追加すること。

六 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成21年4月1日から施行すること。

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）要旨

本案は、成田国際空港周辺地域における道路、生活環境施設等の整備を促進するため、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を延長しようとするもので、その内容は次のとおりである。

一 有効期限の延長

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を平成26年3月31日まで延長すること。

二 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）要旨

本案は、電波の有効利用を推進する観点から、地上デジタルテレビジョン放送への円滑な移行を推進するため電波利用料の用途の範囲を当分の間拡大するとともに、当該移行によって空くこととなる周波数帯を利用した移動受信用地上放送の早期実現を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 受信機器購入等の支援に係る電波利用料の用途の拡大関係

当分の間の電波利用料の用途の特例として、経済的困難その他の事由により地上デジタルテレビジョン放送の受信が困難な者に対して、地上デジタルテレビジョン放送の受信を可能とするための支援を追加すること。

二 移動受信用地上放送のための制度整備関係

1 現在携帯電話の基地局など電気通信業務用の無線局について導入されている開設計画の認定制度の対象に移動受信用地上放送をする無線局を追加すること。

2 現在衛星放送に導入されている受託国内放送の対象に移動受信用地上放送を追加すること。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、一の規定については公布の日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実現に努めるべきである。

- 一 受信機器購入等の支援の実施に当たっては、施策の不知による申請漏れが生じないように、あらゆる手段を講じて支援対象世帯に対する周知徹底を図ること。
- 二 受信機器購入等の支援の実施に当たっては、実施に関係するすべての団体等に対し、支援対象世帯に係る個人情報保護の徹底を指導するとともに、関連省庁と連携して悪質商法、詐欺事件等の被害防止対策に万全を期すこと。
- 三 景気の後退等に伴う支援対象世帯数の増加等情勢の変化があつた場合においても、受信機器購入等の支援の事務が滞りなく行われるよう、適切な対処を図ること。
- 四 移動受信用地上放送の具体的な制度設計に当たっては、新産業の創出や地域の振興、情報確保等の観点に留意するとともに、事業者の決定に当たっては、審査過程の公平性・透明性をより一層徹底すること。
- 五 平成23年7月の地上放送の完全デジタル化に向け、受信障害等に対し、必要な調査・支援の実施や国民に対する説明・相談体制の充実等を含め、官民協力してあらゆる方策を講じ、国民生活に支障を生ずることのないよう万全を期すこと。
- 六 電波・放送行政の公正性及び中立性を確保するため、引き続き、電波・放送行政の在り方について検討すること。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）要旨

本案は、市町村の区域外へ住所を移した場合においても住民基本台帳カードを引き続き利用することができるよう所要の手續を定め、また、外国人住民（日本の国籍を有しない者のうち、中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者又は仮滞在許可者、出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者であつて市町村の区域内に住所を有するものをいう。以下同じ。）の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加え、住民票の記載事項等について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 住民基本台帳カードの継続利用に関する事項
 - 1 転出の場合、住民基本台帳カードを、これを交付した市町村長に返納しなければならないとする規定を削除するとともに、転入地の市町村長によるカード記載事項の変更等の手続を定めること。
 - 2 住民基本台帳カードは、その有効期間が満了した場合等に、その効力を失うものとする。
- 二 住民基本台帳法の適用対象の拡大に関する事項
 - 1 日本の国籍を有しない者を適用除外とする現行の規定を改正し、外国人住民を住民基本台帳法の対象に加えるとともに、外国人住民に係る住民票の記載事項について、氏名、住所等のほか、国籍等、在留資格、在留期間等を記載すること。
 - 2 外国人住民となった者の届出、外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出など外国人住民に必要な規定を設けること。
 - 3 法務大臣は、外国人住民に係る住民票の記載事項の変更等を知ったときは、遅滞なく、その旨を住所地の市町村長に通知しなければならないこと。
- 三 施行期日等
 - 1 この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、二に係る事項等については、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「入管法等改正法」という。）の施行の日（以下「第1号施行日」という。）から、また、三の2前段に係る事項については、この法律の公布の日又は入管法等改正法の公布の日のいずれか遅い日から、それぞれ施行すること。
 - 2 市町村長は、第1号施行日前に当該市町村の外国人登録原票に登録され、第1号施行日において当該市町村の外国人住民であると見込まれる者について、仮住民票を作成し、その者に対して当該仮住民票の記載事項を通知するものとする。また、仮住民票は、第1号施行日において、住民票になるものとする。

（修正要旨）

政府は、現に本邦に在留する外国人であって出入国管理及び難民認定法第54条第2項の規定により仮放免をされ当該仮放免の日から一定期間を経過したものその他の現に本邦に在留する外国人であって同法又は日本国との平和条約

に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のものについて、入管法等改正法附則第60条第1項の趣旨を踏まえ、第1号施行日以後においてもなおその者が行政上の便益を受けられることとなるようにするとの観点から、必要に応じて、その者に係る記録の適正な管理の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 外国人住民への住民基本台帳制度の適用拡大に当たっては、基本的人権に十分配慮するとともに、これを基盤として外国人住民が行政サービスを適切に享受できるよう万全の措置を講ずること。
- 二 仮住民票の作成を含む外国人住民の住民基本台帳への記録関係事務を行うに当たっては、関係事務の委託先等を含め、データ保護とコンピュータ・セキュリティ対策の徹底、情報管理に係る責任体制の明確化等、個人情報保護に万全を期すること。
- 三 他の市町村への転入後における住民基本台帳カードの継続利用を可能とするに当たっては、個人情報保護に齟齬が生ずることのないよう慎重な配慮を行うこと。
- 四 住民基本台帳ネットワークシステム等のシステム改修に要する費用や、仮住民票の作成に要する費用等、本法施行に伴い地方公共団体に発生する経費について適切な財政措置を講ずるとともに、新たな在留管理制度の実施に要する経費については、地方公共団体に負担を求めないこと。
- 五 外国人住民に係る行政が質、量ともに大きく変化していることを踏まえ、政府における総合調整機能の整備を図るとともに、本法施行に係るものを含め、地方公共団体に対する財政措置の拡充強化に努めること。

消防法の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）要旨

本案は、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、都道府県が傷病者の搬送及び受入れの実施基準（以下「実施基準」という。）を定めるとともに、当該実施基準に関する協議等を行うための消防機関、医療機関等を構成員とする協議会の設置等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 都道府県は実施基準を定め、その内容を公表しなければならないものとする。

ること。

二 消防機関は傷病者の搬送に当たっては実施基準を遵守しなければならないものとし、医療機関は傷病者の受入れに当たっては実施基準を尊重するよう努めるものとする。

三 都道府県は、実施基準に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施に係る連絡調整を行うため、消防機関、医療機関等で構成される協議会を組織するものとする。

四 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一、大都市圏を中心に救急搬送が広域的に行われている現状にかんがみ、都道府県が策定する実施基準が都道府県の区域を越えた広域的な連携に十分配慮した実効的なものとなるよう、必要に応じ、情報の提供、助言その他の援助を通じ、都道府県間の調整を図ること。

二、受入医療機関選定困難事案や救急搬送長時間化事案が発生する根本には、救急医療に携わる医師等の不足と財政措置の不十分さという問題があることを銘記し、早急に、その改善に取り組むこと。

三、救急搬送体制が必ずしも救急出場件数の増加に対応したものとなっていないことを踏まえ、救急業務に係る財政措置の充実に努めること。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第67号）要旨

本案は、平成21年5月1日付けの一般職の職員の期末手当等の改定に関する人事院勧告を、勧告どおり実施するとともに、特別職の職員についても一般職の職員に準じた措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 指定職俸給表の適用を受ける職員及び陸将、海将、空将等の幹部自衛官の特別給について、勤務実績を適切に反映するため、期末特別手当を廃止し、期末手当及び勤勉手当に再編すること。

二 一般職の職員の平成21年6月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を暫定的に0.20月（指定職俸給表の適用を受ける職員は0.15月）引き下げること。

三 任期付研究員、特定任期付職員、内閣総理大臣等、防衛大学校等の学生の

平成21年6月期の期末手当の支給割合を暫定的に0.15月引き下げること。

四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

五 平成21年6月期の期末手当及び勤勉手当の暫定的引下げ分に相当する支給月数の期末手当及び勤勉手当の取扱いについて必要な措置を別途人事院が勧告すること。

六 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

(附帯決議)

政府及び人事院は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 平成21年6月期の国家公務員の特別給に関する今回の措置は、急速な景気の後退の中で、人事院が特別調査により判明した民間賞与の状況を踏まえて行った勧告に基づき暫定的にとられた異例の措置であることにかんがみ、本年の国家公務員の特別給の最終的な取扱いについては、人事院が本年の職種別民間給与実態調査の結果を踏まえて行う勧告に基づき、適切な措置を講ずること。

二 人事院の特別調査時点において夏季一時金が決定済である企業の割合が極めて低いことにかんがみ、今回の措置が今後決定される民間の夏季一時金を引き下げる圧力として働く本末転倒の結果を招くことのないよう、広く、今回の措置の経緯や趣旨の周知徹底に努めること。

三 平成21年6月期の国家公務員の特別給に関する今回の措置に関連する地方公務員の給与の取扱いについては、既に独自の給与削減措置を講じている団体も相当数に上ることにかんがみ、今回の措置に準ずる措置を一律に要請することはしないこと。

四 指定職俸給表適用職員の特別給への勤務実績の反映に係る措置の実施に当たっては、公務組織の活性化と効率化、業績評価の公正性と職員間の公平性の確保、職員の志気の向上などに十分配慮し、制度改正の趣旨が達成されるよう、適正な運用に努めること。

公共サービス基本法案（総務委員長提出、衆法第25号）要旨

本案は、公共サービスが国民生活の基盤となるものであることにかんがみ、公共サービスに関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共サービスに関する施策の基本となる事項を定めることにより、公共サービスに関する施策を推進し、もって国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 公共サービスの実施等は、安全かつ良質なサービスの確実、効率的かつ適正な実施、社会経済情勢の変化に伴い多様化する国民の需要への的確な対応、公共サービスについての国民の自主的かつ合理的な選択の機会の確保等が国民の権利であることが尊重され、国民が健全な生活環境の中で日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにすることを基本として、行われなければならないものとする。
- 二 国及び地方公共団体の責務並びに公共サービスの実施に従事する者の責務を定めること。
- 三 公共サービスを委託した場合の役割分担と責任の明確化、国民の意見の反映等、公共サービスの実施に関する配慮及び公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備を、国及び地方公共団体の基本的施策として定めること。
- 四 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）

本件は、日本放送協会の平成21年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第37条第2項の規定に基づき、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、本件には総務大臣の意見が付されており、平成21年度収支予算等について、「これを着実に遂行すべきものと認める」一方、協会においては、「国民・視聴者からの信頼回復に向けて一層改革を進めていくこと」及び「受信料の公平負担の徹底に向けて全力で取り組むこと」が必要であるとした上で、「放送法において求められる公共放送としての使命を確実に遂行し、国民・視聴者の負託に応えることが求められる」とされている。

一 収支予算

- (1) 一般勘定の事業収支は、受信料等の事業収入が前年度に比べ124億円増加の6,699億円、国内放送費等の事業支出が前年度に比べ256億円増加の6,728億円、事業収支における不足額29億円となっている。

なお、事業収支の不足額29億円のほか、債務償還に要する25億円及び建設費42億円の計97億円については、財政安定のための繰越金の一部をもって補てんする。

- (2) 受信料の額は、月額で、地上契約1,345円、衛星契約2,290円等、前年度

どおりである。

二 事業計画

- (1) 地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能地域の拡大やサービスの充実に向けた設備の整備を行う。
- (2) 視聴者からの信頼を高め、ジャーナリズムとしての役割を全うし、公共放送の使命を果たすために、経営の改革と公共放送の担い手の育成を柱として、組織風土の改革に取り組む。
- (3) 放送番組については、報道の強化を図り、正確な情報を迅速かつ的確に伝える。また、幅広い視聴者層に向けたニュース・番組作りを進めるとともに高品質で多彩な放送番組を提供する等、豊かで、かつ、良い放送番組により社会や文化の発展に尽くし、視聴者の期待にこたえるよう努める。
- (4) 国際放送は、邦人向け放送と外国人向け放送として、テレビジョン国際放送の充実・強化とラジオ国際放送の再編を進め、効果的な情報の発信に努める。
- (5) 受信料の公平負担の徹底に向けて、契約収納活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、受信料収入の確保に努める。
- (6) 調査研究については、デジタル放送技術の高度化など新しい放送技術の研究開発を行う。
- (7) 地上デジタルテレビジョン放送に必要な施設を管理運営する会社に対し、出資を行う。
- (8) 放送と通信が連携するサービスとして、アーカイブ番組等を電気通信回線により、有料で一般の利用に直接供するサービスを充実する。
- (9) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。
- (10) 協会の主たる財源が受信料であることを深く認識し、経営全般にわたる構造改革の徹底による効率的な業務体制の構築を図り、放送番組の充実やコンプライアンス体制の強化等への経営資源の配分を推進する。また、環境経営に着実に取り組む。

三 資金計画

平成21年度の資金計画は、受信料等による入金総額7,016億円、事業経費、建設経費等による出金総額6,932億円をもって施行する。

(附帯決議)

政府及び日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 協会においては、平成16年以降に発覚した一連の不祥事及び昨年発覚した職員によるインサイダー取引を踏まえ、国民・視聴者の信頼を回復すべく各種施策に取り組んでいるが、なおも不祥事が発覚している。協会は、組織をあげて、コンプライアンス施策の徹底を図るとともに、職員の高い倫理意識の構築と士気の向上に取り組むこと。
- 二 協会は、放送が社会に及ぼす影響の重大性を深く認識し、放送の不偏不党と表現の自由を確保して、公平、公正な放送の徹底に努めること。
- 三 協会においては、平成21年度予算を収支赤字予算とし、22年度予算についても収支赤字となることを見込んでいるが、これは地上デジタル放送への完全移行に向けた追加経費を要することによる臨時異例の対応であることを銘記し、最近の経済情勢の悪化や多メディア化による放送分野の経営環境の構造的変化を十分踏まえ、健全経営の維持に向け万全の対応を図ること。
- 四 受信料の支払い拒否・保留件数は減少傾向にあるが、なお高い水準にあり、未契約件数も多数に上ることから、協会においては、引き続き、あらゆる策を講じて国民・視聴者の理解を得て、未払い・未契約等の減少に努め、受信料の公平負担を図るとともに、受信料収入の国民・視聴者への還元の方策について真摯に検討すること。
- 五 協会においては、訪問集金の廃止等受信契約・受信料収納に係る経費の削減に努めているところであるが、受信料収入に対する契約収納関係経費の比率がなお高い水準にあることから、受信料制度への視聴者理解に不可欠な地域スタッフの業務に配慮しつつも、契約収納業務の効率化をさらに進め、経費削減に努めること。
- 六 協会は、公共放送の質の向上に資するよう、業務全般について徹底的な見直しを行うとともに、子会社等の統廃合を含めた一層の合理化を進めることにより、グループ全体の業務の効率化・スリム化を図ること。また、協会と子会社等との取引は、依然として随意契約比率が高いことから、競争契約比率を高めるなど取引の透明化・明確化を図るとともに、積極的な情報の開示に努めること。
- 七 協会が行う外国人向け映像国際放送に対しては、多額の受信料が投じられていることにかんがみ、その費用対効果を評価・検証するとともに、より効率的・効果的な放送が実施されるよう、業務体制及び放送内容の不断の見直しを行うこと。
- 八 協会は、地上放送の完全デジタル化が円滑に移行できるよう先導的な役割

を果たすとともに、政府は、放送が災害時等における貴重な情報源であることを踏まえ、経済的弱者等の世帯における受信設備のデジタル化支援に鋭意取り組むこと。

九 協会は、番組アーカイブについて、利用者のニーズを踏まえてサービスの見直しを適宜行うとともに、早期に収支の改善が図られるよう努めること。

【法務委員会】

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）要旨

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数を増加しようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 判事の員数を40人増加すること。
- 二 判事補の員数を35人増加すること。
- 三 裁判官以外の裁判所の職員の員数を3人増加すること。
- 四 この法律は、平成21年4月1日から施行すること。

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案（内閣提出第37号）要旨

本案は、国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約を踏まえて、外国等を当事者とする民事裁判手続並びに外国等の財産に対する保全処分及び民事執行に関する我が国の裁判権の範囲について定めるとともに、外国等に係る民事の裁判手続についての特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 定義

この法律において規律の対象となる「外国等」の意義について定めるものとする。

二 外国等に対する民事裁判手続について外国等が我が国の民事裁判権に服する場合

- 1 外国等が特定の事項又は事件に関して我が国の民事裁判権に服することについて明示的に同意した場合及び我が国の裁判所に自ら訴えを提起するなどした場合には、外国等は我が国の民事裁判権に服するものとする。
- 2 商業的取引、労働契約、人の死傷又は有体物の滅失等に関する裁判手続のうち一定のものについて、外国等は我が国の民事裁判権に服するものとする。

三 外国等の有する財産に対する保全処分及び民事執行の手続について外国等が我が国の民事裁判権に服する場合

- 1 外国等が、その有する財産に対して保全処分又は民事執行をすることについて明示的に同意した場合及び保全処分又は民事執行の目的を達することができるように特定の財産を担保として提供するなどした場合には、外国等は我が国の民事裁判権に服するものとする。
- 2 外国等の有する商業用財産等に対する民事執行の手続については、外国

等は我が国の民事裁判権に服するものとする。

- 3 外国中央銀行等の有する財産に対する保全処分及び民事執行の手続については、その明示的な同意がある場合等に限って、外国中央銀行等は我が国の民事裁判権に服するものとする。

四 外国等に係る民事の裁判手続についての特例

外国等に対する訴状等の送達、外国等が裁判所に出頭しなかった場合の取扱い等、外国等に係る民事の裁判手続についての特例を定めるものとする。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案（内閣提出第51号）要旨

本案は、現行の出入国管理及び難民認定法と外国人登録法の2つの制度による情報把握・管理の制度を改め、適法な在留資格をもって我が国に中長期に在留する外国人を対象として、法務大臣が公正な在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図るため、所要の改正及び外国人登録法の廃止を行うほか、外国人研修生等の保護の強化を図る等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 新たな在留管理制度の導入に係る措置

- 1 法務大臣は、在留資格をもって我が国に中長期間に在留する外国人に対し、基本的身分事項、在留資格・在留期間等を記載した在留カードを交付するものとする。
- 2 在留カードの交付を受けた外国人は、上陸後に定めた住居地を一定期間内に市町村の長を経由して法務大臣に届け出なければならないが、在留カードの記載事項のほか、その在留資格に応じて所属機関や身分関係に変更があった場合には法務大臣に届け出なければならないものとする。
- 3 法務大臣が外国人の所属機関から情報の提供を受けられるようにし、届出事項について事実の調査をすることができるようにするほか、在留資格の取消制度、罰則・退去強制事由等を整備すること。
- 4 適法に在留する外国人については、在留期間の上限を5年に引き上げる

とともに、有効な旅券及び在留カードを所持する外国人については、1年以内の再入国を原則として許可を受けることなく可能とすること。

- 5 新たな在留管理の対象とはならない特別永住者については、外国人登録証明書に替えて、特別永住者証明書を交付するなど、基本的には、現行制度を実質的に維持しつつも、原則として許可を受けることなく2年以内の再入国を可能とするなどの利便性を向上させる措置をとること。

二 外国人研修制度の見直しに係る措置

現行の在留資格「研修」の活動のうち実務研修を伴うものについて、労働関係法令の適用の対象とするため、及び、この活動に従事し、一定の技能等を修得した者がその修得した技能等を要する業務に従事するための活動を在留資格「技能実習」として整備すること。

三 在留資格「留学」と「就学」の一本化

在留資格「留学」と「就学」の区分をなくし、「留学」の在留資格に一本化すること。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(修正要旨)

一 特別永住者の特別永住者証明書等の常時携帯義務に関する修正

特別永住者の特別永住者証明書及び旅券の常時携帯義務とその違反に対する過料の規定を削除すること。

二 在留カード等の番号に関する修正

在留カード及び特別永住者証明書の番号は、その交付ごとに異なる番号を定めるものとともに、紛失や毀損等の場合以外の場合であっても、在留カード又は特別永住者証明書の交換を希望するときは、正当な理由がないと認められるときを除き、その再交付を求めることができる旨の規定を設けること。

三 所属機関の届出義務に関する修正

所属機関の受入れの状況についての届出義務を努力義務に変更すること。

四 中長期在留者に関する情報に関する修正

法務大臣は、在留管理の目的を達成するために必要な最小限度の範囲を超えて、中長期在留者に関する情報を取得し、又は保有してはならず、その取扱いに当たっては個人の権利利益の保護に留意しなければならない旨の規定

を設けること。

五 在留資格の取消しに関する修正

- 1 日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって在留する者が配偶者の身分を有する者としての活動を一定期間継続して行わないで在留している場合の在留資格の取消しについて、当該期間を「3月以上」から「6月以上」に延長するとともに、当該活動をしないことにつき正当な理由がある場合を除外することとし、当該取消しをしようとする場合には、在留資格の変更の申請又は永住許可の申請の機会を与えるよう配慮しなければならないものとする。
- 2 上陸許可の証印又は許可を受けて新たに中長期在留者となった者が当該上陸許可の証印又は許可を受けた日から90日以内に住居地の届出をしない場合の在留資格の取消しについて、届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除外すること。

六 団体監理型の技能実習の活動に対する団体の責任に関する修正

団体監理型の技能実習の活動について、団体の「責任及び監理」の下に行われる旨を明確化すること。

七 検討規定の追加に関する修正

政府は、この法律の施行後3年を目途として、改正法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、改正法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨の規定等を設けること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 永住者のうち特に我が国への定着性の高い者についての在留管理の在り方の検討に当たっては、その歴史的背景をも踏まえ、在留カードの常時携帯義務及びその義務違反に対する刑事罰の在り方、在留カードの更新等の手続、再入国許可制度等を含め、在留管理全般について広範な検討を行うこと。
- 二 在留カード及び特別永住者証明書の番号については、これらの番号をマスターキーとして名寄せがなされることにより、外国人のプライバシーが不当に侵害されるという疑念が生じないように、外国人の個人情報の保護について万全の配慮を行うこと。
- 三 所属機関の届出に係る努力義務については、的確な在留管理の実現に留意しつつ、その履行が所属機関の過重な負担となることのないよう、また、届出の内容が出入国管理及び難民認定法の目的の範囲から逸脱することがなく

必要最小限のものとなるよう、その運用には慎重を期すること。

四 法務大臣が一元的かつ継続的に把握することとなる在留外国人に係る情報が、いやしくも出入国の公正な管理を図るという出入国管理及び難民認定法の目的以外の目的のために不当に利用又は提供されることがないように、当該情報の取扱いに当たっては個人の権利利益の保護に十分に配慮すること。

五 配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わないで在留していることにより在留資格を取り消すことができる制度については、その弾力的な運用を行うとともに、配偶者からの暴力等により当該活動を行わないことに正当な理由がある場合には、在留資格の取消しの対象とならない旨の周知徹底を図ること。

六 新たに中長期在留者となった者が、上陸許可の証印等を受けた日から90日以内に住居地の届出をしないこと及び中長期在留者が、届け出た住居地から退去した場合において、当該退去の日から90日以内に新住居地の届出をしないことにより在留資格を取り消すことができる制度については、その弾力的な運用を行うとともに、正当な理由がある場合には、在留資格の取消しの対象とならない旨の周知徹底を図ること。

七 本法の施行による不法滞在者の潜行を防止する必要性があることにかんがみ、在留特別許可の許否の判断における透明性を更に向上させるため、公表事案の大幅な追加、ガイドラインの内容の見直し等を行い、不法滞在者が自ら不法滞在の事実を申告して入国管理官署に出頭しやすくなる環境を整備すること。

八 外国人研修生・技能実習生の受入れについては、本法律案が提出された趣旨にかんがみ、専ら低賃金労働力としての活用が横行することや、外国人研修生・技能実習生が劣悪な居住環境・就労環境に置かれることのないよう、入国管理官署、労働基準監督機関等の連携の下、人的体制を充実・強化し、法令違反、不正行為等について厳格な取締りを行うこと。

九 外国の送出し機関が外国人研修生・技能実習生から徴収する保証金等については、外国人研修生・技能実習生を不当に拘束する面があることにかんがみ、その徴収を行う外国の送出し機関からの外国人研修生・技能実習生の受入れを認めないことを含め、必要な措置を講ずること。

十 本法による外国人研修・技能実習制度の見直しに係る措置は、外国人研修生・技能実習生の保護の強化等のために早急に対処すべき事項についての必要な措置にとどまるものであることにかんがみ、同制度の在り方の抜本的な

見直しについて、できるだけ速やかに結論を得るよう、外国人研修生・技能実習生の保護、我が国の産業構造等の観点から、総合的な検討を行うこと。

十一 入国者収容所等視察委員会については、専門性にも配慮しつつ幅広く各界各層から委員を選任するとともに、委員会が十全な活動を行えるよう、その活動に係る人的・物的体制を整備し、委員会に対する情報の提供を最大限行う等の特段の配慮を行うこと。

十二 本法により、退去強制を受ける者を送還する場合の送還先に、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約第3条第1項等に規定する国を含まないことが明確に規定されることとなったことを踏まえ、退去強制を受ける者をその者の国籍等の属する国等に送還することの可否について、退去強制手続及び難民認定手続において、多方面から慎重な調査を行うこと。

【外務委員会】

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）要旨

本案は、在外公館の新設等を行うとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の改定を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 在コソボ日本国大使館を新設するとともに、同大使館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること。
- 二 在レシフェ及び在ジュネーブの各日本国総領事館を廃止すること。
- 三 既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること。
- 四 この法律は、平成21年4月1日から施行すること。ただし、在レシフェ及び在ジュネーブの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

一日も早い解決を迫られる北朝鮮拉致問題やその解決の目途が見えない北朝鮮やイランの核問題、自立を模索するイラク情勢、和解促進を必要とするアフガニスタン情勢等、国際情勢は不透明さを増しており、これら問題解決の遅れは更なる地域の不安定化を招来することになる。今、我が国に求められるのは国益を踏まえつつ、国際社会との協力・連携の下、これら諸問題に毅然と対応する外交力である。そのためにも、我が国外交を担う外務省の体制強化と危機管理体制の抜本的改革が必要である。他方、今日、サブプライムローン破綻による世界金融危機をきっかけとして国際経済の著しい後退局面を生じ、我が国経済は未曾有の危機的状況に陥っている一方、財政事情は依然として厳しい。外務省においては組織改革や手当の見直しに際し、こうした国内事情を重く受け止めるとともに、とりわけ外務公務員の手当に向けられる国民の声に真摯に応えていく必要がある。これらを踏まえ、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

- 一 我が国外交の最前線基地である在外公館等の新設に関しては、我が国の国益と相手国との相互主義の原則等を踏まえ、戦略的にその増強・整備に当たること。
- 一 在外公館においては、大規模自然災害や犯罪・テロ等の緊急事態における在外邦人に対する迅速かつきめ細やかな支援を可能とするため、日常の情報提供、共有体制等も含めて危機管理体制の機能拡充に努めること。

- 一 我が国の厳しい財政事情を厳粛に受けとめ、在外公館に関わる予算の効率性・透明性を高めるとともに、その執行に当たっては、適切な支出が図られるよう具体的な措置を講じること。
- 一 在勤手当については、国内の財政状況や外交活動を推進する上での必要性を踏まえ、民間企業、諸外国の外交官の給与・手当の水準及び各任地の事情に鑑み、為替・物価等の変動が反映される形で客観的に算出されることにより、必要に応じて在勤手当全般にわたる内容の見直しを行うこと。特に為替変動による在外基本手当の見直しについては、直近のデータを基に見直しすること。
- 一 国際社会のグローバル化による海外渡航者や在留邦人の増加とともに領事業務の重要性が高まっていることに鑑み、邦人の活動環境を向上させるための国民の視点に立った領事サービスの不断の向上に努めること。
- 一 外務省においては、総務省の行政評価・監視結果を踏まえ、不祥事の再発を防止し、信頼を回復するため、より一層の情報公開と外交機能強化のための組織・制度の改革に全力で取り組み、その成果を国民に対して分かりやすく説明すること。
- 一 在外公館における監査・査察体制の一層の強化を図ること。
右決議する。

刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件（第170回国会条約第1号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国と中華人民共和国香港特別行政区との間の捜査、訴追その他の刑事手続に関する共助に係る要件、手続等について定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 各締約者は、他方の締約者の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの協定の規定に従って共助を実施すること。
- 二 共助には、(1)証言、供述又は物件の取得、(2)人、物件又は場所の見分、(3)人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定、(4)被請求締約者の当局の保有する物件の提供、(5)請求締約者の関係当局への出頭が求められている者に対する招請についての伝達、(6)拘禁されている者の身柄の移送であって、証言又は捜査、訴追その他の手続における協力のためのもの、(7)裁判上の文書の送達、(8)犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手

続についての共助、(9)被請求締約者の法令により認められるその他の共助であって両締約者の中央当局間で合意されたもの、を含むこと。ただし、租税に関する法律に違反する犯罪に関連する共助の請求は、その主たる目的が租税の賦課又は徴収であってはならないこと。

三 この協定に規定する任務を行う中央当局として、日本国は法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者を、中華人民共和国香港特別行政区は法務長官又は同長官が指定する者を、それぞれ指定することとし、両締約者の中央当局は、この協定の実施に当たって、相互に直接連絡すること。

四 被請求締約者の中央当局は、請求締約者の管轄内における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自己の法令によれば犯罪を構成しないと認める等の場合には、共助を拒否することができること。

五 この協定に基づき請求された共助の実施に当たっては、被請求締約者は、当該共助をこの協定の関連規定に従って速やかに実施し、また、被請求締約者の権限のある当局は、当該共助を実施するためにその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとること。

六 両締約者の中央当局は、この協定に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができること、また、この協定の解釈又は実施から生ずる紛争は、外交上の経路を通じて解決すること。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第170回国会条約第2号）要旨
本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、ウズベキスタンとの間の投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護等について定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。

二 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えるとともに、恣意的な措置により当

該投資家の投資活動を妨げてはならず、また、当該投資家の投資財産等に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守すること。

三 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動の条件として、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること等の要求を課し、又は強制してはならないこと。

四 いずれの締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法の手続等に従うことに関する条件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならないこと。

五 一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうちいずれか有利なものよりも不利でない待遇を与えること。

六 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの資金の移転であって、他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保すること。

七 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議又は交渉により解決されない場合には、その投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停若しくは仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則に基づく調停若しくは仲裁又は国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則に基づく仲裁のいずれかに付託されること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、投資活動に関する内国民待遇、投資活動に関する最恵国待遇及び特定措置の履行要求の禁止の規定により課される義務に適合しない措置に関し各締約国が付する留保について規定している。

航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第170回国会条約第3号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とサウジアラビアとの間及びその以遠における定期航空路の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みについて定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 両締約国の航空企業は、他方の締約国の領空を無着陸で通過することができるほか、当該他方の締約国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができること。

- 二 一方の締約国の指定航空企業は、附属書に定める路線（以下「特定路線」という。）において、他方の締約国内の地点に着陸して定期的に両締約国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と当該他方の締約国内の地点との間の貨客を運送することができること。
 - 三 一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油、部品、航空機貯蔵品等について当該他方の締約国の関税等を免除されること。
 - 四 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給すること。
 - 五 運賃に関する合意は、適当な国際的な仕組みを通じて、又は関係指定航空企業の間で行うものとし、合意された運賃につき両締約国の航空当局の認可を受けること。
 - 六 両締約国は、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港等の安全に対する不法な行為等を防止し、又は終結させるため、保安措置等を講ずるとともに相互援助する等民間航空の安全を保護するための措置をとること。
 - 七 一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該他方の締約国の航空施設、乗組員、航空機及び航空機の運航の安全に係る規制等についての協議を要請することができるものとし、当該他方の締約国は、協議の結果、自国の規制等が国際標準に適合していないことを確認した場合には、国際標準に適合させるために必要な措置をとらなければならないこと。
- なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、両締約国の指定航空企業が運営することのできる路線を具体的に定めている。

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、在日米軍の再編に関して、2006年5月1日の日米安全保障協議委員会文書「再編の実施のための日米ロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）に記載された第三海兵機動展開部隊のグアムへの移転を確実なものとし、沖縄県の負担の軽減を図るためのものであり、その主な内容は次のとお

りである。

- 一 日本国政府は、グアムにおける施設及び基盤を整備するアメリカ合衆国政府の事業への資金の拠出を条件として、同国政府に対し、第三海兵機動展開部隊の要員約8,000人及びその家族約9,000人の沖縄からグアムへの移転（以下「移転」という。）のための費用の一部として、合衆国の2008会計年度ドルで28億合衆国ドルの額を限度として資金の提供を行うこと。
- 二 アメリカ合衆国政府は、(1)移転のための資金が利用可能であること、(2)ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展があること及び(3)ロードマップに記載された日本国の資金面での貢献があることを条件として、グアムにおける施設及び基盤を整備する同国政府の事業への資金の拠出を含む移転のために必要な措置をとること。
- 三 アメリカ合衆国政府は、日本国が提供した資金及び当該資金から生じた利子を、グアムにおける施設及び基盤を整備する移転のための事業にのみ使用すること。
- 四 アメリカ合衆国政府は、日本国の提供する資金が拠出される移転のための事業に係る調達を行う過程に参加するすべての者が公正、公平かつ衡平に取り扱われることを確保すること。
- 五 日本国の同一の会計年度において日本国の提供した資金が拠出されたすべての個別の事業に係るすべての契約の終了後に日本国が提供した資金に未使用残額がある場合には、アメリカ合衆国政府は、原則として、日本国政府に対し、当該未使用残額を返還すること。
- 六 日本国の提供した資金が拠出された最後の個別の事業に係るすべての契約の終了後、アメリカ合衆国政府は、原則として、日本国政府に対し、日本国が提供した資金から生じた利子を返還すること。
- 七 アメリカ合衆国政府は、両国政府の実施当局が従うべき実施のための指針及び日本国の各会計年度において日本国の提供する資金が拠出される個別の事業に関する両国政府の専門家間協議等を通じて、日本国政府が当該事業の実施に適切な方法で関与することを確保すること。
- 八 アメリカ合衆国政府は、同国政府が日本国の提供した資金が拠出された施設及び基盤に重大な影響を与えるおそれのある変更を検討する場合には、日本国政府と協議を行い、かつ、日本国の懸念を十分に考慮に入れて適切な措置をとること。

領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国と中華人民共和国が共に締約国である領事関係ウィーン条約の規定を確認し、補足すること等を目的として、領事機関の公館の不可侵、派遣国の国民との通信及び接触等の領事に関する事項について定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 領事機関の公館は不可侵とするとともに、領事官の住居は領事機関の公館と同様の不可侵及び保護を享有すること。
- 二 接受国は、派遣国の国民が領事官と接触すること及び領事機関の公館に入ることを妨げてはならないこと。
- 三 接受国の権限のある当局は、領事機関の領事管轄区域内で、派遣国の国民が逮捕された場合、留置された場合、裁判に付されるため勾留された場合又は他の事由により拘禁された場合には、当該国民の要請があるか否かにかかわらず、そのような事実及びその理由を、遅滞なく、遅くともこれらの逮捕、留置、勾留又は拘禁の日から4日以内に、当該領事機関に通報すること。
- 四 領事機関の要請があるときは、その領事管轄区域内の権限のある地方当局は、自国の法令の定める範囲内で、公共の安全に関する情報を領事機関に提供することを決定し、領事機関及びその領事管轄区域内の権限のある地方当局は、緊急事態に係る準備のため、相互間の連絡の経路を維持すること。
- 五 本協定により明示的に規律されない事項については、領事関係ウィーン条約により引き続き規律されること。
- 六 本協定は、同時に、中華人民共和国香港特別行政区及び中華人民共和国マカオ特別行政区に適用すること。

社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、日本・スペイン両国間における年金制度への二重加入の問題等の解消を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定は、我が国については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について適用し、また、スペインについては、退職給付、永久障害給付、死亡及び遺族給付に

- 関する拠出制の社会保障制度及び国家年金制度について適用すること。
- 二 強制加入に関する法令の二重適用を回避するため、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用すること。
 - 三 被用者又は自営業者が、派遣又は自営活動の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用すること。
 - 四 派遣又は自営活動の期間が5年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、被用者又は自営業者に対して引き続き自国の法令のみを適用することについて合意することができること。
 - 五 日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、スペインの法令による保険期間を考慮すること。
 - 六 日本国の実施機関は、本協定の規定に従うことを条件として、日本国の法令に従って当該給付の額を計算すること。
 - 七 スペインの実施機関は、スペインの給付を受ける権利を確立するため、スペインの法令による保険期間と重複しないことを条件として、日本国の法令による保険期間を考慮すること。
 - 八 スペインの実施機関は、本協定の規定に従い、給付の額を計算すること。

社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第4号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、日本・イタリア両国間における年金制度及び雇用保険制度への二重加入の問題の解決を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定は、我が国については、年金制度に関し、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について適用するとともに、失業等給付に関する雇用保険制度について適用すること。
- 二 この協定は、イタリアについては、年金制度に関し、被用者の障害年金、老齢年金及び遺族年金に関する一般強制保険、自営業者に関する一般強制保険の特別制度、一般強制保険の分離制度並びに一般強制保険を代替し、及び

除外する保険制度について適用するとともに、雇用保険制度に関し、非自発的失業に対する保険制度について適用すること。

三 強制加入に関する法令の二重適用を回避するため、年金制度については、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用すること。ただし、被用者又は自営業者が、派遣又は自営活動の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用すること。

四 強制加入に関する法令の二重適用を回避するため、雇用保険制度については、被用者が派遣の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用すること。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第5号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、これまでに我が国が諸外国との間で締結してきた租税条約と同様に、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を回避することを目的として、我が国とブルネイとの間で課税権を調整するもので、その主な内容は次のとおりである。

一 この協定が適用される租税は、日本国については所得税、法人税及び住民税、ブルネイについては所得税及び石油利得税とすること。

二 一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合における当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ当該他方の締約国において課税することができること。

三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税することができるが、同配当に対しては、当該配当を支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、配当の受益者が当該配当を支払う法人の議決権のある株式の10%以上を直接又は間接に所有する法人である場合には当該配当額の5%を、その他のすべての場合には当該配当額の10%を、それぞれ超えない額の課税をすることができること。

四 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において課税することができるが、同利子に対しては、当該利子が生じた一方の締約国においても、10%を超えない額の課税をす

ることができること（ただし、政府、中央銀行等が受け取る利子は免税）。

五 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である著作権、特許権、商標権等の使用料に対しては、当該他方の締約国において課税することができるが、同使用料に対しては、当該使用料が生じた一方の締約国においても、10%を超えない額の課税をすることができること。

六 両締約国の権限のある当局は、この協定に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができること。

七 両締約国の権限のある当局は、この協定の規定の実施又は両締約国が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。

なお、協定の不可分の一部を成す議定書は、情報の提供を拒否できる場合の内容、経済上の連携に関する日本国とブルネイとの間の協定とこの協定とが抵触する場合にこの協定が優先すること等を規定している。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第6号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、これまでに我が国が諸外国との間で締結してきた租税条約と同様に、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を回避することを目的として、我が国とカザフスタンとの間で課税権を調整するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税及び住民税、カザフスタンについては法人所得税及び個人所得税とすること。
- 二 一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合における当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ当該他方の締約国において課税することができること。
- 三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税することができるが、同配当に対しては、当該配当を支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、配当の受益者が当該配当を支払う法人の議決権のある株式の10%以上を直接又は間接に所有する法人である場合には当該配当額の5%を、その他のすべての場合には当該配当額の15%を、それぞれ超えない額の課税をすることができること。

できること。

四 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において課税することができるが、同利子に対しては、当該利子が生じた一方の締約国においても、10%を超えない額の課税をすることができること（ただし、政府、中央銀行等が受け取る利子は免税）。

五 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である著作権、特許権、商標権等の使用料に対しては、当該他方の締約国において課税することができるが、同使用料に対しては、当該使用料が生じた一方の締約国においても、10%を超えない額の課税をすることができること。

六 両締約国の権限のある当局は、この条約の定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができること。

七 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、使用料に係る源泉地国での税率の上限が実質的に5%となること、情報の提供を拒否できる場合の内容等を規定している。

経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第7号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とベトナムとの間で物品及びサービスの自由化及び円滑化を促進し、両国間の経済活動の連携を強化するとともに、自然人の移動、知的財産、ビジネス環境の整備等の幅広い分野での協力を強化するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 日本国とベトナム社会主義共和国との間の投資協定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すこと。

二 一方の締約国は、1994年のガット第3条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与えること。

三 一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げること。

四 一方の締約国は、市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書五の自国の特定の約束に係る表において合意し、

- 及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与えること。
- 五 一方の締約国は、附属書五の自国の特定の約束に係る表に記載する分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇を与えること。
- 六 一方の締約国は、他方の締約国の短期の商用訪問者、企業内転勤者等の附属書七に定める自然人については、この協定に規定する特定の約束に従って入国及び一時的な滞在を許可すること。
- 七 両締約国は、知的財産の十分に於て、効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保すること。
- 八 各締約国は、自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、自国の法令並びに透明性、無差別待遇及び手続の公正な実施の原則に従い、反競争的行為に対する取組により競争を促進すること。
- 九 一方の締約国は、自国の法令に従い、自国において事業活動を遂行する他方の締約国の者のためにビジネス環境を一層整備するために適切な措置をとること。
- 十 両締約国は、農業、林業及び漁業等の分野において、相互の利益に資する協力を促進すること。
- なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の対象品目、条件等について規定している。

投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第8号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、ペルーとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進、保護及び自由化に関する法的枠組みについて定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。
- 二 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む外国人の待

遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇を与えること。

- 三 いずれの締約国も、自国の区域内における他方の締約国又は第三国の投資家の投資活動の条件として、現地調達要求、技術移転要求等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならないこと。
- 四 いずれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法の手続等に従うことに関する条件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならないこと。
- 五 一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうちいずれか有利なものよりも不利でない待遇を与えること。
- 六 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの資金の移転であって、他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保すること。
- 七 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議又は交渉により解決されない場合には、その投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停若しくは仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停若しくは仲裁又は国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁のいずれかに付託されること。
- 八 両締約国は、この協定の適用範囲内の投資に関連する事項であって、投資環境の改善に係るものについて、情報を交換し、及び討議すること等を任務とする投資環境改善小委員会を設置すること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、投資活動に関する内国民待遇、投資活動に関する最恵国待遇、特定措置の履行要求の禁止、経営幹部及び取締役会の規定により課される義務に適合しない措置に関し各締約国が付する留保について規定している。

国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正及び国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第9号）要旨

本件は、標記の協定の改正の受諾について、国会の承認を求めるものである。これらの改正は、国際通貨基金（以下「基金」という。）の機能を強化することを目的として、基本票の増加、理事代理の増員、基金の投資権限の拡大等

を行うための改正について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 総務会は、一定数を超える加盟国により選出された理事が2人の理事代理を任命することができるようにするための規則を採択することができること。
- 二 各加盟国の基本票数は、すべての加盟国の総投票権数の合計票数の5.502%をすべての加盟国の間に均等に分配して算出される票数とすること。
- 三 基金は、総投票権数の70%の多数により基金が採択する規則及び細則に従い、投資勘定及び特別支払勘定において保有する加盟国の通貨を基金が決定する投資のために使用することができること。
- 四 基金が協定の第2次改正の日の後に取得した金を売却する場合には、収益のうち金の取得価格を超過する部分の額を投資勘定に繰り入れること。

クラスター弾に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第10号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、クラスター弾の使用、生産、保有、移譲等の禁止及びその廃棄等を義務付けるとともに、国際的な協力の枠組みの構築等について規定するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 締約国は、いかなる場合にも、クラスター弾の使用、開発、生産、生産以外の方法による取得、貯蔵、保有若しくは移譲又はこの条約によって禁止されている活動に対する援助、奨励及び勧誘を行わないこと。
- 二 締約国は、自国の管轄及び管理の下にあるすべてのクラスター弾につき、この条約が自国について効力を生じた後遅くとも8年以内に廃棄することを約束すること。
- 三 締約国は、自国の管轄又は管理の下にある地域に存在するクラスター弾残存物（不発の子弾等）につき、この条約が自国について効力を生じた後遅くとも10年以内に除去し、及び廃棄することを約束すること。
- 四 締約国は、自国の管轄又は管理の下にある地域に所在するクラスター弾による被害者に対し、年齢及び性別に配慮した援助（医療、リハビリテーション及び心理的な支援を含む。）を適切に提供すること。
- 五 援助を提供することのできる締約国は、クラスター弾によって影響を受けた締約国に対し、この条約に基づく義務が履行されるようにするための技術的、物的及び財政的援助を提供すること。

- 六 締約国会議は、この条約が効力を生じた後第1回検討会議が開催されるまでの間においては毎年開催され、この条約の適用又は実施に関する問題について検討を行うこと。検討会議は、この条約が効力を生じた後5年後等が開催され、この条約の運用及び締結状況並びに締約国会議を更に開催する必要性の検討等を行うこと。
- 七 締約国会議等の費用については、締約国及びこれらの会議に参加する非締約国が負担すること。
- 八 締約国又はその軍事上の要員若しくは国民は、締約国に対して禁止されている活動を行うことのある非締約国との間で軍事的な協力及び軍事行動を行うことができること。

国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件（条約第11号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、国及びその財産に関して他の国の裁判所の裁判権からの免除が認められる具体的範囲等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約は、国及びその財産の他の国の裁判所の裁判権からの免除について適用すること。
- 二 この条約の適用上、「国」とは、国家及びその政府の諸機関、連邦国家の構成単位又は国家の行政区画であって、主権的な権能の行使としての行為を行う権限を有し、かつ、それらの資格において行動しているもの等をいうこと。
- 三 物品の販売等の契約又は取引が「商業的取引」であるか否かを決定するに当たっては、その契約又は取引の性質を主として考慮すべきものとする。ただし、契約若しくは取引の当事者間でその契約若しくは取引の目的も考慮すべきことについて合意した場合等には、当該契約又は取引の目的も考慮すべきものとする。
- 四 いずれの国も、この条約に従い、自国及びその財産に関し、他の国の裁判所の裁判権からの免除を享有すること。
- 五 いずれの国も、国際的な合意等により、ある事項又は事件に関して他の国の裁判所による裁判権の行使について明示的に同意した場合には、当該事項又は事件に関する当該他の国の裁判所における裁判手続において、裁判権が

らの免除を援用することができないこと。

六 いずれの国も、自国以外の国の自然人又は法人との間で商業的取引を行う場合において、適用のある国際私法の規則に基づき他の国の裁判所が当該商業的取引に関する紛争について管轄権を有するときは、当該商業的取引から生じた裁判手続において、当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができないこと。

七 いずれの国も、自国と個人との間の雇用契約であって、他の国の領域内において全部又は一部が行われ、又は行われるべき労働に係るものに関する裁判手続において、それについて管轄権を有する当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができないこと。

八 いずれの国の財産に対するいかなる判決前又は判決後の強制的な措置（仮差押え、仮処分、差押え、強制執行等）も、他の国の裁判所における裁判手続に関連してとられてはならないこと。

なお、条約の不可分の一部を成す附属書は、特定の規定に関する了解を定めている。

強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の締結について承認を 求めるの件（条約第12号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、拉致を含む強制失踪を犯罪として定め、その処罰の枠組みの確保及び予防に向け締約国がとるべき措置等について規定するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 いずれの者も、強制失踪の対象とされないこととし、この条約の適用上、「強制失踪」とは、国の機関又は国の許可、支援若しくは黙認を得て行動する個人若しくは集団が、逮捕、拘禁、拉致その他のあらゆる形態の自由のはく奪を行う行為であって、その自由のはく奪を認めず、又はそれによる失踪者の消息若しくは所在を隠蔽することを伴い、かつ、当該失踪者を法律の保護の外に置くものをいうこと。
- 二 締約国は、強制失踪が自国の刑事法上の犯罪を構成することを確保するために必要な措置をとるとともに、強制失踪を実行した者、強制失踪の実行を命じ、教唆し、勧誘し、若しくは試みた者又は強制失踪に加担し、若しくは参加した者について、刑事上の責任を負わせるために必要な措置をとること。
- 三 締約国は、(1)強制失踪犯罪が自国の管轄の下にある領域内等で行われる場

合、(2)容疑者が自国の国民である場合、(3)失踪者が自国の国民であり、かつ、自国が適当と認める場合、(4)容疑者が自国の管轄の下にある領域内に所在する場合において、当該容疑者についての犯罪人引渡しを行わず、かつ、国際刑事法廷に対して当該容疑者の引渡しを行わないとき、当該犯罪についての裁判権を行使する自国の権限を設定するために必要な措置をとるとともに、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託すること。

四 締約国は、自国の法令において、自由のはく奪を命ずるための条件を定め、自由のはく奪を命ずることが認められた当局を明示するとともに、自由をはく奪された者が公認・監督された拘禁施設においてのみ拘禁されること、自由をはく奪された者が家族及び弁護士等と連絡を取り、及びその訪問を受けることが認められること等を保障すること。

五 強制失踪の被害者は、強制失踪の状況に関する真実、調査の進展及び結果並びに失踪者の消息を知る権利を有するものとし、締約国は、被害者が被害回復を受ける権利及び迅速、公正かつ適正な賠償を受ける権利を有することを自国の法制において確保すること。

六 強制失踪に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会は、自国がこの条約に基づく義務を履行するためにとった措置に関し締約国が提出する報告を検討するものとし、適当と認める意見、見解又は勧告を提示すること等の任務を行うこと。

なお、我が国は、この条約の締結に際して、国家通報制度に関する宣言を行うことを予定している。

日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の締結について承認を求めるの件（条約第13号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とスイスとの間で物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化並びに資本の自由な移動を促進し、両国間の経済活動の連携を強化するとともに、自然人の移動、競争、知的財産等の幅広い分野での協力を強化するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 一方の締約国は、1994年のガット第3条の規定の例により、他方の締約国の関税地域の産品に対して内国民待遇を与えること。

二 一方の締約国は、当該一方の締約国及び他方の締約国の原産品であって、当該他方の締約国の関税地域から輸入されるものについて、附属書一の自国

の表に定める条件に従って、輸入関税を撤廃し、又は引き下げること。

三 原産地規則に関する規定については、附属書二で定めること。

四 一方の締約国は、市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書三に規定する自国の留保に係る表に従って待遇を与えること。

五 附属書三の自国の留保に係る表において別段の留保を行わない限り、一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。

六 両締約国は、電子的な送信に対して関税を賦課しないという現在の慣行を世界貿易機関の枠組みにおいて拘束力を有するものとするよう協力すること。

七 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資活動に関連し、当該投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。

八 各締約国が著作権及び関連する権利、商標、意匠、特許等に関して負う義務を定めること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、両締約国の輸入関税の撤廃及び引下げの実施日程、認定輸出者による原産地申告を含む原産地規則、各締約国のサービスに係る留保等について規定している。

国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第14号）要旨

本件は、標記の協定の改正の受諾について、国会の承認を求めるものである。

この改正は、国際復興開発銀行の機能を強化することを目的として、基本票の増加を行うための改正について定めたものであり、その内容は次のとおりである。

一 各加盟国の投票権数は、基本票数と保有株式数に基づく票数との合計に等しいものとする。

二 各加盟国の基本票数は、すべての加盟国の投票権数の合計票数の5.55%をすべての加盟国の間に均等に分配して算出される票数とすること。ただし、基本票数は、1未満の端数を伴ってはならないこと。

三 各加盟国の保有株式数に基づく票数は、自国の保有する1株式ごとに1票を分配して算出される票数とすること。

【財務金融委員会】

平成20年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案（内閣提出第1号）要旨

本案は、平成20年度の一般会計補正予算（第2号）における国民生活の安定と経済の持続的な成長に資するため緊急に実施する措置に必要な財源を確保するための臨時的措置として、特別会計に関する法律第58条第3項の規定にかかわらず、同年度において財政投融资特別会計財政融資資金勘定から4兆1,580億円を限り、一般会計へ繰り入れる特例措置を定めるものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案（内閣提出第4号）要旨

本案は、平成21年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、税制の抜本的な改革が実施されるまでの経済状況の好転を図る期間における臨時的措置として、平成21年度及び平成22年度において、国民生活の安定及び経済の持続的な成長を図ることを目的として集中的に実施する施策及び基礎年金の国庫負担の追加に伴い必要な財源を確保するため、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れに関する特例措置を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 平成21年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第4条第1項ただし書の規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができること。
- 二 平成21年度及び平成22年度において、特別会計に関する法律第58条第3項の規定にかかわらず、予算で定めるところにより、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れることができること。
- 三 この法律は、平成21年4月1日から施行すること。

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）要旨

本案は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、住宅・土地税制、法人関係税制、中小企業関係税制、相続税制、金融・証券税制、国際課税、自動車課税等について所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 住宅・土地税制について、住宅ローン減税の適用期限を延長するとともに、

最大控除可能額を引き上げるほか、自己資金で長期優良住宅の新築等をする場合の税額控除制度並びに平成21年及び平成22年に取得する土地の譲渡益の特別控除制度の創設等を行うこと。

二 法人関係税制について、エネルギー需給構造改革推進設備等の即時償却を可能とする措置の創設等を行うこと。

三 中小企業関係税制について、中小企業者等の法人税の軽減税率の引下げを行うほか、欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置から中小企業者等を除外する措置等を講ずること。

四 相続税制について、非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設等を行うほか、農地等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の見直し等を行うこと。

五 金融・証券税制について、上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率の特例措置を延長する措置等を講ずること。

六 国際課税について、間接外国税額控除制度に代えて、外国子会社からの配当を親会社の益金不算入とする制度の創設等を行うこと。

七 自動車課税について、一定の排ガス性能・燃費性能等を備えた自動車に係る自動車重量税を減免する措置等を講ずること。

八 住宅用家屋の売買等に係る登録免許税の特例の適用期限を延長する措置を講ずるほか、入国者が輸入するウイスキー等や紙巻たばこに係る酒税及びたばこ税の税率の特例措置の適用期限を1年延長するなど、適用期限の到来する特別措置の延長、既存の特別措置の整理合理化等の措置を講ずること。

九 この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成21年4月1日から施行すること。

なお、附則において、税制の抜本的な改革に係る措置について規定している。

(附帯決議)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 納税者数の増加、滞納状況の推移、高齢化の進展などによる納税環境の変化、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑・困難化による業務量の増大、納税者の納税意識の更なる向上の必要性にかんがみ、税務執行の重要性及び徴税等真に必要な部門には適切に定員を配置するという政府方針を踏まえ、適正かつ公平な賦課及び徴収実現のための国税職員については、国家公務員の定員削減計画にとらわれず、増員を含む定員の確保を行うとともに、そのための税務行政執行に係る予算措置を図り、

更には、高度な専門知識を要する職務に従事する国税職員の処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を行うこと。

- 一 高度情報化社会の急速な進展により、経済取引の広域化・複雑化及び電子化等の拡大が進む状況下で、従来にも増した税務執行体制の整備と、事務の機械化の充実に特段の努力を行うこと。
- 一 租税特別措置については、税制上の特例であることを踏まえ、その利用状況の把握や検証のあり方について引き続き検討を深めるとともに、租税特別措置の政策目的の緊急性、政策効果の有無等を勘案しつつ、今後とも一層の整理・合理化の推進に努めること。

関税率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）要旨

本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率について所要の措置を講ずるほか、税関における水際取締りの充実・強化等を図るもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 税関における水際取締りの充実・強化
偽造印紙・郵便切手等を輸入してはならない貨物に追加するほか、保税蔵置場等の許可をしないことができる要件に、申請者が暴力団員であること等を追加すること。
- 二 国際競争力強化のための通関手続の特例措置の拡充
貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制を整えている製造者が製造した貨物を輸出しようとする者に対する特例措置を導入すること。
- 三 暫定関税率等の適用期限の延長
平成21年3月31日に適用期限が到来する暫定関税率等について、その適用期限の延長を行うこと。
- 四 その他
個別品目の関税率の改正のほか、所要の規定の整備を行うこと。
- 五 施行期日
この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成21年4月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、国民

経済的観点に立って国民生活の安定に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、適正・公平な課税の確保に、より一層努めること。

- 一 高度情報化社会の急速な進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況下で、税関における事務の一層の情報化・機械化を図るとともに、従来にも増した執行体制の整備に特段の努力を行うこと。
- 一 税関業務を取り巻く環境は、最近におけるグローバル化の著しい進展による貿易量、出入国者数の伸長等に伴う業務量の増大、また、銃砲、覚せい剤等不正薬物、知的財産侵害物品、ワシントン条約該当物品、テロ関連物資等に係る水際取締りの国際的・社会的重要性の高まり並びに経済連携協定の進展による貿易形態の一層の複雑化等の様相を呈している。このような現状にかんがみ、職務に従事する税関職員については、高度の専門知識を要する税関業務の特殊性、今後の国際物流の在り方等を考慮し、国家公務員の定員削減計画の下においても、増員を含む定員の確保はもとより、その処遇改善並びに機構・職場環境の整備・充実、更には、より高度な専門性を有する人材の育成等に特段の努力を行うこと。

特に、国民の安心・安全の確保を目的とするテロ・治安維持対策の遂行及び首都圏空港における国際航空機能の拡充等に当たっては、増員を含む定員の確保及び業務処理体制の実現に努めること。

- 一 砂糖、でん粉及び乳製品等の輸入農畜産物に係る価格安定を図り、関連産業の健全な発展を促進する等の観点から設けられているいわゆる調整金等の制度については、より効果的な運用の在り方や国境措置の在り方を幅広い観点から検討すること。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）要旨

本案は、国際通貨基金への加盟国の出資総額が増額されることとなったことに伴い、政府は、同基金に対し、156億2,850万特別引出権に相当する金額（現行は133億1,280万特別引出権に相当する金額）の範囲内において出資することができることとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 金融・世界経済危機の深刻化に伴い、危機に直面する国に対する国際通貨基金による資金支援の役割が飛躍的に高まっていることから、その資金基盤の充実強化が喫緊の課題となっている。このような状況にかんがみ、今後の増資交渉に当たっては、増資規模等について十分検討するとともに、加盟国の世界経済における相対的地位が、より反映されたものとなるよう努めること。
- 一 我が国が行う国際通貨基金への出資及び融資については、厳しい財政状況の下、国民の税金が使用されることにかんがみ、将来の基金の在り方も展望しながら国益に資するか否か等について不断に検証・評価を行い、国際通貨基金が加盟国に対して行う融資等が適切なものとなるよう、適宜、意見を述べ、我が国の意見が十分反映されるよう努めること。

また、円の国際通貨としての利用の拡大による国際通貨体制のより一層の安定、国際貿易・投資の促進等、円の国際化を進めるような運用となるよう配意すること。
- 一 国際金融システムの安定化に向けこれまで以上に国際通貨基金の役割が期待されるなか、今後も国際通貨基金の改革が継続され着実に実行されるよう我が国としても国際通貨基金と連携しながら、主要出資国にふさわしい指導力を発揮するとともに、人材面等での協力を進め、出資第2位に見合う重要なポストを確保し積極的な役割を果たすこと。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）要旨

本案は、信頼と活力のある金融・資本市場を構築するため、信用格付業者に対する公的規制を導入するとともに、金融関係の業務に係る紛争の解決を推進するための措置を講ずるほか、金融商品取引所による商品市場の開設を可能とする等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 信用格付業者に対する公的規制の導入

市場の公正性・透明性を確保するため、信用格付業者に対し、登録制を導入するとともに、利益相反防止措置を含めた体制整備、格付方針の公表等を義務付けるなどの措置を講ずること。

二 指定紛争解決制度の創設

利用者保護の充実を図るため、金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）を創設し、紛争解決機関の指定制を導入するとともに、金融機関等に指定紛争解決機関との契約締結義務を課すなどの措置を講ずること。

三 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ

公正で利便性の高い市場基盤の整備を行うため、金融商品取引所による商品市場の開設等を可能とするための制度整備を行うこと。

四 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(修正要旨)

政府は、この法律の施行後3年以内に、指定紛争解決機関による裁判外紛争解決手続に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

(附帯決議)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 金融商品・サービスに関する利用者の利便の増進を図るため、業態ごとの指定紛争解決機関の指定状況及び苦情処理・紛争解決の実施状況並びに専門性の確保等を勘案しつつ、金融分野における業態横断的かつ包括的な紛争解決機関の設置に向け、業界団体等における横断化の取組みを促すこと。

なお、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険についても、紛争解決機能が整備されるよう、本法に基づく紛争解決機関と同様の措置を講ずること。

一 加入金融機関の顧客以外の者から相談を受けた場合において適切な他の指定紛争解決機関を紹介する等指定紛争解決機関相互の連携について、その確保を図ること。また、金融サービス利用者相談室の在り方について検証を行い、役割の拡充を図ること。

一 指定紛争解決機関と金融商品・サービスの利用者保護に係る国の機関その他の関係機関との連携を確保し、利用者保護の充実を図るとの法の趣旨を踏まえ、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、金融商品・サービスに関する苦情・紛争に係る情報、指定紛争解決機関の実施する紛争解決等業務に係る情報等の集約・分析・結果の取りまとめを行い、その結果を指定紛争解決機関、金融商品・サービスの利用者保護に係る国の機関、国民生活センターや法テラスなどの関係機関において共有化を図るとともに、関係者の連携の強化を図ること。

一 信用格付業者に対する規制については、国際的に整合性のある枠組み導入の必要性にかんがみ、今後とも国際的な動向を十分踏まえ、規制の充実・強

化等に柔軟かつ機動的に対応すること。その際、日米欧の規制の統一性について一方にとられることなく、日本の市場、国情にあったものとなるよう十分配慮すること。また、信用格付業者に対して、今般の規制の趣旨及び内容について、十分な周知徹底を図ること。

- 一 信用格付業者の利益相反の回避については、信用格付業者を含む企業グループの組織形態、融資関係及び有価証券の元引受契約関係等を考慮し、実効的な規制に努めること。
- 一 信用格付業者による格付け後のモニタリングの重要性にかんがみ、信用格付業者によるモニタリングの実績の公表の義務化を検討すること。
- 一 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れに当たっては、金融商品市場及び商品市場のそれぞれの健全性・適切性を確保する観点から、当面は監督当局内での密接な連携を図ることにより、機能別監督を適切に実施することとし、将来的には監督の在り方を検討するなど、縦割り行政の弊害を除去するための措置を講ずること。

資金決済に関する法律案（内閣提出第50号）要旨

本案は、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、前払式支払手段の発行、銀行等以外の者が行う為替取引及び銀行等の中で生じた為替取引に係る債権債務の清算について、登録その他の必要な措置を講じ、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 資金移動

銀行のみに認められた為替取引を、利用者に引き渡すべき資金と同額以上の資産保全を義務付けるなど所要の措置を講じつつ、銀行以外の者でも行うことができるよう、所要の制度整備を図ること。

二 前払式支払手段

発行者がコンピュータのサーバーなどに金額を記録する前払式支払手段について、現行の商品券やプリペイドカード内に金額が記録されるカードと同様に規制の適用対象とすること。

三 資金清算

銀行間の資金決済の円滑な実施を確保する観点から、資金清算を行う者に対する適切な監督等を行うため、所要の制度整備を図ること。

四 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 2 前払式証券の規制等に関する法律を廃止すること。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第65号）要旨

本案は、最近の社会経済情勢を踏まえ、需要不足に対処する観点から、高齢者の資産を活用した住宅取得等の支援、中小企業の活動の支援及び民間の研究開発投資の確保のため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 平成22年末までの時限措置として、直系尊属から居住用家屋の取得等に充てるために金銭の贈与を受けた場合には、500万円まで贈与税を課さないこと。
 - 二 交際費課税について、資本金1億円以下の法人に係る定額控除限度額を400万円から600万円に引き上げる措置を講ずること。
 - 三 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について、平成21年度及び平成22年度において税額控除ができる限度額を時限的に引き上げるとともに、平成21年度又は平成22年度に生じる税額控除限度超過額について、平成23年度及び平成24年度において税額控除の対象とすることを可能とする措置を講ずること。
- 四 この法律は、公布の日から施行すること。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（柳澤伯夫君外8名提出、衆法第1号）要旨

本案は、銀行等をめぐる経済情勢の変化を踏まえ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）による株式の買取り等の業務の期限の延長を行うとともに、銀行等以外の会社からの株式の買取りに関する制度の新設等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 会員である銀行等からの株式の買取り等の業務の期限の延長等
機構が行う会員からの株式の買取り及び株式の売付けの媒介の業務の期限を、平成24年3月31日まで延長するとともに、機構の存続期限を、平成34年3月31日まで延長すること。
- 二 発行会社からの株式の買取りに関する規定の新設等

会員である銀行等に株式を保有されている事業法人からの銀行株式の買取りの柔軟化を図り、新たに、事業法人から先行して銀行株式を機構に売却することを可能にすること。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（大野功統君外11名提出、衆法第21号）要旨

本案は、株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）が危機対応業務を行う上でその財務内容の健全性を確保するため、所要の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 政府は、平成24年3月31日までの間、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができること。
- 二 政府は、平成24年3月31日までの間、危機対応業務を行う上で会社の財務内容の健全性を確保するため必要となる資本の確保に用いるため、予算で定める金額の範囲内において、会社に交付国債を交付することができること。
- 三 会社は、危機対応業務に係る資産の増加に応じて、二の国債の償還を請求することができ、償還された額につき会社の資本金が増加すること。また、平成24年7月1日において、償還されていない国債は政府に返還されること。
- 四 政府は、政府保有株式について、現行法の規定を変更し、平成24年4月1日から起算しておおむね5年後から7年後を目途として、その全部を処分すること。
- 五 政府は、平成23年度末を目途として、会社の危機対応業務の在り方及び政府保有株式の全部を処分する時期について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 六 この法律は、公布の日から施行すること。

（修正要旨）

- 一 政府に対して、「会社による危機対応業務の適確な実施を確保するため、政府が常時会社の発行済株式の総数の3分の1を超える株式を保有する等会社に対し国が一定の関与を行うとの観点から、会社による危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた政府による会社の株式の保有の在り方を含めた会社の組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずる」旨の責務を課すものとする

こと。

- 二 政府は、一の措置が講ぜられるまでの間、その保有する会社の株式を処分しないものとする。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（大野功統君外11名提出、衆法第22号）要旨

本案は、銀行等をめぐる経済情勢の変化を踏まえ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）による買取りの対象を拡大する措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 機構による銀行等からの買取りの対象の拡大

機構は、銀行等が保有する上場投資信託及び上場不動産投資信託の買取りを行うことができるものとする。

- 二 機構による銀行等及び事業法人からの買取りの対象となる株式の種類拡大

銀行等及び事業法人からの買取りの対象となる株式の種類として、一定の要件を満たす優先株式（剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有する株式をいう。）を追加すること。

- 三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府、銀行等及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 銀行等保有株式取得機構によるETF（上場投資信託）及びJ REIT（上場不動産投資信託）の買取りに当たっては、国民負担を生じさせないよう、慎重な審査を行うこと。

また、銀行等の経営者は、価格変動の大きいETF及びJ REITのような金融商品に投資し、損失を発生させた場合は、その経営判断を反省し、以後は、リスク管理を適切に行い得る態勢の整備に努め、本来の使命である中小企業金融をはじめとする金融仲介機能の適切な発揮に努めること。

- 一 銀行等保有株式取得機構は、買取商品の選定に当たっては、公平性を担保すること。

- 一 銀行等保有株式取得機構による買取りが企業金融の円滑化に与えた効果を検証するため、買取実績について情報開示を行うこと。

【文部科学委員会】

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第18号）要旨

本案は、行政改革の一環として文部科学省所管の独立行政法人に係る改革を推進するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 独立行政法人海洋研究開発機構法の一部改正

独立行政法人防災科学技術研究所を独立行政法人海洋研究開発機構に統合し、その名称を独立行政法人海洋・防災研究開発機構に改める等の措置を講ずること。

二 独立行政法人国立高等専門学校機構法の一部改正

独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等専門学校のうち、宮城工業高等専門学校等 8 校を統合して、仙台高等専門学校等 4 校を新設すること。

三 独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部改正

独立行政法人国立大学財務・経営センターを独立行政法人大学評価・学位授与機構に統合し、その名称を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に改める等の措置を講ずること。

四 独立行政法人国立国語研究所法の廃止

独立行政法人国立国語研究所を解散し、その権利義務を大学共同利用機関法人人間文化研究機構に承継させること。

五 独立行政法人メディア教育開発センター法の廃止

独立行政法人メディア教育開発センターを解散し、その権利義務を放送大学学園に承継させること。

六 施行期日

この法律は、平成21年4月1日から施行すること。ただし、二及び四については平成21年10月1日から、一及び三については平成22年4月1日から施行すること。

（修正要旨）

一 独立行政法人海洋研究開発機構法の一部改正に係る部分を削ること。

二 独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部改正に係る部分を削ること。

三 附則に国による国語に関する調査研究等の業務の維持及び充実のための措置等についての規定を加えること。

（附帯決議）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をす

べきである。

- 一 国立高等専門学校の高度化再編に当たっては、各地域の入学志願者数の動向やニーズを踏まえ、各高等専門学校の自主性・自律性を尊重し、教育研究の個性化、活性化、高度化がより一層進展するよう配慮すること。
- 二 国立高等専門学校の今後の在り方については、個々に法人格を有する国立大学法人との整合性の観点等、これまで議論されてきた経緯を踏まえ、個々の高等専門学校にではなく、機構本体に一の法人格を付与していること、独立行政法人としていること等、組織の在り方の見直しを検討すること。
- 三 国立国語研究所の大学共同利用機関法人人間文化研究機構への移管に当たっては、これまで担ってきた日本語教育事業の重要性に鑑み、引き続き日本語教育事業を主体的に担っていくための十分な財源措置及び人的配置を行うものとする。また、移管後の国立国語研究所に、日本語教育事業を担当する部門を設置し、さらなる充実を図るとともに、新たな中期計画に日本語教育事業の質の向上を図るための措置を盛り込むこと。
- 四 国立国語研究所が担ってきた国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育の調査研究の重要性に鑑み、学術研究の中核機関として共同研究の活性化を図るとともに、引き続き、国語政策への貢献と外国人に対する日本語教育の振興という観点からの基盤的な調査研究、必要な研究課題の設定・実施、その成果の活用が図られるよう努めること。さらに、将来的には国の機関とすることを含めて組織の在り方を抜本的に検討すること。
- 五 独立行政法人メディア教育開発センターの廃止に当たっては、生涯学習社会の形成の観点から放送大学学園はもとより、関係府省、地方公共団体等とも連携しつつ、ICT活用教育を含めたメディア教育の振興に努めること。
- 六 運営費交付金等の算定に当たっては、算定基準及び算定根拠を明確にした上で公表し、公正性、透明性を確保するとともに、各法人の規模、事業等その特性を考慮した適切な算定方法となるよう工夫すること。また、組織改定前の公費投入額を踏まえ、従来以上に研究等が確実に実施されるのに必要な所要額を確保するよう努めること。

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）要旨

本案は、原子力損害の賠償に関する内外の社会経済情勢の変化にかんがみ、原子力損害の被害者の保護に万全を期するため、賠償措置額の引上げ並びに原

原子力損害賠償補償契約の締結及び原子力事業者に対する政府の援助に係る期限の延長を行うとともに、原子力損害賠償紛争審査会の所掌事務を追加する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 原子力損害の賠償に関する法律の一部改正

- 1 賠償措置額を現行の600億円から1,200億円に引き上げること。
- 2 原子力損害賠償紛争審査会は、原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること。
- 3 原子力損害賠償補償契約の締結及び原子力事業者が賠償すべき額が賠償措置額を超える場合における政府の援助に係る期限を延長し、平成31年12月31日までに開始された原子炉の運転等に係る原子力損害について適用すること。
- 4 損害賠償措置を講じずに原子炉の運転等を行った原子力事業者に対する罰金額を現行の50万円以下から100万円以下に引き上げる等、罰則の引上げを行うこと。

二 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

政府は、原子力損害賠償補償契約に基づく業務の一部を損害保険会社等に委託することができるものとする。

三 施行期日

この法律は、平成22年1月1日から施行すること。

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第23号）要旨

本案は、科学技術に関する研究等の基盤の強化等を図るため、独立行政法人日本原子力研究開発機構により設置される特定中性子線施設の共用を促進するための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 特定先端大型研究施設の定義に、特定中性子線施設を追加すること。
- 二 文部科学大臣は、特定中性子線施設に係る基本方針において、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する基本的な方向等の事項を定めること。
- 三 日本原子力研究開発機構は、特定先端大型研究施設の設置者として、中性子線共用施設を研究者等の共用に供すること等の業務を行うこと。
- 四 文部科学大臣は、登録施設利用促進機関に、三の業務のうち、施設利用研究を行う者の選定等の業務の全部又は一部を行わせることができることとし、

登録基準など登録施設利用促進機関が業務を行うに当たり必要な規定を整備すること。

五 この法律は、平成21年7月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 特定先端大型研究施設の研究開発については、国が主導する長期的かつ大規模なプロジェクトの推進に支障が生じないように、優秀な研究者の確保等研究体制の充実及び十分な財政措置等の支援に努めること。
- 二 特定先端大型研究施設の建設・研究開発については、その意義について広く国民の理解を得るよう努めること。また、原子力政策全体の検討を踏まえ、高レベル放射性廃棄物の処理技術の研究開発のため、適切な評価を行いつつ、大強度陽子加速器施設の核変換実験施設の建設計画の着実な推進に努めること。
- 三 特定先端大型研究施設の共用においては、産業界の円滑な施設利用のため、研究成果の知的財産権の問題等が発生しないよう十分配慮すること。特に、大強度陽子加速器施設の共用においては、産業界による中性子利用の更なる拡大に向けて努めること。
- 四 特定先端大型研究施設の運用においては、効率性に配慮するとともに、基礎研究、応用研究及び開発研究の調和のとれた発展に努めること。また、登録施設利用促進機関の運用に当たっては業務運営が適正に行われるようにすること。
- 五 特定先端大型研究施設については、科学技術人材の育成の観点から大学院や大学における教育・研究に活用できるよう更に配慮するとともに、理数離れの解消や国民の理解促進の観点から中学生・高校生の施設見学やサイエンスキャンプの実施など、研究内容・成果の分かりやすい広報に努めること。
- 六 独立行政法人、国立大学法人等の先端研究施設をはじめとする研究施設の共用を促進するため、各機関における体制の整備を促すとともに、国は必要な支援をしつつ、共用に積極的な風土の醸成に努めること。
- 七 本法に基づいて研究施設の共用を促進するに当たっては、日本国憲法の理念である平和国家の立場を踏まえ、科学技術の適切な発展と国際平和に資するよう努めること。

著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）要旨

本案は、昨今の情報通信技術の一層の進展等の時代の変化に対応し、インターネット等を活用した著作物等の流通の促進、障害者の情報利用の機会の確保等を図るための措置を講じるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 インターネット等を活用した著作物等の利用の円滑化を図るための措置

1 インターネット情報の検索サービスの実施のための複製、美術の著作物等の譲渡の申出のための複製、国立国会図書館における所蔵資料の電子化のための複製等について、権利者の許諾なく行えるようにする措置を講じること。

2 権利者が所在不明の場合における著作物等の利用を容易にするため、現行の文化庁長官の裁定制度を著作隣接権にも適用できるようにするとともに、より迅速に著作物等の利用が開始できるよう措置を講じること。

二 違法な著作物等の流通を抑止するための措置

著作権等を侵害する行為によって作成された物と承知の上で、その物の頒布の申出を行う行為を権利侵害とみなすとともに、著作権等を侵害して自動公衆送信されている音楽や映像を、録音し、又は録画することについて、著作権法第30条の適用範囲から除外し、権利者の許諾を要することとすること。

なお、第30条の改正については、違法なものと知りながら行った場合に限るとともに、罰則を課さないこととすること。

三 障害者の情報利用の機会の確保を図るための措置

障害者のために権利者の許諾を得ずに著作物等を利用できる範囲を抜本的に見直し、障害の種類を限定しないこととするとともに、デジタル録音図書の作成、映画や放送番組の字幕付与、手話翻訳等、障害者が必要とする幅広い方式での複製等を可能とし、併せて障害者福祉を目的とする施設以外でもそれらの作成を可能とする等の措置を講じること。

四 その他

著作権登録原簿、出版権登録原簿及び著作隣接権登録原簿について、その全部又は一部を磁気ディスクで調製できることとすること。

五 施行期日

この法律は、平成22年1月1日から施行すること。ただし、四については公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 違法なインターネット配信等による音楽・映像を違法と知りながら録音又は録画することを私的使用目的でも権利侵害とする第30条第1項第3号の運用に当たっては、違法なインターネット配信等による音楽・映像と知らずに録音又は録画した著作物の利用者に不利益が生じないように留意すること。

また、本改正に便乗した不正な料金請求等による被害を防止するため、改正内容の趣旨の周知徹底に努めるとともに、レコード会社等との契約により配信される場合に表示される「識別マーク」の普及を促進すること。

二 インターネット配信等による音楽・映像については、今後見込まれる違法配信からの私的録音録画の減少の状況を踏まえ、適正な価格形成に反映させるよう努めること。

三 障害者のための著作物利用の円滑化に当たっては、教科用拡大図書や授業で使われる副教材の拡大写本等の作成を行うボランティア活動がこれまでに果たしてきた役割にかんがみ、その活動が支障なく一層促進されるよう努めること。

四 著作権者不明等の場合の裁定制度及び著作権等の登録制度については、著作物等の適切な保護と円滑な流通を促進する観点から、手続の簡素化等制度の改善について検討すること。

五 近年のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴う著作物等の利用形態の多様化及び著作権制度に係る動向等にかんがみ、著作権の保護を適切に行うため、著作権法の適切な見直しを進めること。

特に、私的録音録画補償金制度及び著作権保護期間の見直しなど、著作権に係る重要課題については、国際的動向や関係団体等の意見も十分に考慮し、早期に適切な結論を得ること。

六 国立国会図書館において電子化された資料については、図書館の果たす役割にかんがみ、その有効な活用を図ること。

七 文化の発展に寄与する著作権保護の重要性にかんがみ、学校等における著作権教育の充実や国民に対する普及啓発活動に努めること。

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案（内閣提出第66号）要旨

本案は、独立行政法人日本学術振興会に、先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成及び有為な研究者の海外への派遣に係る業務等に要する費用に充てるための基金を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、平成21年度の一般会計補正予算（第1号）により交付される補助金により、平成26年3月31日までの間に限り、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金を設けるものとする。また、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金の運用に関し、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の規定を準用すること。
- 二 文部科学大臣は、通則法の規定による業務方法書の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならないものとする。
- 三 文部科学大臣は、通則法の規定により、中期目標を定め、又は変更しようとするとき及び中期計画の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならないものとする。
- 四 振興会は、先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務について、それぞれ特別の勘定を設けて経理しなければならないものとする。
- 五 振興会が先端研究助成業務又は研究者海外派遣業務として支給する資金に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律を準用すること。
- 六 振興会は、毎事業年度、先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に文部科学大臣に提出するとともに、文部科学大臣は意見を付けて当該報告書を国会に報告しなければならないものとする。
- 七 通則法の規定に違反して先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金を運用した振興会の役員は、20万円以下の過料に処するものとする。
- 八 この法律は、公布の日から施行すること。

（修正要旨）

附則第2条の2第1項中「、現下の厳しい経済情勢に対処するための臨時的措置として」を削ること。

（附帯決議）

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮

をすべきである。

- 一 研究課題の選定に当たっては、早期に事業化が見込めるもの等に偏ったり、課題数を30程度と限定することなく、ハイリスク研究等の取扱い、分野間のバランスも勘案し、適正な資源配分を行うこと。また、中心研究者及び研究課題の選考に当たる有識者については、特定の業界や分野に偏ることのないよう、真に我が国の科学研究の振興に資する適切な人選を行うこと。
- 二 先端研究助成基金については、複数年にわたる多額の国費による研究であることを踏まえ、研究の評価の在り方について中間評価の実施を含めて十分検討し、適切に評価を行うとともに、この評価結果をその後の研究開発へ適切に反映させるよう努めること。なお、評価の実施に当たっては、研究者の負担に配慮すること。また、基金の使用状況、研究の進捗状況及び研究成果等を広く国民へ情報提供するとともに、国民各層の幅広い活用を期すため、原則として公開すること。
- 三 総合科学技術会議は、先端研究助成業務について、公正中立かつ適切な選定を行うとともに、本来期待される制度の趣旨が確保されることに責任を負うこと。
- 四 独立行政法人日本学術振興会は、3,000億円の新たな基金が設立される独立行政法人として、科学研究費補助金の交付業務はもとより、先端研究助成業務及び若手研究者海外派遣業務について、一層、公正中立かつ適切な業務運営を行い、各案件の進捗状況に係る管理責任を負うこと。
- 五 若手研究者人材の育成の在り方は、本来各大学・独立行政法人等が自ら柔軟に判断すべきものであることから、若手研究者の海外派遣への助成に当たっては、運営費交付金や私学助成の拡充等の方策を実現できるよう、その在り方について早急に抜本的見直しを行うこと。
- 六 我が国の研究開発力の向上や国際競争力強化の観点から、既存の研究助成制度の改善を図るとともに、基礎研究の更なる充実を図るため、科学研究費補助金など研究助成の拡充に努めるとともに、その配分についても、基金の活用等、年度をまたぐ柔軟かつ機動的な支出を可能にできるよう、その在り方について抜本的見直しを行うこと。

【厚生労働委員会】

雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）要旨

本案は、現下の厳しい雇用失業情勢にかんがみ、労働者の生活及び雇用の安定を図るため、雇用保険制度について、受給資格要件の緩和、給付日数の延長に関する暫定措置の創設等機能の強化を図るとともに、平成21年度の雇用保険率を引き下げる等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 雇用保険法の一部改正

- 1 有期労働契約が更新されなかった離職者等（以下「特定理由離職者」という。）について、6か月以上の被保険者期間で基本手当の受給資格を取得することができるものとする。
- 2 特定理由離職者に係る基本手当の所定給付日数について、3年間の暫定措置として、倒産、解雇等による離職者（以下「特定受給資格者」という。）と同様の取扱いとすること。
- 3 特定理由離職者である受給資格者又は特定受給資格者であって、45歳未満である者又は雇用機会が不足している地域に居住する者であり、公共職業安定所長が就職が困難であると認めた者等については、3年間の暫定措置として、所定給付日数を延長して基本手当を支給することができるものとする。
- 4 就業促進手当について、3年間の暫定措置として、再就職手当の支給要件の緩和及び給付率の引上げ等を行うものとする。
- 5 育児休業給付について、育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金を統合し、全額を育児休業中に支給するとともに、給付率を賃金日額の100分の50に引き上げている暫定措置を、当分の間、延長すること。

二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

平成21年度における雇用保険の失業等給付に係る保険料率について、1,000分の8とすること。

三 施行期日

この法律は、平成21年4月1日から施行すること。ただし、一の5については平成22年4月1日から施行すること。

（修正要旨）

- 一 雇用保険法による基本手当の支給に関する暫定措置等について、離職の日等が平成21年3月31日から平成24年3月31日までの間である受給資格者をそ

の対象とすること。

- 二 原案において「平成21年4月1日」となっている施行期日を「平成21年3月31日」に改めること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 今後、雇用保険に未加入の非正規社員等及び失業給付の期間終了後においても職につけない者に対して、厚生労働委員会において審査中の「求職者支援法案」(民主、社民、国新提出)の趣旨を最大限尊重しつつ、新たに求職中の者の生活支援を含めた雇用対策について早急に検討し実施すること。
- 二 今後、すべての労働者に対して雇用保険の適用を目指し、雇用保険法業務取扱要領によって定められている雇用保険の適用基準については、非正規労働者に対するセーフティネット機能の一層の充実強化のため、さらなる緩和を検討すること。
- 三 今後、失業と同時に健康保険等の無保険者が出現する恐れがあることから、組合健保等の任意継続被保険者となることや国民健康保険への確実な加入が行われるよう、保険料の軽減等適切な運用を行うとともに、周知徹底などあらゆる方策を講じること。
- 四 離職者の離職理由が事業主と離職者とで異なる場合には、離職に至った経緯を十分に考慮する等、実態をよく把握して適切な対応を行うこと。
- 五 失業等給付などは、今後、雇用失業情勢のさらなる悪化によって安定的な財政運営に支障が出る恐れがあり、現在、100分の55に軽減されている国庫負担の暫定措置については、本来の4分の1に戻すことを検討すること。
- 六 雇用情勢の急激な悪化に伴い、日雇労働者の求職活動が厳しさを増していることにかんがみ、日雇労働求職者給付金の受給要件の見直しを含め制度が活用されるよう一層の周知徹底を図ること。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第19号)要旨

本案は、平成16年に成立した国民年金法等の一部を改正する法律において、基礎年金の国庫負担割合を平成21年度までに2分の1に引き上げることとされたことに基づき、所要の措置を講じるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国庫は、平成21年度及び平成22年度については、現行の基礎年金の国庫負担割合に基づく負担額のほか、財政投融资特別会計から一般会計への特例的な繰入金を活用し、当該額と国庫負担割合2分の1に基づく負担額との差額を負担すること。
- 二 老齢基礎年金の額の計算に関しては、平成21年度及び平成22年度の保険料全額免除期間の月数を保険料納付済期間の月数の2分の1と算定する等の措置を講ずること。
- 三 基礎年金の国庫負担割合2分の1を恒久化する年度については、税制の抜本的な改革により所要の安定財源の確保を図った上で、別の法律で定めること。
- 四 政府は、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項に関する検討を進め、当該事項がそれぞれ制度として確立した場合に必要な費用を賄うための安定した財源を確保した上で、段階的にその具体化を図るものとする。
- 五 この法律は、一部を除き平成21年4月1日から施行すること。

(修正要旨)

原案において「平成21年4月1日」となっている施行期日を「公布の日」に改めること。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）要旨

本案は、終戦60周年という機会をとらえ支給した特別弔慰金の基準日（平成17年4月1日）には要件に該当しなかった戦没者等の遺族で、その後平成21年3月31日までの間に、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の受給権者がいなくなったものに対し、弔慰の意を表するため、特別弔慰金として額面24万円、6年償還の国債を支給しようとするものである。

なお、この法律は、平成21年4月1日から施行することとしている。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第64号）要旨

本案は、急速な少子化の進行等を踏まえ、男女ともに育児又は介護をしながら働き続けることができる環境の整備を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 事業主は、3歳までの子を養育する労働者に対し、当該労働者から請求が

あったときは所定労働時間を超えて労働させてはならないものとするとともに、所定労働時間の短縮措置を講じなければならないものとする。

二 出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、特例として、再度の育児休業を取得できるものとする。

三 父母がともに育児休業を取得する場合、特例として、当該子が1歳2か月に達するまでの間にそれぞれ1年間育児休業を取得できるものとする。

四 子の看護休暇について、その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日を限度として、当該休暇を取得できるものとする。

五 要介護状態にある家族の介護等を行う労働者について、対象家族が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日を限度とする介護休暇制度を創設すること。

六 都道府県労働局長による紛争解決の援助や調停の仕組みを創設するとともに、厚生労働大臣の勧告に従わない場合の公表制度及び虚偽の報告をした者等に対する過料を創設すること。

七 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。なお、常時100人以下の労働者を雇用する事業主及び当該事業主に雇用される労働者については、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、一及び五は、適用しないこと。

(修正要旨)

都道府県労働局長による紛争解決の援助の仕組みの創設並びに厚生労働大臣の勧告に従わない場合の公表制度及び虚偽の報告をした者等に対する過料の創設に係る施行期日を「公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日」に改めるとともに、調停の仕組みの創設に係る施行期日を「平成22年4月1日」に改めること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 本法の実効性を高める観点から、事業主に対する周知徹底を図るとともに、育児休業請求等を理由とする解雇や職場復帰の拒否等の不利益取扱い等が急増している事態に対応し、都道府県労働局は、事業主に対する法令順守に向けた指導・監督を強化すること。その際、法令違反に対しては、新たに措置

- される企業名の公表制度等を十分活用し、厳正に対応すること。
- 二 育児休業に係る紛争を未然に防止するため、育児休業申出書の提出及び育児休業取扱通知書の交付の実態を調査するとともに、普及を促進すること。併せて、休業を申し出た労働者の休業中の待遇及び休業後の労働条件等が明らかとなるよう指導を強化すること。
 - 三 育児休業の申出をした労働者に対して、事業主から、労働者からの書面による申出を受けた旨並びに休業開始予定日及び休業終了予定日を明示した書面の交付を行うことを省令に明記すること。
 - 四 有期契約労働者についても、育児休業等の両立支援制度が利用できるよう、制度の周知徹底に特段の配慮を行うなど取得促進策を講ずるとともに、有期契約労働者への制度の適用範囲の在り方について引き続き検討すること。また、育児休業等の取得等を理由とした派遣労働者に対する不利益取扱いを防止するなど、非正規労働者が働きながら子育てができる環境の整備を促進すること。
 - 五 育児休業等の申出や取得等を理由とする正社員から有期雇用への切下げ、有期契約の雇止め、契約期間の短縮などの不利益取扱いが行われないよう、指導を強化すること。
 - 六 ひとり親家庭における育児に配慮し、ひとり親家庭の育児休業期間及び子の看護休暇の日数の延長について、引き続き検討するとともに、病児保育を含む保育サービスの拡充その他の支援の強化を速やかに検討すること。
 - 七 仕事と生活の調和の実現に向け、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に掲げられた男性の育児休業取得率を2017年までに10%にするという政府目標を踏まえつつ、男性の育児休業について本法により新たに措置される事項を周知徹底するほか、引き続き長時間労働の抑制や男性の育児休業取得促進に向けた社会全体の気運醸成に取り組むこと。
 - 八 出産を機に退職する女性が約7割に達するという状況が改善されていないことを踏まえ、女性労働者の継続就業の実態を正確に把握し、継続就業率を実質的に上昇させるよう努めること。
 - 九 仕事と家庭の両立支援の観点から、所定労働時間の短縮及び所定外労働の制限については、対象となる子の年齢を小学校就学前まで拡大することを検討するとともに、認可保育所の大幅な定員増、放課後児童クラブの拡充など、保育の質を維持しつつ地域における子育て支援施策を充実・強化すること。
 - 十 労働者ができるだけ自らのニーズに即した制度を利用できるようにする観

点から、本法により選択的措置義務から努力義務となる始業時刻変更等の措置についても引き続き普及促進を図ること。

十一 子の看護休暇及び介護休暇について、その必要に応じて休暇を取得することができるよう、取得要件の緩和を行うとともに、取得しやすい手続とすること。また、半日単位や時間単位でも取得できるような柔軟な制度とすることについて検討を行うこと。

十二 家族の介護を理由とする離職者が多数にのぼる状況を勘案し、仕事と介護の両立を実現するために必要な働き方について介護サービスとの関わりも含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

十三 育児休業中の労働者に対する経済的支援の充実について、速やかに検討すること。

十四 育児休業等を理由とする解雇等の不利益取扱いについて相談があった場合に、雇用均等室において的確かつ迅速に対応することができるよう、企業への適切な指導手法の検討や職員の資質の向上を図ること。

十五 本法による改正後の法の円滑な施行を図るため、雇用均等室の体制を整備すること。また、雇用均等室をはじめとする都道府県労働局の組織の在り方については、国民サービスの維持、労働者保護の実効性の確保、事業所の実態把握や機動的な指導、都道府県等との雇用対策の一体的推進等を図る観点から、現行の都道府県単位の組織体制の存続も含め、慎重に検討すること。

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（中山太郎君外 5 名提出、第164回国会衆法第14号）要旨

本案は、移植のための臓器摘出及び脳死判定に係る要件について、本人の生前の臓器の提供等の意思が不明の場合に、遺族等が書面により承諾した場合を加える等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 死亡した者の臓器提供の意思が不明な場合であって、遺族が書面により承諾している場合について、医師は、移植術に使用するために死体（脳死した者の身体を含む。）から臓器を摘出することができるものとする。

二 臓器の摘出において、本人の脳死判定に従う意思が不明な場合であって、家族が書面により承諾している場合等について、医師は、脳死判定を行うことができるものとする。

三 死亡した後に臓器を提供する意思を表示しようとする者等は、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を書面により表示することができるものと

すること。

- 四 政府は、死亡した被虐待児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いの有無を確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 五 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を経過した日から施行すること。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第14号）要旨

本案は、「あん摩マッサージ指圧師」、「はり師」、「きゆう師」、「歯科衛生士」、「診療放射線技師」、「歯科技工士」及び「柔道整復師」の各資格に係る試験が、「国家試験」であることを明確にするため、その名称を「国家試験」と法律上明記する措置を講じようとするものである。

なお、この法律は、平成21年9月1日から施行することとしている。

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第18号）要旨

本案は、現下の厳しい経済社会情勢にかんがみ、社会保険の保険料等の期限内の納付が困難となった場合における事業主等の経済的負担の軽減に資するため、社会保険の保険料等に係る延滞金の割合を納付期限から一定期間軽減する措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 厚生年金保険の保険料、健康保険の保険料、児童手当法に基づく拠出金、労働保険料等に係る延滞金について、現行の年14.6%の割合を、納付期限の翌日から3月（労働保険料等にあつては、2月）を経過する日までの間については、年7.3%の割合に軽減することとする。
- 二 一の軽減割合については、当分の間、各年の前年の11月30日を経過する時において日本銀行が定める商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その割合とすること。
- 三 この法律は、一部を除き、平成22年1月1日から施行することとし、延滞金の軽減措置は、施行日以後に納付期限の到来する保険料等に係る延滞金に適用することとする。

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第19号）要旨

本案は、年金記録問題の重大性及びこの問題に緊急に対処する必要性にかんがみ、かつ、公的年金制度に対する国民の信頼を速やかに回復するため、年金記録の訂正がなされた上で年金給付等を受ける権利に係る裁定が行われた場合において、大幅に遅延して支払われる年金給付等の額について、その現在価値に見合う額となるようにするための特別加算金を支給しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 社会保険庁長官は、厚生年金保険及び国民年金の受給権者等について、年金記録の訂正がなされた場合において支払うものとされる過去分の年金給付（時効特例給付等に限る。）の全額を基礎として、本来の支払日から実際の支払日までの間の物価の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した特別加算金を支給するものとする。
- 二 国は、適正な年金記録に基づく年金給付の支給に係る業務が円滑かつ迅速に遂行されるよう、当該業務に従事する人材の確保その他必要な体制の整備を図るものとする。
- 三 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第27号）要旨

本案は、看護師等の資質及び能力の一層の向上を図り、国民に良質な医療、看護を提供していくことの必要性にかんがみ、看護師等の国家試験の受験資格を改めるとともに、看護師等の研修等について所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 保健師国家試験及び助産師国家試験の受験資格について、文部科学大臣の指定した学校における修業年限を6月以上から1年以上に延長すること。
- 二 看護師国家試験の受験資格を有する者として、文部科学大臣の指定した大学において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者を法律上明記すること。
- 三 保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならないものとする。

- 四 看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針に定める事項及び国の責務について、看護師等の研修等を法律上明記すること。
- 五 この法律は、平成22年4月1日から施行すること。

【農林水産委員会】

米穀の新用途への利用の促進に関する法律案（内閣提出第28号）要旨

本案は、我が国の水田が農業生産及び食料の供給に果たす役割の重要性にかんがみ、水田の主要な生産物である米穀の新用途への利用を促進するための措置を講ずることにより、米穀の新たな需要の開拓及びその有効な利用の確保を図るとともに、水田の有効活用に寄与し、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 基本方針の策定

農林水産大臣は、水田の有効活用等に配慮しつつ、米穀の新用途への利用の促進の基本的な方向等についての基本方針を定めるものとする。

二 生産製造連携事業計画の認定等

- 1 新用途に用いる米穀の生産から米粉、飼料等の製造等までの一連の行程の改善を図るため、米穀の生産者と米粉等の製造事業者が連携した取組に関する計画（以下「生産製造連携事業計画」という。）を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができるものとする。
- 2 民間企業等が米粉及び飼料等の原材料に適した稲の新品種の育成を行う計画（以下「新品種育成計画」という。）を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができるものとする。

三 生産製造連携事業計画等の認定を受けた者に対する支援措置

- 1 生産製造連携事業計画の認定を受けた場合には、農業改良資金助成法の特例（製造事業者等の貸付対象への追加、償還期限の延長）、食品流通構造改善促進法の特例（食品流通構造改善促進機構による債務保証の対象への追加等）等の措置を講ずるものとする。
- 2 新品種育成計画の認定を受けた場合には、種苗法の特例（新品種の出願料及び登録料の減免）の措置を講ずるものとする。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附帯決議）

政府は、これらの法律の施行に当たり、左記事項の実現に努め、水田の有効活用を促進するとともに、米を含めた食品に対する消費者の信頼の確保等に努めるべきである。

記

- 一 米粉・飼料用米等の価格が主食用米と比べ極めて低水準にあることを踏まえ、米粉・飼料用米等について十分な支援水準を確保すること。また、多収品種の開発や直播栽培の導入等の低コスト化生産技術の確立及びその普及に向けた支援を充実・強化すること。
 - 二 新たな食料・農業・農村基本計画の策定に当たっては、食料自給力の強化と食料自給率の向上を図るため、水田の有効活用方策や米の生産調整の在り方等について、関係者の意見を十分踏まえつつ、長期的視点に立った施策の構築を図ること。
 - 三 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案附則第5条第2項の検討に当たっては、飲食料品について、この法律の実施状況を踏まえつつ、速やかに、仕入先、仕入日、販売先、販売日等の取引等に係る基礎的な情報についての記録の作成及び保存並びに緊急時における国等への情報提供を義務付けることについて検討を加えるとともに、加工食品について、速やかに、その主要な原材料の原産地表示を義務付けることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。
 - 四 米については、主食用、米粉用及び飼料用等用途別に大幅な価格差が存在し、これを利用して不当な利得を得ようとする事業者が存在することを前提とした上で、横流し等による不正規流通を防止するため、米の流通に対する行政による監視体制を強化すること。
- 右決議する。

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案（内閣提出第29号）要旨

本案は、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進するため、米穀等の販売等の事業を行う者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 取引等に係る情報の記録

米穀及び米穀を原材料とする飲食料品（以下「米穀等」という。）の販売、

輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者（以下「米穀事業者」という。）は、米穀等について譲受け又は譲渡し等をしたときは、その名称（その産地を識別することが重要と認められる米穀等（以下「指定米穀等」という。）にあっては、その名称及び産地）、数量、年月日、相手方の氏名又は名称、搬入又は搬出をした場所等に関する記録を作成し、保存しなければならないものとする。

二 産地情報の伝達等

- 1 米穀事業者は、指定米穀等について一般消費者への販売又は提供等をするときは、その包装又は容器への表示等の方法により、当該指定米穀等の産地を、一般消費者等に伝達しなければならないものとする。
- 2 主務大臣は、米穀事業者が一般消費者に対する産地情報の伝達を行わない場合に、必要な措置を講ずべき旨の勧告をし、その勧告に従わないときは、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

三 報告及び立入検査等

- 1 主務大臣は、米穀事業者等に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、立入検査をさせることができるものとする。
- 2 この法律における主務大臣は、物資の種類に応じ、取引等に係る情報の記録に関しては、農林水産大臣又は財務大臣とし、産地情報の伝達に関しては、内閣総理大臣・農林水産大臣又は財務大臣とするものとする。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年6月（産地情報の伝達の規定については、2年6月）を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（修正要旨）

附則に、政府が検討すべき事項を追加し、国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図る観点から、飲食料品について、この法律の実施状況を踏まえつつ、速やかに、取引等に係る基礎的な情報についての記録の作成及び保存並びに緊急時における国等への情報提供の義務付けについて検討を加えるとともに、加工食品について、速やかに、その主要な原材料の原産地表示の義務付けについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（附帯決議）

103頁参照

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）要旨

本案は、米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るため、米穀の出荷又は販売の事業を行う者が遵守すべき事項に関する規定を整備するとともに、立入検査の忌避等に対する罰則を強化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守すべき事項

- 1 農林水産大臣は、米穀の用途別の管理の方法その他の米穀の出荷又は販売の事業を行う者が遵守すべき事項を定めることができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、米穀の出荷又は販売の事業を行う者が遵守事項を遵守していないと認めるときは、業務の方法を改善すべきことを勧告し、その勧告に従わないときは、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

二 罰則の強化

立入検査の忌避等に対する罰則の強化を行うこと。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行するものとする。ただし、一については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附帯決議）

103頁参照

農地法等の一部を改正する法律案（内閣提出第32号）要旨

本案は、将来にわたって国民に対する食料の安定供給を図るため、国内の農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 農地法の一部改正

- 1 法の目的について、農地は耕作者自らが所有することを最も相当とするとの考え方を、農地の効率的な利用を促進するとの考え方に改めるとともに、農地の権利を有する者は、その責務として、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならないものとする。

2 農地の権利移動規制の見直し

（一）地域における農業の取組を阻害するような農地の権利取得を排除した

上で、農地の貸借について、その適正な利用が担保される場合に許可基準を緩和するものとする。

- (二) 農業生産法人の議決権等の制限のない構成員に、その法人に農作業を委託している個人を加えるとともに、関連事業者に係る一事業者当たりの議決権等の制限を緩和するものとする。

3 農地の転用規制の見直し

- (一) 国又は都道府県が行う農地転用について法定協議制度を導入すること。
- (二) 違反転用に関する行政代執行制度を創設するとともに、罰則の引上げ等を行うものとする。

4 所有者が判明しない場合を含め、遊休農地に関する措置を拡充すること。

二 農業経営基盤強化促進法の一部改正

- 1 市町村の承認を受けた者が農地の所有者からの委任を受け、その者を代理して農地の貸付け等を行うことを内容とする農地利用集積円滑化事業を創設すること。

- 2 農用地利用集積計画の策定の円滑化を図るとともに、特定農業法人の範囲を拡大すること。

三 農業振興地域の整備に関する法律の一部改正

- 1 国及び都道府県がそれぞれ確保すべき農用地面積の目標を定めることを明確にするとともに、その達成状況が著しく不十分な都道府県に対し、必要な措置を講ずるよう求める仕組みを整備すること。

- 2 農用地区域内の農用地について、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼすおそれがある場合には、同区域からの除外を行うことができないものとする。

四 農業協同組合法の一部改正

農地の貸借により、農業協同組合等が自ら農業経営を行うことができるものとする。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲で政令で定める日から施行するものとする。

(修正要旨)

- 一 農地法の目的を「この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきて

いる重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする」とすること。

二 農業生産法人以外の法人等による農地の貸借に係る許可の要件として、法人の業務執行役員のうち1人以上の者が農業に常時従事すること等を追加するとともに、許可に当たっては、市町村長は農業上の適正かつ総合的な利用の確保の見地から農業委員会等に意見を述べるができるものとする。また、当該許可をする場合、毎年、農地の利用状況について農業委員会等に報告しなければならない旨の条件を付するものとする。

三 二の許可後において、周辺地域の農業に支障が生じている場合等における農業委員会等による勧告及び許可の取消し並びに取消し後の農地の有効利用を図るための措置に関する規定を追加すること。

四 農地法の運用に当たっては、我が国の農業が家族農業経営、法人経営等多様な農業者により、及びその連携の下に担われていること等を踏まえ、農業者の主体的な判断に基づく様々な農業に関する取組を尊重するとともに、地域における貴重な資源である農地が地域との調和を図りつつ農業上有効に利用されるよう配慮しなければならないものとする。

五 政府は、農業委員会の組織及び運営、農地に関する基本的な資料の整備の在り方並びに農地の利用に関連する計画その他の制度について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

六 その他所要の規定を整備すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、生産資源であり地域資源である農地の確保と望ましい主体による農地の有効利用を通じ、我が国の食料自給力の強化に資する農業構造の確立と農村の振興が図られるよう、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 我が国農業は、家族経営及び農業生産法人による経営等を中心とする耕作者が農地に関する権利を有することが基本的な構造であり、これらの耕作者と農地が農村社会の基盤を構成する必要不可欠な要素であることを十分認識

- し、農地制度の運用に当たること。
- 二 新農地法第2条の2に規定する農地について権利を有する者の責務の考え方については、次のとおりとし、その周知徹底を図ること。
- 1 農地について所有権を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保することについて第一義的責任を有することを深く認識し、自ら当該農地を耕作の事業に供するとともに、自らその責務を果たすことができない場合においては、所有権以外の権原に基づき当該農地が耕作の事業に供されることを確保することにより、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないものとする。
 - 2 農地について賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、その権利に基づき自ら当該農地を耕作の事業に供することにより当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないものとする。
- 三 新農地法第3条第2項第7号の許可の基準は、取得しようとする農地又は採草放牧地に関する基準ではなく、新たに、周辺の農地又は採草放牧地への影響を見る基準であることから、農業委員会等は許可の判断をするに当たっては、現地調査を行うものとする。
- 四 新農地法第3条第3項による農地又は採草放牧地の貸借に係る権利移動規制の緩和に当たっては、借り手が撤退した場合のリスクを回避するため、農地又は採草放牧地を明け渡す際の原状回復、原状回復がなされないときの損害賠償及び中途の契約終了時における違約金支払等について契約上明記するよう指導すること。
- 五 標準小作料制度の廃止に当たっては、農地の貸借において標準小作料が規範としての機能を発揮していることを踏まえ、新たに設ける実勢借地料の情報提供の仕組みへの円滑な移行を図ること。
- 六 今回の農地制度の改正内容を、農業者はもとより、広く国民一般に周知・普及するとともに、制度の運用に当たっては、公平・公正・透明性に留意し、許可等の基準を明確にすること。
- 七 農地制度において重要な役割を果たしている農業委員会組織が現行制度による業務に加え、改正法により新たに担うこととなる業務を適正かつ円滑に執行することができるよう、必要な支援及び体制整備を図ること。
- 八 土地利用に関する諸制度について、農業生産を目的とする土地利用とそれ以外の土地利用とを一体的かつ総合的に行うことができる計画を、地域住民

の意見を踏まえつつ策定する制度の創設その他必要な措置を検討すること。

九 政府は、近年、遊休農地の拡大のみならず、農業従事者の減少・高齢化や農業所得の減少により、農業の持続性が危うくなっている状況にかんがみ、農業・農村の活力を回復するため、地域における貴重な資源としての農地の土づくり、地力増進等を図りながら、家族農業経営、集落営農、法人による経営等の多様な経営体が共存しつつ、それぞれがその持てる力を十分発揮できるための方策について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

右決議する。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）要旨

本案は、漁業災害補償制度の健全かつ円滑な運営を図るため、漁業共済組合に総代会の制度を設ける等の措置を講ずるとともに、疾病による死亡を共済事故としない養殖水産動植物を共済目的とする養殖共済を実施できることとするほか、漁業施設共済について共済金の支払に関する特約を設ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 漁業共済組合に係る制度の見直し

- 1 漁業共済組合の地区を一又は二以上の都道府県の区域とし、当該地区を二以上の都道府県の区域とする場合に必要な農林水産大臣の承認を廃止すること。
- 2 漁業共済組合に、総会に代わるべき総代会の制度を導入すること。

二 漁業共済事業の見直し

- 1 養殖共済の共済目的とする養殖水産動植物のうち、疾病による死亡について基準共済掛金率を定めるとすれば妥当でないものとなる養殖水産動植物については、疾病による死亡を共済事故としないこと。
- 2 疾病による死亡を共済事故としない養殖水産動植物以外の養殖水産動植物については、共済契約者の任意で、疾病による死亡を共済事故としない旨の申出をすることができるものとする。
- 3 養殖共済の共済責任期間について、都道府県知事が設定する単位漁場区域ごとに単一とする義務を廃止すること。
- 4 漁業施設共済について、特約が設定できる仕組みを導入すること。

三 施行期日

この法律は、平成21年10月1日から施行すること。

(附帯決議)

漁業災害補償制度は、これまで漁業経営の安定を図る上で重要な役割を果たしてきた。こうした中、漁獲量の減少と魚価の低迷の結果、漁業生産額は構造的に減少傾向を示す一方で、共済制度の事業収支が悪化し、平成19年度には327億円の累積赤字となっているなど、制度運営の健全性や安定性が懸念される状況にある。

よって、政府は、漁業経営の安定のため本制度が本来果たすべき役割が十全に発揮し得るよう、本法の施行に当たっては、財政基盤の強化と漁業者にとって魅力ある共済制度の実現に向け、引き続き共済制度の在り方を検討し、所要の措置を講ずるべきである。

右決議する。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）（参議院送付）要旨

本案は、最近における特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境にかんがみ、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期間を5年間延長しようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第15号）要旨

本案は、最近の飲食料品の原産地等についての悪質な偽装表示事件が多数発生している状況にかんがみ、原産地について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者に対する罰則規定の新設等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 目的規定の改正

法律の目的として、農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護を明示すること。

二 品質表示基準の遵守に関する規定の新設

製造業者等が品質表示基準に従い、農林物資の品質表示をしなければならない旨の規定を設けること。

三 品質表示基準違反に係る公表に関する規定の新設

品質表示基準違反に係る指示又は命令が行われるときは、これと併せてそ

の旨の公表が行われる旨の規定を設けること。

四 原産地について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者に対する罰則規定の新設

品質表示基準において表示すべきこととされている原産地（原料又は材料の原産地を含む。）について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処するものとする。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行すること。

バイオマス活用推進基本法案（農林水産委員長提出、衆法第26号）要旨

本案は、バイオマスの活用の推進に関し、基本理念を定めること等により、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって持続的に発展することができる経済社会の実現に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 基本理念

バイオマスの活用の推進は、総合的、一体的かつ効果的に行われなければならないこと、地球温暖化の防止、農山漁村の活性化、エネルギー供給源の多様化等に資することを旨として行われなければならないこと、食料の安定供給の確保に支障を来さないよう、また、環境の保全に配慮して行われなければならないこと等を基本理念とすること。

二 国の責務等

- 1 国及び地方公共団体は基本理念にのっとり、バイオマスの活用の推進に関する施策を策定し、実施する責務を有するものとする。
- 2 事業者及び国民は基本理念にのっとり、バイオマスの活用を推進するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するバイオマスの活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

三 バイオマス活用推進基本計画の策定

政府は、バイオマスの活用の推進に関する基本的な計画を策定しなければならないこと。

四 バイオマス活用推進会議

政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、バイオマスの活用の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るためにバイオマス活用推進会議を設けるものとし、また、関係行政機関は、専門的知識を有する者によって構成

するバイオマス活用推進専門家会議を設け、その意見を聴くものとする。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行すること。

【経済産業委員会】

我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）要旨

本案は、世界的な資源価格の不安定化や金融危機などの国際経済の急激かつ構造的な変化に対応するため、我が国の産業活動の革新を図るとともに、産業活力の再生を確実なものとするための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 産業活力再生特別措置法の一部改正

- 1 法律の題名を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改めること。
- 2 事業者が自らの資源生産性を向上させるための計画及び資源制約対応製品の生産設備を導入する計画の認定制度を創設し、認定事業者に対し金融及び税制等の支援措置を講じること。
- 3 本法に基づく認定事業者に対する融資又は出資を円滑化するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証を拡充するとともに、株式会社日本政策金融公庫は指定金融機関による認定事業者への出資に係る損失の一部を補填することができるものとする。
- 4 自らの経営資源以外の他社の経営資源の有効な活用を通じて産業活動の革新を図る事業者に対し、出資、資金の貸付等の支援を行うため、株式会社産業革新機構（以下「機構」という。）を創設すること。
- 5 機構は、経済産業大臣の認可に基づいて設立され、政府は機構の発行済株式総数の2分の1以上の株式を保有すること。
- 6 財務状況が悪化している中小企業が、将来性のある事業を会社の分割又は事業の譲渡により他の事業者に承継させることにより事業を再生する計画の認定制度を創設し、認定事業者に対し営業に必要な許認可の承継及び資金供給の円滑化のための措置を講じること。

二 鉱工業技術研究組合法の一部改正

法律の題名を「技術研究組合法」に改め、法律の対象となる技術範囲の拡大を行うとともに、技術研究組合の株式会社への組織変更を円滑にする措置等を講じること。

三 産業技術力強化法の一部改正

企業等との共同研究成果を独立行政法人産業技術総合研究所等が承継した場合に特許料等を減免するほか、国有の特許権及び実用新案権のうち政令で

定める期間以上実施されていないものについては、通常実施権の許諾の対価を時価より低く定めることができる等の措置を講じること。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、最近における資源価格の不安定化及び世界的な金融危機等による経済の急激かつ構造的な変化にかんがみ、当面の経済運営に政策を総動員して対処するとともに、我が国の産業活力の再生を確実なものとし、持続的な成長を可能とする新たな産業構造を構築するため、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 株式会社日本政策金融公庫による指定金融機関に対する損失補てんの仕組みについては、指定金融機関から一般事業会社への出資に公的資金を活用する異例の措置であることにかんがみ、早急に支援決定の具体的な基準及び手続に関し告示等で明文化するものとし、公正性及び透明性の確保を図りつつ、慎重かつ限定的な運用に努めるとともに、安易な企業救済により事業者のモラルハザードを招くことのないよう配慮すること。なお、危機対応業務をはじめとする政策金融については、今後の経済情勢の推移等を踏まえつつ、必要があると認められるときは、その在り方についても検討を加えるよう努めること。
- 二 中小企業の再生支援に当たっては、追加された仕組みを含め、関係者に広く周知するよう引き続き努力するとともに、経営の強化に寄与する人材の育成・確保及び海外事業の展開のための支援施策の充実強化に取り組むこととし、これらの事項に関する方針を中小企業再生支援指針において明確化すること。
- 三 事業再構築など既存の計画、資源生産性革新、中小企業承継事業再生など新たな計画の全てについて、計画に伴う失業の予防等雇用の安定に万全を期するため、計画の作成に当たり、事業者が労働組合等と協議により十分に話し合いを行い、また、計画の実施に際して、事業者が雇用の安定等に十分な配慮を行うことを確保することにより、労働者の雇用の安定に最大限の考慮を払いつつ当該計画が実施されるよう、厳に適切な運用を行うこと。
- 四 中小企業承継事業再生計画については、人員削減が主たる目的とならないこと、第二会社に移行しない労働者がいる場合はその選定が恣意的にならな

いよう、労働組合等と協議により十分に話し合いを行うことを要件として認定をすること。

五 中小企業承継事業再生計画については、第二会社方式による事業再生の対象となる中小企業者（特定中小企業者）について、第二会社に移行する労働者の労働契約及び労働条件が不当に切り下げられることのないよう、また、第二会社に移行しない労働者がいる場合にはその雇用の安定に努めるよう、労働組合等と協議により十分に話し合いを行うことを要件として認定をすること。

六 事業再構築等の計画認定を受けた企業に対して指定金融機関が行う出資に対する日本政策金融公庫の損失補てん制度の運用に当たっては、雇用の安定等に十分な配慮を行うことを前提とし、対象事業者の選定について、然るべく基準を明記すること。

七 株式会社産業革新機構については、過去の類似施策の検証の上に立ちつつ、民間の目利き人材の十分な確保及びその積極的活用等を図り、出資対象の審査を継続的かつ厳格に実施する体制を整備するとともに、事業内容等に対する厳正なチェック機能を確立し、出資の保全・回収が確保されるよう努めること。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）要旨

本案は、化学物質の管理の一層の充実が求められている国内外の動向等にかんがみ、包括的な化学物質管理を実施するための措置を講じるとともに、国際的動向を踏まえた規制の合理化のための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 本法の目的から、難分解性に関する部分を削るものとする。

二 本法の定義において、「第一種監視化学物質」の名称を「監視化学物質」に改めるとともに、「優先評価化学物質」及び「一般化学物質」の定義をすること。併せて「第二種監視化学物質」及び「第三種監視化学物質」を廃止すること。

三 一般化学物質を製造し、又は輸入した者は、一般化学物質ごとに、毎年度、前年度の製造数量又は輸入数量等を経済産業大臣に届け出なければならないものとする。

四 優先評価化学物質を製造し、又は輸入した者は、優先評価化学物質ごとに、

毎年度、前年度の製造数量又は輸入数量等を経済産業大臣に届け出なければならぬものとし、経済産業大臣は、優先評価化学物質ごとの製造数量及び輸入数量を合計した数量を公表するものとする。

五 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、優先評価化学物質による人の健康に係る被害等を生ずるおそれがあるものであるかどうかについての評価を行うに当たって必要があると認めるときは、その製造又は輸入の事業を営む者に対し、当該優先評価化学物質の性状に関する試験の成績を記載した資料の提出を求めることができるものとする。

六 第一種特定化学物質について、他の物による代替が困難であり、かつ、当該第一種特定化学物質が使用されることにより当該第一種特定化学物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害等を生ずるおそれがない用途について、第一種特定化学物質の使用が制限されないものとする。

七 厚生労働大臣、経済産業大臣又は環境大臣は、この法律に基づいて化学物質の性状等に関する知見等を得た場合において、他の法律に基づく措置に資するため、必要に応じ、当該他の法律の施行に関する事務を所掌する大臣に対し、当該知見等の内容を通知するものとする。

八 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、一般化学物質及び優先評価化学物質に関する規定等は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

九 その他所要の規定を整備すること。

(附帯決議)

政府は、産業の基盤であり国民生活において極めて広範に使用されている化学物質の安全性を確立することが国民の生命や環境の保護に不可欠であり、かつ、我が国産業の国際競争力の一層の強化につながることから、その管理・規制に関する体制の整備を図ることが重要であることにかんがみ、本法施行に当たり、次の諸点について適切に措置すべきである。

一 2020年を期限とする国際合意の確実な履行に向けて、本改正案による規制強化措置が、事業主のみならず国民全般からの理解を得て円滑かつ着実に実施されるよう、国の責任と具体的な作業スケジュールを明らかにするとともに、調査研究や検査・監督に万全を期するよう体制の整備や十分な予算の確保に努めること。

また、合意の履行に当たっては、先進国間における情報の一元化等に努め

- るとともに、アジアをはじめとする関係各国ともその実施スキームの確立や登録情報の共有を図るなど、国際的な協調の下に対策を推進し、本法に基づく化学物質管理スキームが事実上の国際標準として受け入れられるよう努めること。
- 二 化学物質のスクリーニング評価に当たっては、化学物質に対する感受性の高い胎児、乳幼児及び高齢者等への直接曝露及び環境曝露を十分に勘案し、詳細な曝露関連情報の提供を事業者に求めること。また、生態影響評価の重要性を踏まえた評価手法の確立及び効率的なデータ収集のための技術開発等に努めること。
- 三 化学物質のリスク評価に当たっては、その透明性及び客観性を確保する観点から、評価計画、評価結果等を公開するとともに、評価の審査等には多様な主体を参加させる等の体制を整備すること。また、政府の行ったリスク評価の妥当性を審査する外部委員会を用いて行うこと。
- 四 事業者による自主的な化学物質のリスク評価及び管理を推進するために、低コストで実施できるリスク評価手法の開発・普及を図るとともに、データ収集に係る作業の定量化等、事業者の負担軽減に努めること。また、規制の実効性を確保するため、中小企業がこれに円滑に対応できるよう、新たなスキームの十分な周知徹底に努めるとともに、効果的な支援策の実施を検討すること。
- 五 化学物質の適切な管理を一層促進するため、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）に基づく表示、化学物質の安全性情報、リスク評価結果及び管理手法等について、川上事業者から川下事業者に至るまで情報の伝達及び共有ができるようにすること。また、消費者への理解を促進するため、化学物質に関する安全性情報の製品表示等について検討すること。
- 六 「エッセンシャルユース」として認められた化学物質については、必要最小限の利用にとどめ、定期的に厳密な評価を行いその結果を公表するとともに、事業者に対し代替化及び低減化に向けた取組を促すこと。
- 七 事業者による自主的な化学物質管理を推進するため、化学物質管理を担える人材の育成及び研究機関の充実に努めること。また、大学及び大学院における定量的構造活性相関（QSAR）の手法、計測、リスク評価及び管理に関する専門家育成の検討に加え、学校教育における化学物質に関する教育内容の見直しを図ること。
- 八 化学物質による人の健康や生態系への悪影響を未然防止するために、予防

的な視点に基づき、懸念のある化学物質については、科学的知見が集積されるまでの間、厳格な曝露管理または代替の検討を事業者に促すこと。

九 化学物質の適正な利用及び化学物質によるリスクの低減に関する長期的、計画的な施策を推進するに当たっては、関係省庁間の連携を図りつつ、事業者の負担の軽減及び消費者の化学物質に関する理解の促進に資するよう、化学物質に関する総合的、統一的な法制度等のあり方について検討を行うこと。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第36号）要旨

本案は、平成17年独占禁止法改正の施行後における見直しの結果、公正かつ自由な競争の促進を図る観点から、他の事業者を排除することによる私的独占、一定の不公正な取引方法等に対する課徴金制度の導入、企業結合に係る届出制度の見直し等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 課徴金制度の見直し

課徴金の適用対象として、排除型私的独占、不当廉売及び優越的地位の濫用等の一定の不公正な取引方法を追加すること。また、不当な取引制限において、主導的な役割を果たした事業者に対して課徴金算定率を加重する措置を設けること。

二 課徴金減免制度の見直し

減額対象事業者数を拡大するとともに、企業グループ内の事業者による共同申請を認めること。

三 課徴金納付命令等の見直し

違反行為がなくなっても課徴金納付命令等を行うことのできる期間の上限を3年から5年に延長すること。また、違反行為に係る事業を引き継いだ承継会社等に対しても課徴金の納付等を命ずることができるよう規定の整備を行うこと。

四 企業結合規制の見直し

会社の株式取得について、事前届出制度を導入すること。また、企業結合の届出基準について、国内売上高によるものに改めるとともに、株式取得に係る届出閾値を3段階から2段階に簡素化すること。

五 不公正な取引方法に係る差止訴訟における文書提出命令の特則の導入

侵害行為の立証に必要な書類について、その所持者において提出を拒むこ

とに正当な理由があるときを除き、裁判所が提出を命ずることができるものとする。

六 その他

事業者団体届出制度の廃止、外国競争当局への情報提供に係る規定の整備、審判手続に係る事件記録の閲覧謄写請求に係る規定の整備、不当な取引制限の罪に対する懲役刑の引上げ等所要の措置を講ずること。

七 施行期日等

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、この法律の施行に伴う所要の経過措置等について規定すること。併せて、審判手続に係る規定について、全面にわたって見直すものとし、平成21年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附帯決議)

最近の急激な経済情勢の変化に伴い、かつてなく中小企業者や下請事業者の利益が不当に害されるおそれが高まっていることにかんがみ、市場における公正な競争秩序を確保するため、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 審判手続に係る規定については、本法附則において、全面にわたって見直すものとし、平成21年度中に行う検討の結果所要の措置を講ずることとされているが、検討の結果として、現行の審判制度を現状のまま存続することや、平成17年改正以前の事前審判制度へ戻すことのないよう、審判制度の抜本的な制度変更を行うこと。
- 二 公正取引委員会が行う審尋や任意の事情聴取等において、事業者側の十分な防御権の行使を可能とするため、諸外国の事例を参考にしつつ、代理人の選任・立会い・供述調書の写しの交付等について、我が国における刑事手続や他の行政手続との整合性を確保しつつ前向きに検討すること。
- 三 不公正な取引方法に対しては、経済社会状況の変化を踏まえ、構成要件がより明確かつ具体的に示されるよう十分配慮しつつ、課徴金をはじめとする規制措置の積極的な運用を図ること。その際、下請関係を含め大企業者と中小企業者の間における公正な取引の確保及び中小企業者の利益保護に配慮すること。
- 四 公正取引委員会事務総局の人員体制の一層の強化を図り、法曹資格者や経済学の分野において高度な専門知識を有する者等の登用を積極的に進めると

ともに、公正取引委員会と関係省庁との緊密な連携体制を確立し、きめ細かく実態の把握に努めつつ、不当廉売や優越的地位の濫用等の問題行為を迅速かつ効果的に取り締まること。

- 五 不公正な取引方法の差止請求における文書提出命令の特則については、事業者及び国民にその趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、民事訴訟を通じた救済の促進に資するため、当事者の負担軽減に向けた方策の検討を継続すること。

不正競争防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）（参議院送付）要旨

本案は、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性の増大等にかんがみ、事業者間の公正な競争の確保の観点から、事業者が保有する営業秘密の一層の保護を図るため、所要の措置を講じるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 営業秘密侵害罪が成立するために必要とされる目的について、「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で」に変更すること。
- 二 詐欺等行為又は管理侵害行為により、営業秘密を不正に取得する行為について、その方法を限定することなく罰則を適用すること。
- 三 営業秘密の管理者が営業秘密の管理に係る任務に背く形で営業秘密を領得する行為について、記録媒体の横領、複製の作成、消去義務への違反による場合に限り、罰則を適用すること。
- 四 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

経済のグローバル化の進展に伴い、技術やノウハウ等の知的資産の価値がかつてなく高まる中、企業の競争力の源泉である営業秘密が適正に保護される必要性が高まっていることにかんがみ、政府は、本法施行において、以下の諸点について適切な措置を講じるべきである。

- 一 営業秘密侵害に対する刑事罰の強化に当たっては、その趣旨に関し、事業者、労働者双方に周知徹底を図るとともに、労働者の間に疑念や過度の萎縮が生じることのないよう、労働者の正当な行為や日常業務が処罰対象とならないことを指針等により明確に示すこと。また、企業内における営業秘密の取扱いについて、労使間の協議等により理解の促進が図られるよう努めること。さらに、

今後の技術進歩や経済社会情勢の変化等を踏まえ、営業秘密の定義や保護の在り方について十分な検証を行い、必要に応じ見直しを行うこと。

- 二 国民生活の安心や安全を損なうような事件が次々と明らかとなる中で、労働者等による公益通報の重要性が増していることにかんがみ、公益通報者保護制度の趣旨を勘案しつつ、必要に応じて柔軟な法の運用に努めること。
- 三 中小企業や下請事業者の技術力が我が国産業の強みであることを踏まえ、これらの者の保有する営業秘密が不当に流出することのないよう、中小企業の実態に即した適切な措置を講じること。また、元請企業等の有力な取引先による営業秘密侵害に対しては、厳正に対処すること。
- 四 営業秘密侵害に係る刑事訴訟手続については、公開裁判を通じて営業秘密が公になるとの懸念から、被害者が告訴を躊躇していると思われることにかんがみ、関係各省庁間において、営業秘密保護のための特別の刑事訴訟手続の在り方等について、早急に検討を進め、適切な法的措置を講じること。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）（参議院送付）要旨

本案は、国際的な人的交流の拡大及び情報技術の高度化の進展等に伴い、安全保障に関連する貨物又は技術の海外への流出懸念が増大していることにかんがみ、我が国の安全保障貿易管理を厳格に実施するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 安全保障上機微と認められる特定技術の対外取引をすべて経済産業大臣の許可の対象とするとともに、これらの技術が記録された記録媒体等の国境を越えた持出しについても許可の対象とすること。
- 二 安全保障上機微な貨物について経済産業大臣の許可を受けずに輸出を行った者等に対する罰則を強化すること。また、偽りその他不正な手段により経済産業大臣の許可又は承認を受けた者に対する罰則等を整備すること。
- 三 安全保障上機微な貨物の輸出や技術の取引を業として行う者に対し、経済産業大臣が定める基準に従って輸出などをすることを求め、経済産業大臣が勧告、命令等を行うことを可能とする制度を創設すること。
- 四 仲介貿易取引に関する規制の範囲に、賃借又は贈与に基づく取引を追加すること。
- 五 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）要旨

本案は、原油や穀物などの商品価格が不安定化する中、我が国中小企業などの事業者が、資源価格の乱高下による事業活動への影響を回避する必要性に直面していること、及び「ロコ・ロンドンまがい取引」など規制の隙間で利用者トラブルが急増していることにかんがみ、商品取引所の産業インフラとしての価値を高めるとともに、利用者の取引の安全を確保し、「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場を実現するため、所要の措置を講じるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 使いやすい商品先物市場の実現

商品取引所が、国内外の取引所との資本連携や金融商品取引所との相互乗入を通じて、事業者等のニーズを踏まえた品揃えや関連サービスを行うことができるよう、業務範囲の拡大及び議決権の保有制限の見直しを行うこと。また、商品取引所法と海外先物取引法を「商品先物取引法」に一本化し、商品取引所内外、国内外で統一した規制体系にすることにより、事業者が多様な商品先物取引を安全に行いうる環境を構築すること。

二 透明性の高い商品先物市場の実現

相場操縦行為の処罰範囲を拡大するとともに、海外当局との情報交換手続を整備することにより、国際的に協力して市場を監視できる仕組みを構築すること。また、商品取引所の相場が実体経済の需給と離れて異常な過熱を示すような場合には、主務大臣が証拠金の引上げ等の多様な是正措置を命じることにより、相場の不安定化を防止できるようにすること。

三 トラブルのない商品先物市場の実現

利用者トラブルが急増している取引所外取引や海外先物取引について、参入規制を導入するとともに、行為規制を強化し、特にトラブルの多い取引分野については顧客から要請されない勧誘行為を禁止すること。また、商品先物取引を行う利用者の能力に合わせて規制の程度に強弱を設ける、いわゆる「プロ・アマ規制」を導入することにより、利用者の保護とともに商品先物市場の活性化を図ること。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

- 一 商品先物取引に関する契約の締結の勧誘を要請していない顧客に対し、一方的に訪問し、又は電話をかけて勧誘することを意味する「不招請勧誘」の禁止については、当面、一般個人を相手方とする全ての店頭取引及び初期の投資以上の損失が発生する可能性のある取引所取引を政令指定の対象とすること。さらに、施行後1年以内を目処に、規制の効果及び被害の実態等に照らして政令指定の対象等を見直すものとし、必要に応じて、時機を失することなく一般個人を相手方とする取引全てに対象範囲を拡大すること。
なお、商品先物取引の経験のない個人や、理解が不十分になりやすい高齢者などが勧誘された時、取引の初期段階に被害を受けやすい近年の状況を踏まえ、廃業を前提とした駆け込み的な、悪質で強引な勧誘（特に取引の初期段階においては電話勧誘など）から一般個人を保護するよう、立入検査、処分等を含め迅速かつ厳正な法執行を行うこと。
- 二 国際競争力強化の観点から、国内商品取引所の経営努力を一層促すとともに、多様な商品取引を一元的に行いうる仕組み（クロスマーケット）の導入など市場の魅力を総合的に高めるよう、引き続き努力を払うこと。また、我が国においては、現状では商品、証券及び金融商品それぞれについて別々の清算機構（クリアリングハウス）が設置されているが、今後、国際的な動向に照らし、海外の「プロ」事業者の日本市場への参入を促すためにも、商品・証券・金融の縦割りの構造を取り払った共通清算方式の導入を促すなど、取引所の更なる統合等も視野に入れつつ、市場横断的な利用者に対する利便性向上に努めること。
- 三 実需からかけはなれた価格形成により、我が国中小企業などの事業者の経営に悪影響が及ぶことのないよう、健全な取引市場の機能確保に万全を期するとともに、国際的な監視体制の強化に適切に対応しうよう、農林水産省及び経済産業省は連携の在り方にさらに検討を加えつつ、管理・監督体制の充実を図ること。

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案（内閣提出第53号）要旨

本案は、商店街の活性化を図るため、商店街振興組合等が行う地域住民の需要に応じた事業（商店街活性化事業）活動を促進する措置を講じようとするも

のであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 本法の目的を、商店街振興組合等が行う商店街活性化事業について、経済産業大臣による認定を受けた計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めることにより、商店街の活性化を図ることとする。
- 二 経済産業大臣は、商店街活性化事業の促進に関する基本方針を定め、公表すること。
- 三 経済産業大臣は、商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業計画を、都道府県及び市町村に意見を聴いた上で認定し、認定を受けた商店街振興組合等及びその構成員である商店主等に対し、中小企業信用保険法及び小規模企業者等設備導入資金助成法の特例に係る措置を講ずること。
- 四 経済産業大臣は、一定の要件を満たす一般社団法人等が作成した商店街活性化支援事業に関する計画を認定し、認定を受けた者を中小企業者とみなして、中小企業信用保険法を適用すること。
- 五 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案（内閣提出第55号）要旨

本案は、エネルギー消費の8割以上を化石燃料に依存する我が国において、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図るとともに、化石燃料の利用に伴って発生する温室効果ガスを削減することが重要な課題となっていることから、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 基本方針の策定

経済産業大臣は、エネルギー供給事業者が講ずべき措置に係る基本方針を策定し、公表すること。

二 特定エネルギー供給事業者に対する非化石エネルギー源の利用の義務付け

- 1 経済産業大臣は、事業者が非化石エネルギー源の利用に関して講ずべき措置に係る判断基準を策定すること。
- 2 一定規模以上の事業者に対し、取り組むべき措置に関する計画の作成及び提出を義務付けること。
- 3 経済産業大臣は、一定規模以上の事業者による取組の状況が判断基準に

照らして著しく不十分な場合に、当該事業者に対し勧告及び命令をすることができるものとする。

三 特定燃料製品供給事業者に対する化石エネルギー原料の有効な利用の義務付け

- 1 経済産業大臣は、事業者が化石エネルギー原料の有効な利用に関して講ずべき措置に係る判断基準を策定すること。
- 2 一定規模以上の事業者に対し、取り組むべき措置に関する計画の作成及び提出を義務付けること。
- 3 経済産業大臣は、一定規模以上の事業者による取組の状況が判断基準に照らして著しく不十分な場合に、当該事業者に対し勧告及び命令をすることができるものとする。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(修正要旨)

政府は、この法律の施行後2年を経過した場合において、太陽光を変換して得られる電気の買取りに係る価格等の太陽光の利用に係る費用の負担の方法その他の太陽光の円滑な利用の実効の確保に関する取組の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

- 一 非化石エネルギー源の利用の目標、化石エネルギー原料の有効な利用の目標等及びそれらに関する「判断基準」の検討に当たっては、各エネルギー源の特性、電源構成や技術開発動向などの実態を踏まえ、実現可能性を重視しつつ策定を進めること。
- 二 再生可能エネルギー源の利用に係る費用をエネルギー使用者に転嫁する場合など、本法に基づく施策が新たな国民負担を生じさせることにかんがみ、各種制度の制度設計及び施策の実施に当たっては、過重な国民負担が生じないように、あらかじめ十分な検討を行うとともに、負担の程度等について国民の幅広い理解を得つつ進めること。

加えて、附則第2条第2項の検討に当たっては、施策の効果を不断に検証するとともに、国民各層への浸透度合いや国民負担の状況を十分に踏まえつ

つ、より効果的で透明な仕組みとなるよう、制度の位置付け、対象範囲、負担のあり方など総合的に見直すこと。

三 再生可能エネルギー源の利用の拡大によって、国民が利用するエネルギーの品質や供給安定性に影響を与える可能性にかんがみ、再生可能エネルギー源の利用実態の把握や利用量の調整等の必要な対応策の検討など、安定供給の確保に資する取り組みを継続的に行うこと。また、送配電設備などエネルギー供給に係るインフラを整備・改修する場合の費用負担について、公平なルールづくりを引き続き検討すること。

四 再生可能エネルギー源の利用拡大に対する支援措置の実施に当たっては、景気対策の観点も踏まえつつ、地域経済の活性化に実効が上がるよう、関係自治体の取り組みを促し、これと連携して、支援対象の条件や手続きなどについてきめ細やかな配慮を行うこと。

五 非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効利用を促進するためには、革新的技術の普及が欠かせないことにかんがみ、次世代の太陽光発電技術、蓄電池技術、送電線網制御技術、その他エネルギー関連技術の開発導入に対し、積極的な支援を行うこと。また、太陽光発電パネルの価格変動など関連分野の市場動向に応じ機動的に施策の見直しを行うなど、エネルギー間の競争条件に配慮し、健全なエネルギー市場の形成に資すること。

併せて、我が国企業が有する燃料電池技術など優れたエネルギー関連技術が国内のみならず、世界各国における地球温暖化対策の推進等に貢献することが出来るよう、支援するとともに条件整備等に努めること。

六 引き続きエネルギー供給の多くを海外からの化石燃料に依存せざるを得ない現状にかんがみ、資源価格の乱高下にも適切に対処するとともに、その安定供給確保や使用にともなう環境負荷の低減を図るため、原子力の推進や天然ガスなど化石燃料の特性に応じた有効利用が図られるよう、バランスの取れたベストミックスの確保に向けた総合的な政策を強力に推進すること。その際、非化石エネルギー源の導入及び化石エネルギー原料の高度・有効利用が促進されるよう、利用者に対する積極的な支援や条件整備等に努めること。

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）要旨

本案は、エネルギーを安定的かつ適切に供給するためには、資源の枯渇のおそれ及び環境への負荷が小さい非化石エネルギーの開発及び導入の促進が必要

であることにかんがみ、従来の石油代替施策を見直し、開発及び導入の促進の対象を「石油代替エネルギー」から「非化石エネルギー」に改めるための所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正

- 1 題名を「非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」に変更するとともに、目的、定義等を改め、開発及び導入の促進の対象を「石油代替エネルギー」から「非化石エネルギー」に変更すること。
- 2 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）の業務の範囲のうち、「非化石エネルギー」に関するもの以外のものを削除すること。
- 3 経済産業大臣は、非化石エネルギーの開発及び導入の促進のための施策の実施に当たり、当該施策の実施が環境の保全に関する施策に関連する場合には、環境大臣と緊密に連絡し、及び協力して行うものとする。

二 中小企業信用保険法の一部改正

エネルギー対策保険の対象のうち、「石油代替エネルギーを使用する施設の設置の費用」を「非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用」に変更すること。

三 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正

機構が行う業務の範囲について、「石油代替エネルギー」に関するものを「非化石エネルギー」に関するものに変更するとともに、可燃性天然ガス及び石炭に関する業務を追加する等の措置を講じること。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案（内閣提出第57号）要旨

本案は、クラスター弾に関する条約（以下「条約」という。）の適確な実施を確保するため、クラスター弾等の製造を禁止するとともに、クラスター弾等の所持を規制する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 何人も、クラスター弾等を製造してはならないこと。
- 二 何人も、一定の場合を除いては、クラスター弾等を所持してはならないこと。

- 三 クラスタ弾等を所持しようとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならないこと。また、許可を受けようとする者は、所持目的、期間及び方法等を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならないこと。
- 四 所持の許可を受けた者（以下「許可所持者」という。）が所持することを要しなくなった場合等には廃棄等しなければならないこと。また、廃棄等を行ったクラスタ弾等の型式及び数量を経済産業大臣に届け出なければならないこと。
- 五 経済産業大臣は必要な限度において、許可所持者等に対して業務に関し報告させることができること。
- 六 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）要旨

本案は、「日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定」の適確な実施を確保するため、スイスに輸出しようとする物品について、関税上の特惠待遇を受ける際に必要となる原産地証明書の作成等を適正かつ確実に行うための措置を講じるとともに、原産地証明書の発給等を適正かつ確実に行うための追加的な措置を講じるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 経済産業大臣による認定を受けた輸出者が、原産地証明書を自ら作成することができる制度を新たに設けること。
- 二 輸出者の認定に関して、認定の申請手続や認定基準の設定などの規定を整備すること。
- 三 認定を受けた輸出者に対して書類の保存義務などを課すとともに、罰則などの規定を設けること。
- 四 物品の生産者等から交付される誓約書により原産地証明書の発給の申請を行うことができる制度を新たに設けること。
- 五 この法律は、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の効力発生の日から施行すること。

中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案（高村正彦君外 6 名提出、衆法第24号）要旨

本案は、現下の厳しい経済情勢にかんがみ、大幅に悪化している中小企業者、中堅事業者等の資金調達状況を改善するため、株式会社商工組合中央金庫による中小企業者、中堅事業者等向けの危機対応業務を拡充するために必要な財政基盤を確保するとともに、株式会社産業革新機構の資金調達を円滑化するために必要な借入金又は社債に対する政府保証を行うための措置を講じるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 株式会社商工組合中央金庫法の一部改正

- 1 株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）に危機対応準備金を設けるとともに、平成23年度末までの間、危機対応準備金に政府が出資を行うことができることとすること。
- 2 政府は、その保有する商工中金の株式について、平成24年4月1日から起算しておおむね5年後から7年後を目途として、その全部を処分するものとする。

二 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正

- 1 株式会社産業革新機構（以下「機構」という。）は、毎事業年度の予算を経済産業大臣に提出し、その認可を受けなければならないこととすること。
- 2 政府は、機構の債務について保証契約ができることとすること。

三 その他

- 1 政府は、平成23年度末を目途として、一の1に基づく政府の出資の状況、危機対応業務の実施状況、商工中金の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、商工中金による危機対応業務の在り方及び政府保有株式の全部を処分する時期について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。
- 2 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を改正し、商工中金及び株式会社日本政策投資銀行に対する政府の出資については、平成24年4月1日から起算しておおむね5年後から7年後を目途として、その全部を処分するものとする。
- 3 その他所要の規定について定めること。

四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

(修正要旨)

一 検討条項の修正

- 1 政府が平成23年度末を目途として商工中金に関し検討する事項として、商工中金の危機対応業務のほか、「政府の保有する商工中金の株式の処分の在り方及び商工中金に対する国の関与の在り方」を加えること。
- 2 政府は、1について検討を加え、必要があると認めるときに、その結果に基づいて必要な措置を講じるまでの間、保有する商工中金の株式について処分しないものとする。

二 その他

その他所要の規定について整備を行うものとする。

(附帯決議)

経済情勢の急速な悪化に伴う中小企業者や中堅事業者等（以下「中小企業者等」という。）の資金繰りの大幅な悪化に適切に対処するとともに、こうした中小企業者等において経営の安定化や活性化が確保されるよう、長期にわたって資金供給に万全を期することが喫緊の課題とされていることにかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

- 一 株式会社商工組合中央金庫による中小企業向け金融機能の役割が、今後とも、中小企業の資金ニーズに的確かつ十分に応えられるものとなるよう、財政基盤の強化や法的枠組みの整備など、万全の措置を講ずること。
- 二 本法附則第3条の「検討」に当たっては、株式会社商工組合中央金庫に対する政府出資が中小企業者等に対する適切な資金供給につながっているかどうかを定期的に検証し、その結果を踏まえつつ、国が中小企業金融に引き続き責任を果たすべきとの観点から、その財政基盤のさらなる強化や国の中小企業政策との連携の確保などについて結論を得ること。併せて、政府系金融機関の在り方について規定した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」第6条の株式会社商工組合中央金庫の位置付けについて、見直しの検討対象とすること。
- 三 株式会社産業革新機構（以下、「機構」という。）の資金調達に対する政府保証に当たり、早急に支援基準や支援対象事業の具体化を図ること。その際、機構が供給する資金はリスクマネーであることにかんがみ、事業の再構築を行う事業者のモラルハザードを排除し、それらの者が適切に経営責任を果たすよう規定すること。加えて、機構の事業遂行に当たっては、広く専門

人材の確保を図るとともに、管理に万全を期し、財政資金の保全及び回収に努めること。

【国土交通委員会】

平成20年度における地方道路整備臨時交付金の総額の限度額の特例に関する法律案（内閣提出第3号）要旨

本案は、最近の地域経済の状況を踏まえ、平成20年度における地方道路整備臨時交付金の総額の限度額について特例措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 平成20年度においては、地方道路整備臨時交付金の総額の限度額は、同年度の当初予算における揮発油税の収入額の予算額の4分の1に相当する額とすること。
- 二 この法律は、公布の日から施行すること。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）要旨

本案は、奄美群島及び小笠原諸島の振興開発を一層促進するため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を平成26年3月31日まで延長するとともに、奄美群島振興開発計画及び小笠原諸島振興開発計画に定める事項として、それぞれ奄美群島の振興開発及び小笠原諸島の振興開発に係る関係者間における連携及び協力の確保に関する事項を追加する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正

- 1 振興開発基本方針及び振興開発計画に定める事項として、就業の促進に関する事項並びに奄美群島の振興開発に係る関係者間における連携及び協力の確保に関する事項を追加すること。
- 2 国及び地方公共団体は、奄美群島における就業の促進並びに振興開発に係る関係者間の連携及び協力の確保について適切な配慮をすること。
- 3 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収を地方交付税により補てんする措置の対象業種として、有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業等を追加すること。
- 4 奄美群島振興開発特別措置法の有効期限を5年間延長すること。

二 小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正

- 1 振興開発基本方針及び振興開発計画に定める事項として、小笠原諸島の振興開発に係る関係者間における連携及び協力の確保に関する事項を追加すること。

2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における振興開発に係る関係者間の連携及び協力の確保について適切な配慮をすること。

3 小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を5年間延長すること。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成21年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 奄美群島及び小笠原諸島の振興開発基本方針の策定に当たっては、環境との調和に配慮するとともに、地元の創意や工夫が十分に発揮できる内容となるよう留意すること。また、両地域の振興開発に当たっては、地域主体で策定される振興開発計画を十分尊重し、ハードとソフトの施策が引き続き一体的に実施されるよう配慮するとともに、地域経済活性化の観点から、島内企業の受注機会の増大が図られるよう努めること。

二 奄美群島の振興開発に当たっては、多彩で豊かな自然環境の保全に留意するとともに、世界自然遺産候補地としての推薦に向けた地域の取組に配慮すること。

三 奄美群島における産業の振興については、新たな産業の誘致・育成を図るなどにより、若年層等の雇用機会の確保に努めるとともに、大島紬・黒糖焼酎等地域の特性を踏まえた地場産業のより一層の振興が図られるよう配慮すること。

四 離島航空路線が住民の生活路線であること、他地域との交流の活発化に欠かせないインフラであること等にかんがみ、航空運賃の軽減による住民の生活利便性の向上、観光の振興等に関する実証を行うため、奄美群島路線の航空運賃の軽減について必要な措置を講ずるとともに、航空運賃を含む現在の航空政策の基本的な考え方について、今後検証・検討を加えること。

五 小笠原諸島の振興開発に当たっては、世界自然遺産への登録実現に向けて自然環境の保全に積極的に取り組むとともに、観光産業や農水産業の振興など地域資源と創意工夫を生かした産業の活性化等が図られるよう、空港整備等本土との高速交通手段の確保に努めること。

六 奄美群島及び小笠原諸島における振興開発事業については、両地域の自立的発展に資する効果的な事業が推進されるよう、事業について評価する仕組みを検討し導入を図っていくこと。

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）要旨

本案は、道路整備費の財源の特例措置に関し、毎年度、揮発油税等の収入額の予算額等に相当する金額を原則として道路整備費に充当する措置を平成21年度から廃止する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

- 1 毎年度、揮発油税等の収入額の予算額等に相当する金額を原則として道路整備費に充当する措置を廃止すること。
- 2 地方道路整備臨時交付金の制度を廃止すること。

二 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

空港周辺地域整備計画に基づいて行われる事業に係る国の負担又は補助の割合の特例の対象となる道路を一般国道又は主要な県道若しくは市町村道として政令で定めるものとする。

三 特別会計に関する法律の一部改正

- 1 社会資本整備事業特別会計において、その経理を明確にする道路整備事業の対象となる道路を高速自動車国道、一般国道又は主要な都道府県道若しくは市町村道として政令で定めるものとする。
- 2 揮発油税の収入の一部について、地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、道路整備勘定の歳入に組み入れるものとする措置を廃止すること。

四 施行期日

この法律は、平成21年4月1日から施行すること。

（修正要旨）

- 一 この法律は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用すること。
- 二 政府は、真に必要な道路の整備の推進を図る観点から、費用効果分析の結果の適切な活用等により、地域の実情をより反映した効率かつ効果的で透明性が確保された道路整備事業の実施の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺

憾なきを期すべきである。

- 一 道路特定財源の一般財源化に当たっては、地方が必要とする道路の着実な整備に支障が生ずることのないよう、必要な財源措置を講ずるなど十分な配慮を行うこと。
- 二 真に必要な道路整備の推進を図る観点から、新たな将来交通需要推計及び評価手法に基づく費用便益分析の点検の結果の適切な活用等により、ルート・工法・規格を見直してコスト縮減を図り、効率的かつ効果的な道路整備事業の実施に努めるとともに、道路整備事業の実施過程における透明性を確保するための制度の在り方について検討を行うこと。
- 三 道路整備における国と地方公共団体との役割分担の在り方の議論や地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえ、国直轄事業負担金の在り方について、地方公共団体の負担を大幅に軽減することも含めた検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずること。
- 四 高速道路利便増進事業として実施される高速道路料金の引下げの効果及び影響について、十分な検証を行うとともに、高速道路の有効利用の在り方について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずること。
- 五 道路特定財源の一般財源化後の暫定税率の在り方については、納税者である自動車ユーザーの納得が得られるものとなるよう検討を引き続き行うこと。
- 六 道路関係業務の執行に関し不適切な支出が行われていたこと等にかんがみ、引き続き、徹底したコスト縮減や道路関係公益法人への支出の見直し等に努めるとともに、社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定が不適切な支出とならないよう、その透明性の確保に努めること。
- 七 道路の新たな中期計画を踏まえた地方版の計画の策定に当たっては、地域の意見を聴き計画に反映させるとともに、地方における今後の道路整備の目指すべき方向性を明らかにするため、具体的な事業等を盛り込むことについて検討を行うこと。

高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）要旨

本案は、高齢者の居住の安定の確保を一層推進するため、都道府県による高齢者の居住の安定の確保に関する計画の策定、高齢者居宅生活支援施設の整備と一体としてその整備を行う高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画について都道

府県知事の認定を受けた者が当該賃貸住宅を社会福祉法人等に賃貸することができることとする制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国土交通大臣及び厚生労働大臣は、高齢者の居住の安定の確保に関する基本方針を定めなければならないこととし、基本方針に定める事項に高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標の設定に関する事項等を追加すること。
- 二 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を定める高齢者居住安定確保計画を定めることができること。
- 三 都道府県知事は、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の申請があった場合において、当該申請に係る賃貸住宅が、各戸の床面積の規模、構造及び設備、賃貸の条件等の基準に適合していると認めるときは、登録を拒否する場合を除き、その登録をしなければならないこと。
- 四 都道府県知事は、登録住宅が三の基準に適合しないと認めるときは、その登録住宅の賃貸人に対し、その登録住宅を当該基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを指示することができること。
- 五 高齢者居宅生活支援施設と一体としてその整備を行う高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画について、都道府県知事による認定を受けた者は、当該認定計画に基づき整備が行われた支援施設において高齢者居宅生活支援事業を行う社会福祉法人等から高齢者のための住宅として賃借したい旨の申出があったときは、都道府県知事の承認を受けて、当該支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅の一部を当該社会福祉法人等に賃貸することができること。
- 六 地方住宅供給公社は、高齢者居住安定確保計画に基づき、委託により、加齢に伴って生ずる高齢者の身体の機能の低下の状況に対応した構造及び設備を有するものとするを主たる目的とする住宅の改良等を行うことができること。
- 七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 一 高齢者の居住の安定の確保の促進のためには、住宅分野と保健医療・福祉

- 分野との連携に加え、金融分野等の関係分野との緊密な連携も重要であることから、関係省庁においては、それぞれの施策の連携強化に努めること。また、地方公共団体の関係部局においても施策の実効的な連携・調整が図られるよう、地方公共団体に対し、情報提供、助言などの支援を行うこと。
- 二 既存住宅が適切に評価されるよう、鑑定・評価制度の改善・整備を図るとともに、優良な既存住宅への改修の促進、その流通の拡大に努めること。
 - 三 都道府県の高齢者居住安定確保計画の策定に当たり、地域における福祉・介護行政の主体である市町村の意見が適切に反映されるよう、基本方針等において明確化すること。
 - 四 持家を所有しない高齢者のみからなる障がい者、要介護者世帯など、居住の安定を図る必要が特に高い世帯について、居住状況等の実態把握に努めるとともに、適切な配慮がなされるよう基本方針等において明確化すること。
 - 五 高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅など、高齢者のための民間賃貸住宅制度の簡素化を図るとともに、地方公共団体及び関係民間事業者と連携しながら、高齢者にとって分かりやすく、使いやすい制度への改善を図ること。
 - 六 生活保護受給者等の低所得者に対して、高齢者向け賃貸住宅や老人ホームの供給など、住まいのセーフティネットの強化に努めること。
 - 七 賃貸住宅の供給の促進に当たっては、高齢者及び子育て世帯が適切な家賃負担で住み続けることができるよう、既存住宅のバリアフリー・耐震改修等によるストック活用に重点を置くとともに、家賃補助制度の充実について検討すること。
 - 八 今後の住宅政策の見直しに当たっては、将来の人口・世帯数の減少と世帯構成の変化を踏まえるとともに、地域経済の活性化等の観点からの検討を行うこと。

都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）要旨

本案は、都市の再生を一層推進するため、都市再生緊急整備地域内の一団の土地の所有者等による都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理に関する協定の締結について定めるとともに、都市再生整備推進法人が施行する公共施設等の整備に関する事業に係る都市開発資金の無利子貸付制度の創設等の措置を講じよう

とするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 都市再生特別措置法の一部改正

- 1 都市再生緊急整備地域内等の土地所有者等は、その全員の合意により、都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理に関する協定（以下「歩行者ネットワーク協定」という。）を締結することができること。
- 2 歩行者ネットワーク協定においては、歩行者ネットワーク協定の目的となる土地の区域及び経路の位置、経路の整備又は管理に関する事項等を定めること。
- 3 歩行者ネットワーク協定は、市町村長の認可を受けなければならないこと。
- 4 3の認可の公告のあった歩行者ネットワーク協定は、その公告のあった後において当該歩行者ネットワーク協定の区域内の土地所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。
- 5 一の所有者以外に土地所有者等が存在しない場合、その所有者は、市町村長の認可を受けて、歩行者ネットワーク協定を定めることができること。
- 6 国が市町村に対し、都市再生整備計画に基づく事業等に要する経費に充てるため、まちづくり交付金を交付する際の勘案事項として、当該事業等を通じて増進が図られる都市機能の内容を追加すること。
- 7 都市再生整備推進法人の業務として、都市再生整備計画の区域内における公共施設等の整備に関する事業を施行し、又は当該事業に参加すること等を追加すること。

二 都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正

国は、地方公共団体が、都市再生整備推進法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする法人が施行する都市開発事業、公共施設等の整備に関する事業に要する費用に充てるための無利子の資金の貸付けを行うときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金の2分の1以内を貸し付けることができること。

三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 NPO、まちづくり会社等、民間のまちづくりの担い手による活動の継

続・強化が可能となるよう、資金支援に加え、担い手間の情報交換、交流の場の整備・拡充等の環境整備に努めること。

二 都市再生歩行者経路協定等の締結の促進、協定締結後のトラブル発生防止のため、協定の雛形の作成、優良事例の紹介等、関係者に対する情報提供を図ること。

三 まちづくり交付金による事業など、都市再生特別措置法に基づき実施してきた事業等の効果・影響を適切に評価・把握するとともに、その結果を踏まえ、必要な措置を講じること。

四 都市再生、まちづくりに関する多くの事業制度等がある中、まちづくりに係る民間、地方公共団体等がそれらの制度を有効に活用できるよう、情報提供に努めること。また、まちづくり主体からみた分かりやすさの観点から、必要な見直しについて検討を行うこと。

五 今後の高齢化の進展に対応した都市の再生を図るため、都市再生緊急整備地域、都市再生整備計画の区域において、歩行者経路や都市再生整備事業で整備される施設のバリアフリー化の促進に努めること。また、都市再生歩行者経路協定等の認可基準の設定に当たっては、高齢者の利便性、安全性の確保について配慮すること。

六 地域の歴史、文化、景観等を生かした個性的なまちづくりを推進するため、都市計画法、景観法、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律等に基づく各種制度の積極的活用が図られるよう努めること。また、都市再生整備事業の推進に当たっては、良好な都市環境の形成にも十分配慮すること。

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）要旨

本案は、近年における海難の発生状況、海上交通に係る環境の変化等を踏まえ、船舶交通の安全性の向上を図るため、海域の特性に応じた新たな航法の設定、船舶の安全な航行を援助するための措置に係る規定の整備等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 地形や潮流といった各海域の特性に応じた航法として、一定の航路の区間における追越しの禁止、航路外での待機の指示等の新たな航法を定めること。

二 船舶の安全な航行を援助するため、海上保安庁長官又は港長は、航路等を航行する一定の船舶に対して、船舶交通の障害の発生に関する情報等の必要な情報を提供し、船舶においてはその情報を聴取しなければならないこと。

また、海上保安庁長官又は港長は、これらの船舶に対して、危険防止のため

に必要な勧告を行うとともに、勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができること。

三 港内における異常な気象等による危険を防止するため、港長が、船舶に対し、港内からの退去を命ずること等ができることとするとともに、船舶の長さに応じた効率的な港内の交通整理を行うために必要な通報に係る制度の整備を行うこと。

四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案（内閣提出第27号）要旨

本案は、特定の地域における輸送需要及び当該地域の状況に応じたタクシー事業の適正化及び活性化を推進するため、特定地域の指定、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化に関する基本方針、特定地域における地域計画、地域計画に定められた特定事業を実施するための特定事業計画、道路運送法の特例等について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国土交通大臣は、供給過剰等の状況に照らして、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするため、地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認める地域を特定地域として指定することができることとするとともに、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化に関する基本方針を定めること。

二 特定地域において、地方運輸局長、関係地方公共団体の長、タクシー事業者及びその団体、地域住民等により組織される協議会は、基本方針に基づき、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するための地域計画を作成することができること。

三 地域計画に即してタクシー事業者が実施する特定事業（特定事業計画に事業再構築に関する事項が定められている場合にあつては、特定事業及び事業再構築）に係る特定事業計画について、国土交通大臣による認定制度を設けること。

四 国土交通大臣は、2以上のタクシー事業者が共同して行う事業再構築（以下「共同事業再構築」という。）に係る事項が記載されている特定事業計画の認定をしようとする場合において、必要があると認めるときは、公正取引

委員会に対し、当該認定に係る申請書の写しを送付し、共同事業再構築がタクシー事業における競争に及ぼす影響に関する事項等について意見を述べること。

五 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、四による送付を受けた特定事業計画について意見を述べること。

六 国土交通大臣の認定を受けた特定事業計画に係る事業等についての道路運送法の特例を定めること。

七 特定地域において、タクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の合計数を増加させる事業計画の変更については、事業計画の変更の届出に代え、国土交通大臣の認可を受けなければならないこと。

八 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(修正要旨)

一 この法律の目的として、地域における交通の健全な発達に寄与することを追加すること。

二 都道府県知事等は、国土交通大臣に対し、特定地域の指定を行うよう要請することができること。

三 地域計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれ、かつ、地方自治法第2条第4項の基本構想に即したものでなければならないこと。

四 国は、地域計画に定められた事業の推進を図るために必要な資金の確保、融通又はそのあっせんその他の援助に努めること。

五 政府は、タクシー事業の許可、運賃及び料金、事業用自動車の数に係る事業計画の変更、事故の報告等タクシー事業に係る道路運送法に基づく制度の在り方について早急に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

六 政府は、タクシー運転者の登録等に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

七 タクシー事業の運賃及び料金の認可基準に関する道路運送法第9条の3第2項第1号の規定の適用については、当分の間、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものとする。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺

憾なきを期すべきである。

- 一 利用者のニーズに合致したサービスの提供が何よりも重要であることを関係者は認識し、需要拡大に向けたあらゆる施策を講じることを念頭に、利用者の選択性を高めるための方策、最新のIT技術を活用したサービス提供、利用者利便の向上に資する情報提供、乗り場の整備等を、関係者の緊密な連携により推進すること。
- 二 タクシーが地域における公共交通機関として十分な機能を果たせるよう、運転者の労働条件の改善・向上、違法不適切な行為の排除等を効果的に進め、各地において迅速かつ有効な対策を講じること。そのために、特定地域については、その指定を適切に行うこと。
- 三 特定地域では、地域の需要に適合し、新規参入や増車による需要増が明らかに見込めるもの以外は、原則としてこれを認めないこと。また、特定地域に指定されなかった地域についても、特定特別監視地域への指定を検討する等供給過剰発生の未然防止に努めること。
- 四 協議会が策定する地域計画には、過度な運賃競争や労働条件改善・向上のための対策について記載されるよう基本方針に明記すること。
- 五 自主的、協調的な減車を促進する観点から、既存の補助制度の活用のほか、タクシー事業者及びその団体、関係地方公共団体等の関係者の要望を十分踏まえた支援制度の創設に努めること。
- 六 特定地域において協議会に参加しない事業者、減車等に協力しない事業者に対しては、タクシー事業の適正化、活性化を推進する観点から、その経営状況を十分に確認する等の措置を講じること。
- 七 タクシー事業の健全な競争を図るため、同一地域同一運賃の実現が必要との意見を踏まえつつ、適切な運賃制度及びその運用を検討し、必要な措置を講じること。
- 八 道路運送法第9条の3第2項第1号の読替特例措置が講じられた趣旨と経過を勘案し、今後策定される運賃のガイドラインにおいては、各地域の実情を踏まえ、タクシーの安全を確保するための適切な運賃水準が確保されるよう、自動認可運賃の幅を縮小するとともに、下限割れ運賃の審査を厳格化する措置を講じること。
- 九 下限割れ運賃を採用する事業者には、人件費、一般管理費、走行距離等、必要な指標につき定期的に報告を求め、その事業運営につき適切なチェックを行うこと。また、運賃割引による低額運賃についても、ガイドラインに基

- づき、下限割れ運賃と同様のチェックを行うこと。
- 十 今後、新規参入事業者については、まず幅運賃内で一定期間事業を実施させる等の措置を講じること。
- 十一 今後の運賃改定においては、幅運賃内の運賃であっても、その後の改定の結果、当該運賃が下限割れとなれば、その時点で1年の有効期限が付されるよう措置すること。
- 十二 公正取引委員会は、国土交通省が行う下限割れ運賃審査をはじめ、タクシー運賃の不当競争防止策について助言を行うなど、必要な連携協力を図ること。また、特定事業計画認定時の協調減車に関する両者の調整については、対策の必要性を十分認識し、迅速かつ適切に行うこと。
- 十三 違法不適切な事業運営の排除をはじめ、悪質事業者の排除を強力に進めるため、監査体制の大幅な増強を図ること。
- 十四 利用者の安全を確保する観点からも、労働条件の悪化を防止するとともに、違法不適切な事業運営を排除するため、労働関係法令違反に対する処分の強化を図るとともに、監査指導体制の強化のため、走行距離制限の導入地域の拡大、デジタルタコグラフの義務化等について検討すること。
- 十五 国土交通省及び厚生労働省は、タクシー事業における賃金システム等に関する懇談会などの議論に積極的に関与し、歩合給と固定給のバランスの取れた給与体系に再構築すべく努力すること。また、労使双方に対し、本法の趣旨を踏まえた真摯な対応を行うよう促すこと。
- 十六 特定地域におけるタクシー事業の適正化、活性化に対する地域の積極的な対応を促すため、地方公共団体への本法の趣旨の周知に努めること。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）要旨

本件は、平成18年10月14日より北朝鮮船籍のすべての船舶の入港を禁止することとする同年10月13日の閣議決定等により変更された同年7月5日の閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、平成21年4月10日に入港禁止の期間を平成22年4月13日まで1年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

【環境委員会】

土壤汚染対策法の一部を改正する法律案（内閣提出第59号）要旨

本案は、汚染土壤の適切かつ適正な処理を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が一定規模以上のものをしようとする者に対して都道府県知事への届出を義務付けるとともに、都道府県知事は、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認めるときは、当該土地の所有者等に対して、土壤汚染の調査をすべきことを命ずることができるものとする。また、土地の所有者等は、特定有害物質による土壤汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤が汚染されていると思料するときは、都道府県知事に対して、規制対象区域として指定をすることを申請することができるものとする。
- 二 土壤汚染の調査の結果、特定有害物質による土壤汚染の状態が基準に適合しない土地を、健康被害を防止するための措置を講ずることが必要な区域（措置実施区域）と、形質の変更の際に届出が必要な区域（形質変更届出区域）に分類して指定するものとする。また、措置実施区域については、講ずべき措置の内容を指示するものとする。
- 三 規制対象区域から汚染土壤を搬出しようとする者に対し、都道府県知事へ届け出ること、及び汚染土壤の処理を都道府県知事の許可を受けた処理業者に委託することを義務付けるとともに、汚染土壤の運搬を行う者に対し、運搬に関する基準の遵守を義務付けるものとする。また、当該汚染土壤の搬出をしようとする者が当該汚染土壤の運搬又は処理を他人に委託する場合について、当該運搬又は処理を委託する者及び当該運搬又は処理を委託された者に対し、管理票による汚染土壤の管理を義務付けるものとする。さらに、汚染土壤の処理を業として行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないものとし、当該許可を受けた者に対し、処理に関する基準に従い汚染土壤の処理を行うこと等を義務付けるものとする。
- 四 指定調査機関の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。また、指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行う土地における当該土壤汚染状況調査等の技術上の管理をつかさどる者（技術管理者）を選任し、土壤汚染状況調査等を行うときは、技術管理者に当該土壤汚染状況調査等に従事する他の者の監督をさせなければならないものとする。

五 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の土地について、土壌の特定有害物質による汚染の状況に関する情報を収集し、整理し、保存し、及び適切に提供するよう努めるものとする。

六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(修正要旨)

一 改正後の法第6条第1項の指定に係る区域の略称を「措置実施区域」から「要措置区域」に、改正後の法第11条第1項の指定に係る区域の略称を「形質変更届出区域」から「形質変更時要届出区域」に修正するものとする。

二 都道府県知事は、公園等の公共施設若しくは学校、卸売市場等の公益的施設又はこれらに準ずる施設を設置しようとする者に対し、当該施設を設置しようとする土地が第4条第2項の環境省令で定める基準に該当するか否かを把握させるよう努めるものとする旨の規定を追加するものとする。

三 改正法の施行日を「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」から「平成22年4月1日までの間において政令で定める日」に修正するものとする。

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）要旨

本案は、国立公園、自然環境保全地域等における自然環境の保全対策の強化等を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 自然公園法の一部改正

- 1 法の目的として、生物の多様性の確保に寄与することを追加すること。
- 2 国立公園又は国定公園の特別地域において環境大臣又は都道府県知事の許可を要する行為として、環境大臣が指定する区域内における木竹の損傷及び環境大臣が指定する区域が本来の生息地等でない動植物で環境大臣が指定するものの当該区域内における放出等を追加し、また、特別保護地区内において環境大臣又は都道府県知事の許可を要する行為として、動物の放出及び植物の植栽を追加すること。
- 3 海中の景観を維持するための海中公園地区を、海域の景観を維持するための海域公園地区に改めること。また、海域公園地区の景観の維持とその適正な利用を図るため、海域公園地区内に利用調整地区を指定することが

できることとすること。

- 4 環境大臣等又は都道府県知事は、国立公園又は国定公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、生態系維持回復事業計画を定めること。また、国又は都道府県は、国立公園又は国定公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うとともに、地方公共団体又は国及び地方公共団体以外の者についても、その行う生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の環境大臣又は都道府県知事の確認又は認定を受けて生態系維持回復事業を行うことができることとし、当該生態系維持回復事業として行う行為については、自然公園法上の許可等を要しないこととすること。

二 自然環境保全法の一部改正

- 1 法の目的として、生物の多様性の確保を明確化すること。
- 2 一の2に準じて、原生自然環境保全地域等において動植物の放出等に係る規制を強化すること。
- 3 一の3に準じて、海中の自然環境を保全するための海中特別地区を海域の自然環境を保全するための海域特別地区に改めることとすること。
- 4 一の4に準じて、自然環境保全地域における生態系維持回復事業を創設することとし、当該生態系維持回復事業として行う行為については、自然環境保全法上の許可等を要しないこととすること。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 公園計画の策定等に当たっては、同計画が適正かつ効果的な自然公園の管理運営に資するものとなるよう、多様な主体が参画して協議するための場を設けるなど、可能な限り幅広く意見を聴くよう努めること。また、そこで集約された意見については、同計画に反映させるよう努めること。
- 二 海域公園地区及び海域特別地区の指定に当たっては、利害関係者等にも配慮しつつ、関係省庁間等の連携・協力を十分図ることによって、貴重な海洋生態系の保護・保全にとって重要な海域が指定対象に含まれるよう努めること。

- 三 生態系維持回復事業に係る認定等に当たっては、絶滅のおそれのある野生生物への影響や現行の鳥獣被害の防止施策との整合性にも留意しつつ、科学的データ等に準拠しながら厳正かつ適切に行うこと。
- 四 自然公園の利用調整地区については、生物の多様性の確保及び持続可能な利用の観点から、住民、関係団体、土地所有者等との十分な調整を図りつつ、指定の拡大に向けて積極的に取り組むこと。
- 五 自然公園等の適切な管理運営のために必要な人材の確保に最大限努めること。特に、知識及び経験等が豊富なアクティブ・レンジャー経験者を積極的に活用するよう努めること。また、自然公園等を地元住民の雇用創出の場として活用すべく、グリーンワーカー事業等の拡充等をはじめとする積極的な施策の展開を図ること。
- 六 自然公園及び自然環境保全地域等の自然保護地域体系のあり方について法制度も含めて検討を行うこと。

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案（環境委員長提出、衆法第45号）要旨

本案は、水俣病被害者に関する救済措置の方針及び水俣病問題の解決に向けて行うべき取組を明らかにするとともに、これらに必要な補償の確保等のための事業者の経営形態の見直しに係る措置等を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 政府は、過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者を早期に救済するため、一時金、療養費及び療養手当の支給に関する方針を定め、公表するものとする。なお、一時金については関係事業者が支給する等とすること。
- 二 公的支援を受けている関係事業者の経営形態の見直しについて、環境大臣の指定を受けた特定事業者は事業再編計画を作成し同大臣に認可申請を行い、同大臣は、当該事業者が一時金の支給に同意し、かつ、一定の要件に適合すると認めるときは認可をするものとする。また、この計画に基づき新たに設立する事業会社への事業譲渡等に関する特例を定めるとともに、事業会社の株式を譲渡しようとするときはあらかじめ環境大臣の承認を得なければならないものとする。なお、この株式の譲渡は、救済の終了及び市況の

好転まで、暫時凍結するものとする。

- 三 政府は、指定地域及びその周辺の地域に居住していた者の健康に係る調査研究等を積極的かつ速やかに行い、その結果を公表するものとする。
- 四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案（環境委員長提出、衆法第46号）要旨

本案は、海岸における良好な景観及び環境の保全を図る上で海岸漂着物等がこれらに深刻な影響を及ぼしている現状にかんがみ、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 海岸漂着物等の円滑な処理及び発生を抑制を図るため必要な施策（以下「海岸漂着物対策」という。）に関する基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにすること。
- 二 政府は、基本理念にのっとり、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めなければならないものとする。また、都道府県は、必要があると認めるときは、基本方針に基づき、単独で又は共同して、海岸漂着物対策を推進するための地域計画を作成するものとする。
- 三 海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならないものとする。とともに、市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等に協力しなければならないものとする。
- 四 都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、又はその意見を聴いて、当該他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めることができるものとする。
- 五 国及び地方公共団体は、土地の占有者又は管理者に対し、その占有又は管理する土地から海岸漂着物となる物が河川又は海域等へ流出又は飛散しないよう、必要な助言及び指導を行うよう努めなければならないものとする。とともに、土地の占有者又は管理者は、当該土地において一時的な事業活動等を行う者に対し、同様の観点から、必要な要請を行うよう努めなければならないものとする。

- 六 政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならないものとし、その際、大量の海岸漂着物の存する離島等において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をするとともに、海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間団体等の活動の促進を図るため、財政上の配慮に努めるものとする。
- 七 政府は、海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制の整備を速やかに実施しなければならないものとする。
- 八 この法律は、公布の日から施行すること。

【安全保障委員会】

防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）要旨

本案は、防衛省の所掌事務をより適切に遂行する体制を整備するため、防衛参事官の廃止、防衛大臣補佐官及び防衛会議の設置、陸上自衛隊の学校の生徒及び自衛官候補生の身分の新設、自衛官の勤務延長及び再任用に係る期間の伸長、防衛大学校等における研究の位置付けの明確化、第15旅団の新編、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数の変更等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 防衛参事官を廃止するとともに、防衛大臣補佐官を新設し、その職務、任免、服務について定めるほか、給与としての俸給、地域手当、通勤手当、期末手当の支給その他所要の規定の整備を行うこと。
- 二 防衛会議を新設し、その組織及び運営を定めるほか、所要の規定の整備を行うこと。
- 三 陸上自衛隊の学校の生徒の身分を新設し、当該生徒を防衛省の職員の定員外とするとともに、三等陸士、三等海士及び三等空士の階級を廃止するほか、給与としての生徒手当の新設、期末手当の支給及び療養の給付その他所要の規定の整備を行うこと。
- 四 自衛官候補生の身分を新設し、その任用期間等を定めるとともに防衛省の職員の定員外とするほか、給与としての自衛官候補生手当の新設、扶養手当の支給、自衛官任用一時金の新設及び療養の給付その他所要の規定の整備を行うこと。
- 五 定年に達したことにより退職することとなる自衛官について、本人の同意を得た上で、当該自衛官が定年に達した後も通算3年まで引き続き自衛官として勤務させることを可能とすること。
- 六 自衛官への定年退職者等の再任用について、現行の1年以内の任期を60歳前に限り3年以内の任期を可能とすること。
- 七 防衛大学校及び防衛医科大学校における研究の位置付けを規定すること。
- 八 陸上自衛隊の部隊として第15旅団を新編すること。
- 九 24万8,647人の自衛官の定数を184人削減し24万8,463人にした上で、更に717人削減し24万7,746人に変更すること。
- 十 8,425人の即応予備自衛官の員数を17人削減し8,408人にした上で、改めて59人増加させ8,467人に変更すること。
- 十一 この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成22年3月31日までの間において政令で定める日から施行すること。

【予算委員会】

平成20年度一般会計補正予算（第2号）

本補正予算は、平成20年10月30日に決定された「生活対策」及び平成20年12月19日に決定された「生活防衛のための緊急対策」を実施するために必要な経費の追加を行うとともに、義務的経費の追加等特に緊要となった事項等について措置を講じている。歳入面においては、租税及印紙収入の減収を見込むとともに、その他収入の増収を見込むほか、公債金については、「財政法」（昭和22年法律第34号）第4条第1項ただし書の規定による公債の増発を行うとともに、「平成20年度における公債の発行の特例に関する法律」（平成20年法律第24号）第2条第1項の規定による公債を増発するなど所要の補正措置を講ずるものである。

本補正の結果、平成20年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

成立予算	84,125,462 百万円
補正第2号	4,785,751 百万円
計	88,911,213 百万円

歳出

成立予算	84,125,462 百万円
補正第2号	4,785,751 百万円
計	88,911,213 百万円

一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1 租税及印紙収入	7,125,000 百万円
2 政府資産整理収入	21,833 百万円
3 雑収入	4,463,918 百万円
4 公債金	7,425,000 百万円
(1) 公債金	736,000 百万円
(2) 特例公債金	6,689,000 百万円
計	4,785,751 百万円

歳出

1 生活対策関係経費	4,688,000 百万円
------------	---------------

(1) 家計緊急支援対策費	2,039,513 百万円
(2) 生活安心確保等対策費	517,654 百万円
(3) 中小・小規模企業支援等対策費	504,806 百万円
(4) 成長力強化対策費	32,107 百万円
(5) 地域活性化対策費	754,623 百万円
(6) 住宅投資・防災強化対策費	239,297 百万円
(7) 地方公共団体支援対策費	600,000 百万円
2 雇用対策費	160,000 百万円
3 義務的経費の追加	203,400 百万円
4 地方交付税交付金	2,273,095 百万円
5 国際分担金及び拠出金	209,585 百万円
6 その他の経費	281,625 百万円
7 既定経費の節減	756,859 百万円
8 地方交付税交付金の減額	2,273,095 百万円
計	4,785,751 百万円

平成20年度特別会計補正予算（特第2号）

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、国債整理基金特別会計、財政投融资特別会計、社会資本整備事業特別会計等14特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

なお、食料安定供給特別会計等3特別会計においては、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
交付税及び譲与税配付金勘定		
成立予算	51,006,021	50,839,214
補正第2号	14,200	10,100
計	50,991,821	50,829,114

2 国債整理基金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
成立予算	201,619,320	181,619,320

補正第 2 号	1,072,600	1,072,600
計	200,546,720	180,546,720
3 財政投融资特別会計		
	歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
(1) 財政融資資金勘定		
成立予算	42,264,210	40,284,274
補正第 2 号	3,592,930	3,454,790
計	45,857,140	43,739,064
(2) 投資勘定		
成立予算	155,892	155,892
補正第 2 号	90,331	50,496
計	246,223	206,388
4 労働保険特別会計		
	歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
雇用勘定		
成立予算	2,684,582	2,191,877
補正第 2 号	83,790	83,790
計	2,768,372	2,275,667
5 社会資本整備事業特別会計		
	歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
(1) 治水勘定		
成立予算	1,137,439	1,137,439
補正第 2 号	40,471	40,471
計	1,177,910	1,177,910
(2) 道路整備勘定		
成立予算	3,755,298	3,755,298
補正第 2 号	78,443	78,443
計	3,676,855	3,676,855
(3) 港湾勘定		
成立予算	333,969	333,969
補正第 2 号	19,255	19,255
計	353,224	353,224
(4) 空港整備勘定		

成立予算	546,484	546,484
補正第2号	9,684	9,684
計	556,168	556,168
(5) 業務勘定		
成立予算	228,343	228,343
補正第2号	65	65
計	228,409	228,409

以上のほかに、登記特別会計、国立高度専門医療センター特別会計、船員保険特別会計、年金特別会計、食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計、国有林野事業特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計及び自動車安全特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。

国庫債務負担行為の追加を行うのは、食料安定供給特別会計、国有林野事業特別会計及び社会資本整備事業特別会計である。

平成20年度政府関係機関補正予算（機第2号）

本補正予算は、株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正措置を講ずるものである。

政府関係機関補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

株式会社日本政策金融公庫

1 国民一般向け業務

	収 入（百万円）	支 出（百万円）
成立予算	94,600	76,375
補正第2号	1,133	6,715
計	95,733	69,660

2 中小企業者向け業務

	収 入（百万円）	支 出（百万円）
成立予算	58,097	52,173
補正第2号	14,012	8,730
計	72,109	43,443

3 信用保険等業務

	収 入（百万円）	支 出（百万円）
成立予算	172,689	283,558

補正第2号	25,419	179,157
計	198,108	462,715

4 危機対応円滑化業務

	収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
成立予算	2,740	3,087
補正第2号	13,954	21,335
計	16,694	24,422

平成21年度一般会計予算

本予算は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）等に基づき財政健全化に向けた基本的方向性を維持する観点から、「平成21年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成20年7月29日閣議了解）を維持しつつ、世界の経済金融情勢の変化を受け、国民生活と日本経済を守るべく、状況に応じて果断な対応を機動的かつ弾力的に行うこととして編成されたものである。

歳出のうち、政策的な経費である一般歳出の規模は、前年度当初予算に対し7.4%増の51兆7,310億円であり、また、歳入のうち、公債の発行額は、前年度当初予算を7兆9,460億円上回る33兆2,940億円で、公債依存度は37.6%となっている。

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1 租税及印紙収入	46,103,000 百万円
-----------	----------------

現下の経済金融情勢を踏まえ、景気回復の実現に資する等の観点から、住宅・土地税制、法人関係税制、中小企業関係税制、相続税制、金融・証券税制、国際課税、自動車課税等について所要の措置を講ずることとしている。

2 官業益金及官業収入	16,065 百万円
3 政府資産整理収入	262,977 百万円
4 雑収入	8,871,960 百万円
5 公債金	33,294,000 百万円
(1) 公債金	7,579,000 百万円
(2) 特例公債金	25,715,000 百万円
計	88,548,001 百万円

歳出

1 社会保障関係費 24,834,399 百万円

基礎年金については、2分の1を国庫で負担することとともに、喫緊の重要課題である医師確保・救急医療対策、出産・子育て支援等については、重点化を図ることとした結果、前年度当初予算額に対して3兆515億円増となっている。

(1) 年金医療介護保険給付費 19,600,358 百万円

(2) 生活保護費 2,096,888 百万円

(3) 社会福祉費 2,509,115 百万円

(4) 保健衛生対策費 434,619 百万円

(5) 雇用労災対策費 193,419 百万円

2 文教及び科学振興費 5,310,368 百万円

基礎学力の向上等を目指して、新学習指導要領に対応して教育環境を整備し、学校・家庭・地域の連携を支援するとともに、科学技術においては、ノーベル賞につながるような基礎研究や、イノベーションを促進する革新的技術に対する支援等に重点化を図ることとしている。

(1) 義務教育費国庫負担金 1,648,250 百万円

(2) 科学技術振興費 1,377,658 百万円

(3) 文教施設費 115,565 百万円

(4) 教育振興助成費 2,019,714 百万円

(5) 育英事業費 149,181 百万円

3 国債費 20,243,731 百万円

4 恩給関係費 787,216 百万円

(1) 文官等恩給費 26,960 百万円

(2) 旧軍人遺族等恩給費 718,114 百万円

(3) 恩給支給事務費 2,746 百万円

(4) 遺族及び留守家族等援護費 39,396 百万円

5 地方交付税交付金 16,111,283 百万円

所得税及び酒税、法人税、消費税並びにたばこ税の収入見込額の一定割合に相当する額12兆2,215億円から、平成9年度、平成10年度及び平成18年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）に基づき平成21年度分の交付税の総額から減額することとされている額3,886億1,700万円を控除し、4兆2,784億円を加算した額を計

上している。

6 地方特例交付金 462,011 百万円

「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平成 11 年法律第 17 号）に基づき、平成 18 年度からの児童手当制度の拡充に伴い、当分の間、必要となる地方一般財源所要額から平成 18 年度税制改正による地方たばこ税の増収見込額及び国たばこ税の増収見込額の 25% を控除した額を補てんする措置、平成 19 年度からの児童手当制度の拡充に伴い、当分の間、必要となる地方一般財源所要額を補てんする措置、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額及び自動車取得税の収入の減少に伴う市町村の自動車取得税交付金の減収額の一部を補てんする措置並びに平成 18 年度までの減税補てん特例交付金に代わるものとして特別交付金を交付する措置として交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方特例交付金を地方公共団体に交付するために必要な経費である。

7 防衛関係費 4,774,135 百万円

「平成 17 年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成 16 年 12 月 10 日閣議決定）、「中期防衛力整備計画（平成 17 年度～平成 21 年度）の見直しについて」（平成 20 年 12 月 20 日閣議決定）等を踏まえ、在日米軍再編事業への対応や、安全保障環境を踏まえた防衛力の向上等を図る一方、コスト縮減への取組など経費の合理化・効率化を行うこととしている。

8 公共事業関係費 7,070,089 百万円

道路特定財源制度を廃止し、全て一般財源化するとともに、特定財源制度を前提とした地方道路整備臨時交付金を廃止し、地域活力基盤創造交付金を創設することとしている。その上で、国民生活の安全・安心の確保、地域の自立・活性化及び成長力強化に資する事業等への重点化を行っている。

なお、この公共事業関係費に、社会保障関係施設及び文教科学振興関係施設等の整備を行うために必要な経費として計上した「その他施設費」6,492 億円を加えた公共投資関係費は、7 兆 7,192 億 8,900 万円である。

- | | |
|-------------------|---------------|
| (1) 治山治水対策事業費 | 928,340 百万円 |
| (2) 道路整備事業費 | 1,222,095 百万円 |
| (3) 港湾空港鉄道等整備事業費 | 474,396 百万円 |
| (4) 住宅都市地域環境整備事業費 | 2,416,487 百万円 |

(5) 下水道水道廃棄物処理等施設整備費	879,799 百万円
(6) 農業農村整備事業費	577,220 百万円
(7) 森林水産基盤整備事業費	281,595 百万円
(8) 調整費等	217,458 百万円
(9) 災害復旧等事業費	72,699 百万円
9 経済協力費	629,545 百万円

無償資金協力や JICA 技術協力など、ODA 事業量を直接構成するものに重点化を図る一方、円借款の原資等、相手国に直接交付されず、ODA 事業量を直接構成しないものは抑制することとしている。

10 中小企業対策費	188,951 百万円
------------	-------------

中小企業の資金繰りに必要な経費に十分な予算額を手当てするとともに、農林漁業と商工業が連携する農商工等連携の促進による新事業創出、中小企業の再生・再起業に向けた取組、商店街の活性化など中小企業の自助努力を積極的に支援するための経費について資金の重点的な配分を図ることとする一方、事業の執行状況等を踏まえた既存事業の見直し等により支出の抑制を図ることとしている。

11 エネルギー対策費	856,171 百万円
-------------	-------------

新エネルギーの開発・利用の促進や省エネルギー対策、二酸化炭素排出抑制対策等といった低炭素社会の実現に重点的に取り組むとともに、エネルギーの安定供給の確保や原子力の平和利用の促進等についても取り組むなど、中長期的な観点に立った総合的なエネルギー政策を着実に推進することとしている。

12 食料安定供給関係費	865,922 百万円
--------------	-------------

13 その他の事項経費	5,064,182 百万円
-------------	---------------

14 経済緊急対応予備費	1,000,000 百万円
--------------	---------------

雇用、中小企業金融、社会資本整備等の経費に係る予見し難い予算の不足に充てるため、計上することとしている。

15 予備費	350,000 百万円
--------	-------------

計	88,548,001 百万円
---	----------------

平成21年度特別会計予算

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等21特別会計（船員保険特別会計が平成22年1月1日に廃止された後は20となる予定である。）に関するもの

である。

各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、354兆9,149億8,500万円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、169兆4,248億6,000万円となっている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 交付税及び譲与税配付金勘定	52,156,304	51,935,304
(2) 交通安全対策特別交付金勘定	85,068	79,086

交付税及び譲与税配付金勘定においては、歳入では、一般会計から16兆5,732億9,400万円を受け入れるほか、財政融資資金及び民間から33兆6,172億9,500万円を借り入れ、歳出では、地方交付税交付金として15兆8,202億3,700万円、国債整理基金特別会計への繰入として34兆1,883億9,500万円を計上している。

2 国債整理基金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
	183,393,513	171,393,513

一般会計から20兆2,437億3,100万円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から59兆5,135億6,000万円をそれぞれ受け入れるほか、租税や公債金等からも受け入れることとしている。

3 財政投融资特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 財政融資資金勘定	36,245,542	34,887,472
(2) 投資勘定	116,815	116,815

財政融資資金勘定においては、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案」の規定により、積立金のうち4兆2,350億円を一般会計に繰り入れることとしている。

4 外国為替資金特別会計

歳 入（百万円）

3,419,776

歳 出（百万円）

1,643,163

外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等をするのできる限度額を、平成 20 年度の実績見込等を勘案して 140 兆円としている。また、財政健全化へ貢献する観点から、「特別会計に関する法律」（平成 19 年法律第 23 号）第 8 条第 2 項の規定により、平成 20 年度において生ずる決算上の剰余のうち 2 兆 4,000 億円を平成 21 年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしている。

5 労働保険特別会計

歳 入（百万円）

歳 出（百万円）

(1) 労災勘定	1,255,773	1,115,988
(2) 雇用勘定	2,327,836	2,327,836
(3) 徴収勘定	2,873,669	2,873,669

労災勘定においては、保険給付費について、平成 20 年度における実績を基礎として算定し、所要の額を計上している。

雇用勘定においては、求職者給付について、非正規労働者に対する適用の拡大、再就職が困難な場合の給付日数の延長等の給付の見直しを実施することとしている。

徴収勘定においては、労災勘定及び雇用勘定への繰入れ並びに労働保険料等の徴収に必要な経費を計上している。

6 年金特別会計

歳 入（百万円）

歳 出（百万円）

(1) 基礎年金勘定	20,915,090	20,915,090
(2) 国民年金勘定	5,579,060	5,432,997
(3) 厚生年金勘定	39,273,076	39,273,076
(4) 福祉年金勘定	14,685	14,685
(5) 健康勘定	8,293,318	8,293,318
(6) 児童手当勘定	491,568	491,568
(7) 業務勘定	1,938,394	1,938,394

基礎年金勘定においては、歳出では、基礎年金給付費としての所要額、公的年金制度の各保険者の支出する基礎年金相当給付費の財源に充てるための繰入れ所要額等を計上し、歳入では、基礎年金給付等に要する費用の財源として各保険者からの所要の拠出金等による収入を見込んでいる。

国民年金勘定においては、歳出では、旧法国民年金の受給者数の減等による給付費の減少、基礎年金勘定への繰入額等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、国庫負担金については、2兆555億2,600万円を一般会計から受け入れることとしている。

厚生年金勘定においては、歳出では、年金受給者の増等による給付費の増加等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、国庫負担金については、7兆7,990億9,400万円を一般会計から受け入れることとしている。

健康勘定においては、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、178億5,700万円を受け入れることとしている。

7 食料安定供給特別会計

	歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
(1) 農業経営基盤強化勘定	24,807	21,941
(2) 農業経営安定勘定	232,426	232,426
(3) 米管理勘定	857,140	857,140
(4) 麦管理勘定	688,419	688,419
(5) 業務勘定	17,976	17,976
(6) 調整勘定	1,727,525	1,701,816
(7) 国営土地改良事業勘定		
	112,489	112,489

米管理勘定においては、国内米の備蓄に伴う買入れ及び売渡し、輸入米の買入れ及び売渡し等に必要経費を計上している。また、買入及び売渡価格は最近の価格動向等を勘案して算定した価格で計上している。さらに、米の価格下落等の影響を緩和するための当面の措置（稲作構造改革促進交付金）に必要な経費等を計上することとしている。

調整勘定においては、歳入として、農業経営安定勘定、米管理勘定等における所要の経費の財源に充てるため一般会計から2,073億8,000万円を受け入れるほか、米・麦の買入代金の財源に充てるため食糧証券収入8,304億9,000万円を計上しており、歳出として、農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、米管理勘定及び麦管理勘定への繰入れに必要な経費等を計上している。

8 社会資本整備事業特別会計

	歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
(1) 治水勘定	1,061,706	1,061,706
(2) 道路整備勘定	2,482,834	2,482,834
(3) 港湾勘定	302,658	302,658
(4) 空港整備勘定	530,073	530,073
(5) 業務勘定	303,062	303,062

道路整備勘定においては、歳入では、一般会計からの受入れ、国債整理基金特別会計からの受入れのほか、直轄事業に係る地方公共団体の負担金等を受け入れることとしている。歳出では、地域の連携・交流を促進する幹線交通体系の整備、死傷事故率の低減に資する重点的な交通事故対策、快適な通行空間の確保等を図るための無電柱化等を推進することとしている。

以上のほか、登記、地震再保険、特定国有財産整備、エネルギー対策、国立高度専門医療センター、船員保険、農業共済再保険、森林保険、国有林野事業、漁船再保険及び漁業共済保険、貿易再保険、特許、自動車安全の各特別会計についても所要の措置を講じている。

平成21年度政府関係機関予算

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 沖縄振興開発金融公庫

収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
26,678	23,618

現下の厳しい経済金融情勢を踏まえ、「生活対策」等に基づき中小・小規模企業について十分な資金繰り対策を実施するため、セーフティネット貸付の金利引下げや貸付条件の見直しを含めた拡充を行うとともに、地域活性化等に必要な資金需要に適切に対応することとし、貸付契約額として1,380億円を予定しているほか、沖縄における地場産業振興等のための出資9億円を予定している。

2 株式会社日本政策金融公庫

	収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
(1) 国民一般向け業務	239,405	163,847
(2) 農林水産業者向け業務	92,029	78,452
(3) 中小企業者向け業務	140,154	103,963

(4) 信用保険等業務	387,009	910,955
(5) 国際協力銀行業務	629,818	624,348
(6) 危機対応円滑化業務	78,426	107,732

信用保険等業務においては、中小企業信用保険事業で 27 兆 6,568 億円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業で 660 億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは 240 億円を予定している。また、中小企業信用保険事業に要する資金に充てるため、一般会計からの出資金 523 億円を予定している。

国際協力銀行業務においては、資源・エネルギーの安定供給確保・開発促進への取組、我が国企業の海外投資、環境・省エネビジネスの海外展開及び事業環境整備の支援並びに世界規模の金融危機への対応に重点を置き、1 兆 2,500 億円の事業（1 兆 2,200 億円の出融資及び 300 億円の証券化に係る貸付債権若しくは債券の譲受等）を行うこととしている。これらの原資として、財政融資資金からの借入金 5,534 億円、財政投融資特別会計投資勘定からの出資金 200 億円、国際協力銀行業務社債の発行による収入 4,400 億円、貸付回収金等 2,366 億円を予定している。

3 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

収 入（百万円）	支 出（百万円）
237,186	113,172

開発途上地域の政府等に対して、8,200 億円の出融資を行うこととし、これらの原資として、一般会計からの出資金 1,273 億円、財政融資資金からの借入金 3,056 億円、国際協力機構債券の発行による収入 500 億円及び貸付回収金等 3,371 億円を予定している。

平成21年度一般会計補正予算（第1号）

本補正予算は、平成21年4月10日に決定された「経済危機対策」を実施するために必要な経費の追加等について措置を講ずる一方、経済緊急対応予備費の減額を行っている。歳入面においては、その他収入の増収を見込み、公債金については、「財政法」（昭和22年法律第34号）第4条第1項ただし書の規定による公債及び「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律」（平成21年法律第17号）第2条第1項の規定による公債を増発するなど所要の補正措置を講ずるものである。

本補正の結果、平成21年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

当初	88,548,001 百万円
補正	13,925,558 百万円
計	102,473,560 百万円

歳出

当初	88,548,001 百万円
補正	13,925,558 百万円
計	102,473,560 百万円

一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1 雑収入	3,106,558 百万円
2 公債金	10,819,000 百万円
(1) 公債金	7,332,000 百万円
(2) 特例公債金	3,487,000 百万円
計	13,925,558 百万円

歳出

1 経済危機対策関係経費	14,698,742 百万円
(1) 雇用対策	1,269,771 百万円
(2) 金融対策	2,965,921 百万円
(3) 低炭素革命	1,577,501 百万円
(4) 健康長寿・子育て	2,022,061 百万円
(5) 底力発揮・21世紀型インフラ整備	2,577,489 百万円
(6) 地域活性化等	198,079 百万円
(7) 安全・安心確保等	1,708,920 百万円
(8) 地方公共団体への配慮	2,379,000 百万円
2 国債整理基金特別会計へ繰入	76,816 百万円
3 経済緊急対応予備費の減額	850,000 百万円
計	13,925,558 百万円

平成21年度特別会計補正予算（特第1号）

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、国債整理基金特別会計、財政投融资特別会計、社会資本整備事業特別会計等11特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 国債整理基金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
当初	183,393,513	171,393,513
補正	107,326	107,326
計	183,500,839	171,500,839

2 財政投融资特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 財政融資資金勘定		
当初	36,245,542	34,887,472
補正	9,229,732	9,230,510
計	45,475,274	44,117,982

(2) 投資勘定

当初	116,815	116,815
補正	389,325	389,325
計	506,141	506,141

3 エネルギー対策特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) エネルギー需給勘定		
当初	2,002,003	2,002,003
補正	138,420	138,420
計	2,140,423	2,140,423

(2) 電源開発促進勘定

当初	367,880	367,880
補正	15,480	15,480
計	383,360	383,360

4 労働保険特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
--	---------	---------

(1) 労災勘定		
当初	1,255,773	1,115,988
補正		7,432
計	1,255,773	1,123,420
(2) 雇用勘定		
当初	2,327,836	2,327,836
補正	1,324,994	1,324,994
計	3,652,830	3,652,830
5 社会資本整備事業特別会計		
	歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
(1) 治水勘定		
当初	1,061,706	1,061,706
補正	330,689	330,689
計	1,392,395	1,392,395
(2) 道路整備勘定		
当初	2,482,834	2,482,834
補正	929,380	929,380
計	3,412,214	3,412,214
(3) 港湾勘定		
当初	302,658	302,658
補正	237,581	237,581
計	540,239	540,239
(4) 空港整備勘定		
当初	530,073	530,073
補正	33,859	33,859
計	563,932	563,932
(5) 業務勘定		
当初	303,062	303,062
補正	200,000	200,000
計	503,062	503,062

以上のほかに、登記特別会計、国立高度専門医療センター特別会計、船員保険特別会計、年金特別会計、国有林野事業特別会計及び貿易再保険特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。

平成21年度政府関係機関補正予算（機第1号）

本補正予算は、株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正措置を講ずるものである。

政府関係機関補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

株式会社日本政策金融公庫

1 国民一般向け業務

	収 入（百万円）	支 出（百万円）
当初	239,405	163,847
補正	5,983	5,947
計	245,388	169,794

2 中小企業者向け業務

	収 入（百万円）	支 出（百万円）
当初	140,153	103,963
補正	3,424	2,963
計	143,577	106,926

3 信用保険等業務

	収 入（百万円）	支 出（百万円）
当初	387,009	910,955
補正	5,196	102,103
計	392,205	1,013,058

4 国際協力銀行業務

	収 入（百万円）	支 出（百万円）
当初	629,818	624,348
補正	52,820	48,028
計	682,638	672,376

5 危機対応円滑化業務

	収 入（百万円）	支 出（百万円）
当初	78,426	107,732
補正	269,691	322,294
計	348,117	430,026

【決算行政監視委員会】

平成19年度一般会計歳入歳出決算、平成19年度特別会計歳入歳出決算、平成19年度国税収納金整理資金受払計算書及び平成19年度政府関係機関決算書

本件は、憲法第90条の規定に基づき、国会に提出されたものであり、その概要は次のとおりである。

一 一般会計

平成19年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額84兆5,534億7,859万円余、歳出決算額81兆8,425億7,022万円余であり、差引き2兆7,109億837万円余の剰余を生じたが、この剰余金は、財政法第41条の規定により、平成20年度の一般会計の歳入に繰入れ済みである。

なお、平成19年度における財政法第6条の純剰余金は、6,319億847万円余である。

債務負担額（保証債務及び損失補償債務の負担額を除く。）は、平成19年度末現在566兆4,305億4,308万円余である。

保証債務及び損失補償債務負担額は、平成19年度末現在48兆8,994億4,402万円余である。

二 特別会計

平成19年度の特別会計の数は28であり、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入395兆9,203億621万円余、歳出353兆2,831億7,772万円余である。また、翌年度繰越額の合計額は12兆9,259億1,287万円余、不用額の合計額は10兆8,259億6,782万円余である。

債務負担額は、平成19年度末現在288兆8,103億3,939万円余である。

三 国税収納金整理資金

平成19年度の国税収納金整理資金の受入れ及び支払いは、資金への収納済額62兆7,037億1,066万円余、資金からの一般会計等の歳入への組入額等61兆9,686億8,406万円余であり、差引き7,350億2,660万円余が平成19年度末の剰余資金となる。これは主として特定地方税に係る還付金の支払決定未済のものである。

四 政府関係機関

平成19年度の政府関係機関の数は7であり、その収入支出の決算額の合計は、収入2兆6,038億2,735万円余、支出2兆645億3,326万円余である。

（議決の内容）

平成19年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整

理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につき、次のとおり議決すべきものと決定した。

本院は、平成19年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

- 1 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

- (1) 世界的な金融・経済危機から脱却するために、景気回復を最優先としつつ、年金・医療・介護・子育てをはじめ、社会保障制度の抜本改革を早急に実行する一方、不要不急の経費の見直しや無駄の削減による歳出改革を継続し、中長期的には財政の健全化に努めるものとする。
- (2) 地域経済を立て直すためにその実情に応じた地域の再生を推進すべきである。

また、国直轄事業の費用負担の在り方については、積算等の透明性を確保すべきであり、改善に向けた見直しを早急に行うべきである。補助金等の使用状況について、地方自治体において不適正経理が行われていた事案が多数報告されたことを踏まえ、地方自治体に改善を求めるべきである。補助金等に係る国の画一的な基準設定が地域の実情に応じた柔軟な対応を妨げている側面もあることも踏まえ、補助金等の基準の弾力化等を見直しを早急に行うべきである。同時に、直轄事業や補助事業の在り方そのものについて、国と地方の役割分担を明確化し、国から地方に事務事業、権限及び財源を移譲する等、抜本的な地方分権改革を行う中で、見直すべきである。

さらに、道路特定財源の一般財源化の趣旨を踏まえ、道路に係る歳出の改革を図り、適正に使用すべきである。

- (3) 年金記録問題への対応に当たっては、発生原因の徹底究明と再発防止に全力で取り組むとともに、標準報酬等の遡及訂正事案への対応等を可及的速やかに進め、正しい年金記録に基づく年金の支払いに万全を期すべきである。
- (4) 医師不足等の地域医療の課題に対応するため、医師、看護師、医療事務者等地域医療の人的基盤を構築するとともに、地域の医療体制が損なわれ

ることのないよう公的病院等に対する手厚い支援に努めるべきである。

現在の介護現場においては労働条件の悪化により人材不足が深刻化するなど危機的な状況にある。高齢者等が安心して暮らすことのできる社会を実現するため、介護労働者の賃金向上を含めた処遇改善策を積極的に推進すること等により、介護を担う優れた人材を確保するとともに大規模な雇用創出を図るべきである。

また、保育の充実、幼児教育の推進、乳幼児医療の充実など子育て支援・少子化対策を強力に実施すべきである。

- (5) 高齢化が進む原子爆弾被爆者の早期救済を図るため、原爆症認定集団訴訟の解決に向けて適切に対応するとともに、原爆症認定を迅速化し、認定対象疾病の拡大の検討を可及的速やかに進めるべきである。
- (6) 世界に先駆けた低炭素・循環型社会を構築するため、太陽光発電及び次世代自動車の普及を促進するとともに、マルチモーダルシフトを強力に推進し、これらの環境対策を通じた景気回復・雇用創出を積極的に後押しすべきである。

また、情報通信技術を活用したテレワークは、ワーク・ライフ・バランスの実現、人口減少・少子高齢化時代における労働力確保、低炭素社会の実現の観点から有効なものであり、より一層の推進を図るべきである。

- (7) 宇宙政策の推進に当たっては、政治主導を貫き、政府全体が一丸となって、総合的な施策を強力かつ計画的に推進できるよう、予算配分及び組織・人的体制を充実させるべきである。その際、省益を排し、国家戦略としての宇宙政策を推進するにふさわしい人材を積極的に登用すべきであり、その趣旨を体した能力・実績主義に基づく人事政策により徹底すべきである。また、科学技術の大型プロジェクトについては、経費の効率性及び成果の活用を検証し、国民に対する説明責任を果たしていくべきである。
 - (8) 在日米軍関係施設の設置・移転等に関する日米間の協議及びその実行並びに各種の経費負担関係については、米国に対して国民・地域住民の視点を踏まえた主張を行うなどとともに、国民に対する説明や情報公開を十分に行い、地域住民の理解を得られるよう努めるべきである。
 - (9) 消費者行政については、消費者被害の予防や被害の救済の視点から、関係行政機関は民間事業者に対する指導・監督を適切に行うとともに、これらの関係行政機関に対する監視が適切に行われるべきである。
- 2 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当

と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

3 決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

平成19年度国有財産増減及び現在額総計算書

本件は、国有財産法第34条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

平成19年度中の国有財産の増減額は、総増加額65兆658億6,439万円余、総減少額66兆6,550億549万円余であり、差引き純減少額は1兆5,891億4,109万円余である。

これを平成18年度末現在額106兆7,568億1,622万円余から差引きすると、平成19年度末現在額は105兆1,676億7,512万円余である。

平成19年度末現在額の内訳を分類別、区分別にみると、分類別では行政財産34兆1,193億5,557万円余、普通財産71兆483億1,955万円余であり、区分別では政府出資等64兆4,839億5,791万円余、土地19兆2,848億4,173万円余、立木竹6兆7,427億5,708万円余、工作物6兆3,306億5,622万円余、建物4兆5,461億8,896万円余等である。

平成19年度国有財産無償貸付状況総計算書

本件は、国有財産法第37条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

平成19年度中の無償貸付財産の増減額は、総増加額1,747億4,079万円余、総減少額1,729億1,425万円余であり、差引き純増加額は18億2,654万円余である。

これを平成18年度末現在額1兆841億995万円余に加算すると、平成19年度末現在額は1兆859億3,650万円余である。

平成19年度末現在額の用途別の内訳は、公園の用に供するもの1兆491億7,973万円余、緑地の用に供するもの134億8,172万円余等である。

【議院運営委員会】

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第4号）要旨

本案の主な改正点は、次のとおりである。

- 一 育児短時間勤務をしている一般職の国家公務員の勤務時間の改定に準じ、育児短時間勤務をしている国会職員の勤務時間を改定すること。
- 二 この法律は、平成21年4月1日から施行すること。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第32号）要旨

本案の改正点は、次のとおりである。

- 一 平成21年6月に受ける期末手当に関する特例措置
平成21年6月に受ける議長、副議長及び議員の期末手当の額を2割削減すること。
- 二 施行期日
この法律は、公布の日から施行すること。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第33号）要旨

本案の改正点は、次のとおりである。

- 一 平成21年6月に受ける勤勉手当に関する特例措置
平成21年6月に受ける国会議員の秘書の勤勉手当の額を一般職の職員に準じて暫定的に減額すること。
- 二 施行期日
この法律は、公布の日から施行すること。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第43号）要旨

本案は、国、地方公共団体、独立行政法人等の提供するインターネット資料がこれらの機関による国民への情報伝達的手段として主要な地位を占めるに至っている状況にかんがみ、国立国会図書館が図書館資料の収集をより一層適正に行うため、これらのインターネット資料を収集するための制度を設けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料の記録に関する事項

- 1 館長は、公用に供するため、国立国会図書館法第24条及び第24条の2に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより、国立国会図書館の収集資料として収集することができること。
- 2 国立国会図書館法第24条及び第24条の2に規定する者は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされているインターネット資料について、館長の定めるところにより、館長が1の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならないこと。
- 3 館長は、国立国会図書館法第24条及び第24条の2に規定する者に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、1の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するものについて、国立国会図書館に提供するよう求めることができること。

二 施行期日等

1 施行期日

この法律は、平成22年4月1日から施行すること。

2 著作権法の一部改正

- (一) 国立国会図書館の館長は、一の1により一の1に規定するインターネット資料を収集するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することができること。
- (二) 国立国会図書館法第24条及び第24条の2に規定する者は、一の3の求めに応じインターネット資料を提供するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を複製することができること。

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

沖縄科学技術大学院大学学園法案（内閣提出第43号）要旨

本案は、沖縄科学技術大学院大学の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の自立的発展及び世界の科学技術の発展に寄与することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）は、沖縄において、沖縄科学技術大学院大学を設置し、当該大学において国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的とする学校法人とすること。
- 二 学園は、主に次に掲げる業務を行うものとする。こと。
 - 1 沖縄科学技術大学院大学を設置し、これを運営すること。
 - 2 学園以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の学園以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
 - 3 沖縄科学技術大学院大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 三 学園は、寄附行為で定めるところにより、理事長以外の理事をもって理事会の議長に充てることのできるものとし、この場合において、理事会は、議長が招集すること。
- 四 学園の理事には、科学技術の発達に関し特に功績顕著な科学者及び沖縄の振興に関して優れた識見を有する者が含まれるようにしなければならないものとする。こととし、その定数の過半数は、外部理事でなければならないものとする。こと。
- 五 国は、予算の範囲内において、学園に対し、業務に要する経費について、その2分の1以内を補助することができるものとする。こと。ただし、本法施行後10年間は、2分の1を超えて補助することができるものとする。こと。
- 六 学園は、事業計画を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならないものとする。こととし、事業計画は、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画との調和が保たれるものでなければならないものとする。こと。
- 七 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構は、この法律の規定による学園の成立の時ににおいて解散するものとする。こと。
- 八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。こと。

(修正要旨)

- 一 法律の目的に、「沖縄の振興に寄与する」との趣旨を追加すること。
- 二 学園は、経営内容に関する情報の公開を徹底することにより、業務の運営における透明性を確保するよう努めなければならないとの規定を設けること。
- 三 学園の理事に、「大学の経営に関して高度な知識及び経験を有する者」が含まれなければならないとの特例を追加すること。
- 四 学園の評議員の選任に関する特例を新たに設け、評議員に、「沖縄における経済又は社会の実情に精通している者」及び「大学の経営における公正性及び透明性の確保に関して優れた識見を有する者」が含まれなければならないものとする。
- 五 国は、予算の範囲内において、学園に対し、業務に要する経費について、その2分の1を超えて補助することができることに改めるとともに、10年間に限り業務に要する経費の2分の1を超えて補助できるものとする規定は削除すること。
- 六 学園が作成する事業計画に、「沖縄の振興及び自立的発展に配慮されたものである」との趣旨を追加すること。
- 七 政府は、法律の施行期日に関する政令を定めるに当たっては、沖縄科学技術大学院大学における教育課程の編成その他学園の設立のために必要な業務の進捗状況に配慮しなければならないとの規定を設けること。
- 八 国は、この法律の施行後10年を目途として、学園に対する国の財政支援の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとの規定を設けること。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（沖縄及び北方問題に関する特別委員長提出、衆法第36号）要旨

本案は、北方領土問題が今なお未解決である現在の状況及び北方領土返還運動の拠点である北方領土隣接地域の振興に関する施策の実施の状況にかんがみ、交流等事業の進展等北方領土問題をめぐる状況の変化等を踏まえつつ、北方領土問題等の解決の一層の促進を図るため、特別の措置を講ずべき施策として交流等事業の推進を追加する等所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の目的に、北方領土が「我が国固有の領土」であることを明記するとともに、特別の措置を講ずべき施策として、「交流等事業の推進」を規定す

- ること。
- 二 「昭和20年8月15日において北方地域に生活の本拠を有していた者の子で同日後北方地域において出生したものを、北方地域に生活の本拠を有していた者の子としてではなく、北方地域元居住者として位置付けること。
- 三 交流等事業の定義を追加し、四島交流、墓参及び自由訪問の事業で政令で定めるものとする。
- 四 国は、北海道及び北方領土隣接地域の地方公共団体等との密接な連携を図りながら、北方領土問題等の解決の促進を図るため必要な施策を積極的に推進し、北方領土の早期返還を実現するため最大限の努力をすること。
- 五 国は、学校教育及び社会教育における北方領土問題等に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の普及その他の必要な施策を講ずること。
- 六 国は、北方領土問題が解決されるまでの間、交流等事業の積極的な推進に努めることとし、交流等事業の円滑な推進のため必要な財政上の配慮をすること。
- 七 国は、北方地域元居住者（北方地域元居住者に含まれる孫の子を含む。）が北方領土返還運動の有力な担い手として引き続き重要な役割を果たすことができるよう、北方領土返還運動の後継者の育成を図るために必要な措置を講ずること。
- 八 特定事業に係る国の負担割合の算定内容を法律に規定するとともに、算定に用いる標準負担額を北方領土隣接地域の市又は町の標準財政規模の100分の2（現行100分の10）に相当する額に改めること。
- 九 国は、北方地域の領海における我が国漁業者の操業の円滑な実施を確保するために必要な措置を講ずるよう努めること。
- 十 この法律は、平成22年4月1日から施行すること。

【青少年問題に関する特別委員会】

青少年総合対策推進法案（内閣提出第48号）要旨

本案は、青少年が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、青少年の健全な育成について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるほか、青少年が自立した社会生活を営むことができるようにするための支援その他の施策を定めるとともに、青少年総合対策推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な青少年の健全な育成のための施策（以下「青少年総合対策」という。）を推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 青少年総合対策

- 1 青少年総合対策推進本部は、青少年総合対策の推進を図るため、基本的な方針等を定める青少年総合対策推進大綱を作成しなければならないこと。
- 2 地方公共団体は、青少年総合対策推進大綱を勘案して、当該区域内における青少年育成についての計画を作成するよう努めること。
- 3 地方公共団体は、青少年育成に関する地域住民からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めること。

二 青少年が自立した社会生活を営むことができるようにするための支援

- 1 国及び地方公共団体等の関係機関等は、修学及び就業のいずれもしていない青少年で、自立した社会生活を営む上での困難を有するものに対し、必要な支援を行うよう努めること。
- 2 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めること。
- 3 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより効果的かつ円滑な実施を図るため、関係機関等により構成される青少年自立支援地域協議会を置くよう努めることとし、同協議会の事務に従事する者等に、秘密保持義務を課すこと。

三 青少年総合対策推進本部

内閣府に、青少年総合対策推進大綱を作成し、その実施を推進する等の事務をつかさどる特別の機関として青少年総合対策推進本部を置き、その本部長は、内閣総理大臣をもって充てること。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(修正要旨)

- 一 法律の題名を「子ども・若者育成支援推進法」に変更すること。
- 二 目的に、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり旨を明示すること。
- 三 支援の対象を「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者」に拡大すること。
- 四 子ども・若者育成支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成等の規定を強化することとし、「子ども・若者育成支援推進大綱」にその旨を明記すること。
- 五 支援の全体状況を把握するとともに、支援業務を自ら実施する機関として、地方公共団体の長は、民間団体等を「子ども・若者指定支援機関」に指定できる旨の規定を新設すること。
- 六 様々な社会的要因が子ども・若者の成長に影響を及ぼすものであり、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを基本理念に追加すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 地方公共団体において、子ども・若者総合相談センターの機能を担う体制の確保及び子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援が効果的に実施できるよう、法律の趣旨・内容を周知徹底するとともに、全国においてあまねく子ども・若者育成支援のための体制が整備されるよう努めること。
- 一 子ども・若者指定支援機関としての指定を行っていない地方公共団体及び子ども・若者支援地域協議会を設置していない地方公共団体に対しては、自ら指定支援機関としての役割を担うこともできるよう、他の地方公共団体における先進的な取組事例や当該地方公共団体の区域外で活動するNPO等民間団体についての情報提供、協議会の設置や指定支援機関の指定による支援の必要性等についての助言、及び国の行う研修事業への参加呼びかけや相談への的確な対応等の援助を行うこと。
- 一 指定支援機関に対する情報の提供その他の必要な援助を行うに当たっては、

財政上の措置について十分留意すること。

- 一 子ども・若者育成支援施策を推進するに当たっては、既存設備の有効活用に努め、緊要性のない施設整備等が行われることのないようにすること。

【海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会】

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案（内閣提出第61号）
要旨

本案は、我が国の経済社会及び国民生活にとって、船舶航行の安全の確保が極めて重要であること、並びに海洋法に関する国際連合条約の趣旨にかんがみ、海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律において「海賊行為」とは、船舶（軍艦等を除く。）に乗り組み又は乗船した者が、私的目的で、公海（排他的経済水域を含む。）又は我が国領海等において行う(1)船舶強取・運航支配、(2)船舶内の財物強取等、(3)船舶内にある者の略取、(4)人質強要、(5)(1)から(4)の目的で行う船舶侵入・損壊、(6)(1)から(4)の目的で行う他の船舶への著しい接近等、(7)(1)から(4)の目的で行う凶器準備航行をいうものとする。
- 二 一の(1)から(4)までの海賊行為をした者は無期又は5年以上の懲役に処し、(5)又は(6)の海賊行為をした者は5年以下の懲役に処し、(7)の海賊行為をした者は3年以下の懲役に処するものとし、(1)から(4)までの罪を犯した者が、人を負傷させたときは無期又は6年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処するものとする。
- 三 海賊行為への対処は、この法律、海上保安庁法その他の法令の定めるところにより、海上保安庁が必要な措置を実施するものとする。
- 四 海上保安官等は、海上保安庁法第20条第1項において準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用するほか、現に行われている一の(6)の海賊行為の制止に当たり、当該海賊行為を行っている者が、他の制止の措置に従わず、なお船舶を航行させて当該海賊行為を継続しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときには、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができるものとする。
- 五 防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において海賊行為に対処するため必要な行動（以下「海賊対処行動」という。）をとることを命ずることができるものとし、この場合においては、海上における警備行動に関する自衛隊

法第82条の規定は、適用しないものとする。

- 六 防衛大臣は、五の承認を受けようとするときは、海賊対処行動の必要性、区域、部隊の規模及び構成並びに装備、期間並びにその他重要事項について定めた対処要項を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないものとする。ただし、現に行われている海賊行為に対処するために急を要するときは、必要となる行動の概要を内閣総理大臣に通知すれば足りるものとする。
- 七 内閣総理大臣は、五の承認をしたときはその旨及び六の対処要項に定めた各事項を、海賊対処行動が終了したときはその結果を、遅滞なく、国会に報告しなければならないものとする。
- 八 海上保安庁法第16条、第17条第1項及び第18条の規定は、海賊対処行動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用するものとする。
- 九 武器の使用に関する警察官職務執行法第7条の規定のほか、四で海上保安官等に認められた武器の使用に関する規定は、海賊対処行動を命ぜられた自衛官の職務の執行について準用するものとする。
- 十 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して30日を経過した日から施行すること。

【消費者問題に関する特別委員会】

消費者庁設置法案（内閣提出、第170回国会閣法第1号）要旨

本案は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を一体的に行わせるため、内閣府の外局として消費者庁を設置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 消費者庁の設置及び任務

消費者庁は、消費者庁長官を長として内閣府の外局として設置され、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を行うこと。

二 関係行政機関との協力

消費者庁長官は、消費者庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができること。

三 消費者政策委員会

- 1 消費者政策委員会（以下「委員会」という。）は、消費者庁に置かれ、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じ、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項について調査審議や意見具申を行うとともに、法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理することをつかさどること。
- 2 委員会は、委員15人以内で組織すること。
- 3 委員は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命することとし、その任期は2年とすること。
- 4 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置くこと。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（修正要旨）

- 一 消費者庁設置法の題名を「消費者庁及び消費者委員会設置法」に改めること。

- 二 消費者庁の任務に関し、消費者の権利の尊重等消費者基本法の基本理念にのっとり、その事務を行うことを明記すること。
- 三 消費者政策委員会を内閣府本府に設置するものに改め、その名称を消費者委員会に改称すること。
- 四 消費者委員会の内閣総理大臣等に対する建議及び関係行政機関の長に対する報告徴求・資料提出要求権限等を規定すること。
- 五 消費者委員会の委員の職権行使の独立性を規定するとともに、その委員の人数を10人以内とすること。
- 六 附則において、消費者委員会の委員の勤務形態、所管法律の見直し、消費者行政に係る体制整備、地方支援の在り方、適格消費者団体に対する資金確保その他の支援、不当な収益のはく奪及び被害者救済制度について検討条項を設けること。

(附帯決議)

政府は、これらの法律の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 消費者庁がその任務を遂行するに当たっては、消費者基本法第2条に定める消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり行うことが明記された趣旨にかんがみ、消費者の権利尊重に万全を期すること。
- 二 消費者委員会は、自ら積極的に調査審議を行うとともに、内閣総理大臣等への勧告・建議を始め、その与えられた機能を積極的に行使し、消費者の利益の擁護及び増進のため、適切にその職務を遂行すること。
- 三 消費者庁及び消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進のため、各々の独立性を堅持しつつ、適宜適切に協力して職務に当たること。
- 四 消費者委員会の委員長及び委員は、すべて民間から登用するものとし、その年齢・性別等の構成について十分配慮すること。
- 五 初代の消費者委員会の委員の3人について、常勤的に勤めることが可能になるように人選し、財政的な措置も行うこと。またその他の委員についても、委員としての職務に専念できるような人選を行うように努めるものとする。
- 六 消費者委員会からの関係行政機関の長への報告徴求、資料の提出要求等に対しては、各行政機関は速やかに対応すること。

また、関係行政機関の長は、その有する民間事業者に係る情報に関しても、個人情報や企業秘密、適正手続の確保に配慮しつつ、消費者委員会からの求めに対し、積極的に対応すること。

- 七 内閣総理大臣、関係行政機関の長等は、消費者委員会からの建議又は勧告に対して、迅速かつ誠実に対応すること。
- 八 消費者委員会の独立性を担保するため、その事務局については財政上の措置を含めた機能強化を図るとともに、その職員については専任とするよう努めること。また、事務局職員の任命に当たっては、多様な専門分野にわたる民間からの登用を行うとともに、同委員会の補佐に万全を図ること。
- 九 消費者被害に関する幅広い情報が確実に消費者庁に収集されるよう、関係省庁や地方自治体との連携を密にする等、体制を整備すること。
- 十 消費者庁に収集された情報の調査分析が機動的に行えるようタスクフォースの活用など事故調査のための仕組みを整備すること。
- 十一 消費生活に関わる事故に関する情報は、国民の共有財産であるとの認識に基づき、消費者庁を含む関係省庁は、消費者事故等に関する情報について、個人情報保護に配慮しつつ、十分な開示を行うこと。
- 十二 消費者教育の推進に関しては、消費者基本法の基本理念及び消費者基本計画の基本的方向のもと、学校教育及び社会教育における施策を始めとしたあらゆる機会を活用しながら、全国におけるなお一層の推進体制の強化を図ること。
- 十三 内閣総理大臣は、消費者事故等の発生に関する情報の集約及び分析の結果の公表に関しては、適時適切に、国会に対し報告しなければならないものとする。
- 十四 消費者行政に係る体制整備に当たっては、関係機関、特に独立行政法人国民生活センター、独立行政法人製品評価技術基盤機構、及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターを始めとした商品検査機能を有する各機関の機能強化を図るとともに、消費者庁及び消費者委員会との連携強化のため必要な措置を構ずるものとする。
- 十五 各地の消費生活センターの相談員の聴取能力及び法律知識の水準向上を図るため、独立行政法人国民生活センターを中心とする教育・研修の充実を図ること。
- 十六 地方公共団体における消費者行政の推進に関しては、今回の法改正の趣旨を周知徹底し、全国あまねく消費生活相談を受けることができ、消費者の安全・安心を確保する体制が確立するよう、万全を期すること。
- 十七 相談員の待遇改善に関しては、今般拡充された地方交付税措置を活用しつつ、地方消費者行政活性化基金の運用に際しては、支援対象を集中育成・

強化期間において増大する業務に係る人件費等に拡充するとともに、交付要綱等において処遇改善を図る地方公共団体への交付金の配分を手厚くすることを定めることにより、相談員の時給の引上げ、業務日数の増加による実質的常勤化、超過勤務並びに社会保険及び労働保険に関し法令に基づく適切な対応等を含め、地方公共団体における処遇改善の取組を促進すること。

十八 消費生活センターについて、指定管理者制度や委託等を採用している地方公共団体においても、その受託機関における相談員の処遇については、各種誘導措置が講じられることにより、地方公共団体が自ら行う場合における相談員等と同様に処遇の改善が図られるよう万全を期するよう要請すること。

十九 今後3年程度の集中育成・強化期間後の国による支援の在り方や、消費生活センターの設置、相談員の配置・処遇等の望ましい姿について、その工程表も含め消費者委員会で検討を行うこと。

二十 消費者政策担当大臣が掌理する事務として、内閣府設置法第4条第1項に、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項が明記された趣旨を十分尊重し、消費者政策担当大臣は、内閣府設置法第12条の勧告権の適切な行使も含め、関係行政機関の総合調整に万全を期すること。また、内閣総理大臣は、消費者政策担当大臣の権限行使が十分に果たされるよう行政各部を指揮監督すること。

二十一 消費者安全法第20条の趣旨にのっとり、内閣総理大臣は、消費者委員会からの勧告に対し、消費者の利益を増進するため、内閣一体となった取組が行われるよう、誠意をもって対応すること。

二十二 消費者被害の情報収集啓発を行う消費者団体に対し、関係する情報を提供するとともに、活動のための施設や資金の確保等の環境整備を図ること。

二十三 消費者庁関連3法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会の意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずるものとする。

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、第170回国会閣法第2号）要旨

本案は、消費者庁設置法の施行に伴い、内閣府設置法その他の行政組織に関する法律及び食品衛生法その他の関係法律について、所要の規定を整備するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について任務、所掌事務の変更等関係規定の整備を行うものとする。
- 二 食品衛生法その他の関係法律について、内閣総理大臣及び消費者庁長官の権限を定める等関係規定の整備を行うものとする。
- 三 この法律は、消費者庁設置法の施行の日から施行するものとするほか、この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるものとする。

(修正要旨)

- 一 消費者庁設置法の題名変更に伴い、題名を「消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」とすること。
- 二 内閣府設置法第4条第1項のいわゆる内閣補助事務の規定について、消費者行政全般にわたるよう規定すること。
- 三 「消費者庁及び消費者委員会設置法」への題名変更及び「消費者委員会」への名称変更等に伴い、所要の規定の整備を行うこと。

(附帯決議)

184頁参照

消費者安全法案(内閣提出、第170回国会閣法第3号)要旨

本案は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置等を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 基本方針

内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本的な方針を定めなければならないものとする。

二 都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置

都道府県及び市町村は、消費生活相談、苦情処理のあっせんを行うとともに、消費者安全の確保のために必要な情報の収集・提供等の事務を行うものとする。また、当該事務を行うための消費生活センターの設置については、都道府県に対して義務付け、市町村に対しては努力義務とすること。

三 消費者事故等に関する情報の集約等

行政機関、都道府県、市町村及び独立行政法人国民生活センターは、重大

事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に通知しなければならないものとし、被害拡大等のおそれがある消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合も通知するものとする。また、内閣総理大臣は、この通知により得た情報等を集約・分析し、取りまとめた結果の概要を公表するものとする。

四 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置

- 1 内閣総理大臣は、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。
- 2 内閣総理大臣は、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置の速やかな実施を、関係各大臣に対し、求めることができるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、重大事故等が発生した場合（2に係る措置がある場合を除く。）、事業者に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができるものとし、事業者が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかった場合は、当該措置をとるべきことを命ずることができるものとする。また、急迫した危険がある場合（2に係る措置がある場合を除く。）、6月以内の期間を定めて、商品等の譲渡等を禁止又は制限することができるものとし、事業者が当該禁止又は制限に違反した場合においては、商品又は製品の回収等を命ずることができるものとする。

五 所要の罰則を設けるものとする。

六 この法律は、消費者庁設置法の施行の日から施行するものとする。

（修正要旨）

- 一 国及び地方公共団体の責務に関し、「消費者事故等に関する情報の開示」及び「消費生活に関する教育活動」を加えること。
- 二 内閣総理大臣は、消費者事故等に関する情報の集約及び分析の結果を公表しなければならないこととし、また、その結果を国会に報告しなければならないこと。
- 三 消費者委員会は、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関して必要な勧告をすることができるとともに、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができること。
- 四 附則において、重大事故等の範囲について検討条項を設けること。

（附帯決議）

184頁参照

決議案

【本会議】

第31回オリンピック競技大会及び第15回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案（森喜朗君外5名提出、決議第2号）

我が国において、1964年の東京オリンピック以来となるオリンピック夏季競技大会を開催することは、国際親善とスポーツ振興にとって極めて意義深いものである。

衆議院は、来る2016年の第31回オリンピック競技大会及び第15回パラリンピック競技大会を東京都に招致するため、その招致活動を強力に推進するとともに、その準備態勢を整備すべきものと認める。

右決議する。

北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議案（小坂憲次君外10名提出、決議第3号）

3月12日、北朝鮮は、「試験通信衛星」の打ち上げを関係各国に事前に通報してきた。

国連安保理決議第1695号及び第1718号は、北朝鮮の弾道ミサイル計画に関連する全ての活動は停止されなければならない旨規定している。

従って我が国は、今回の北朝鮮による飛翔体発射を、我が国のみならず北東アジア地域の平和と安定を損なう行為として、断じて容認できないことから、北朝鮮による発射予告に対して、断固たる抗議の意思を表明する。

本院としては、我が国政府が世界各国と連携して、北朝鮮に対して発射の自制を求める働きかけを継続させるとともに、北朝鮮がこれらの国際社会の声に真摯に耳を傾け、発射を自制することを強く求める。

右決議する。

北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案（小坂憲次君外7名提出、決議第4号）

北朝鮮は、我が国をはじめ、国際社会からの度重なる中止要請を無視して、4月5日、ミサイル発射を強行した。

そもそも今回の発射は、北朝鮮は弾道ミサイル計画に関連するすべての活動は停止しなければならない旨を規定している国連決議第1695号及び第1718号に明白に違反し、我が国として断じて容認できるものではない。

本院は、改めて、北朝鮮に対して、国連決議の規定を遵守するとともに、六者会合共同声明を完全実施するよう強く求める。また国際社会に対し、それらの国連決議に基づく制裁規定を完全に遵守するよう強く求める。

政府は、本院の趣旨を体し、我が国の断固たる抗議の意思を北朝鮮に伝えるとともに更なる我が国独自の制裁を強めるべきである。同時に、関係各国と連携しながら、国際連合安全保障理事会において、国際社会の一致した意思を決議等で明確にするよう努力すべきである。

右決議する。

北朝鮮核実験実施に対する抗議決議案（小坂憲次君外7名提出、決議第5号）

5月25日、北朝鮮は、国連決議や六者会合共同声明、更には日朝平壤宣言に明確に反して、2回目の核実験を強行した。

この暴挙は、先般のミサイル発射と並び、我が国を含む地域の平和と安定を脅かすものであり、我が国政府は、国際社会と連携しつつ、我が国の安全を確保すべく万全の措置を講ずるべきである。

同時に、度重なる核実験は、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であり、唯一の被爆国の我が国としては、決して容認できるものではない。特に、最近の核廃絶の気運の高まりに逆行するものであり遺憾の極みである。北朝鮮に対し、これまでの諸合意に従い、すべての核を放棄し、国際社会の査察を受け入れ、朝鮮半島の非核化に取り組むよう要求する。

政府は、北朝鮮に対して制裁を強めるなど断固たる措置をとるとともに、拉致問題、核、ミサイル等、北朝鮮との諸懸案を解決すべく、国際社会の理解と協力を得つつ、外交努力を倍加すべきである。

右決議する。

核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議案（小坂憲次君外12名提出、決議第6号）

わが国は、唯一の被爆国として、世界の核兵器廃絶に向けて先頭に立って行動する責務がある。他方、冷戦後の現在においても、核兵器のみならず、核爆弾搭載可能なミサイルの開発、核物質や核技術の流出、拡散等の脅威はむしろ高まりつつある。我々はこの現実を重く受け止め、非核保有国等と連携をとり、核保有国の理解を求め、核軍縮・核不拡散の取り組みと実効性ある査察体制の確立を積極的に進めるべきである。

去る4月5日、オバマ米国大統領は「核兵器のない世界」を追求する決意を表明した。また、国連安全保障理事会も北朝鮮の核実験に対し国連安保理決議第1874号等で断固たる拒否の姿勢を示した。政府はこの機会を捉え、核兵器廃絶の動き、とりわけ北朝鮮の核問題を含む地域の核廃絶への対応を世界的な潮流とすべく努力しなければならない。2010年核拡散防止条約（NPT）再検討会議において、そのために主導的役割を果たすとともに、核保有国をはじめとする国際社会に働きかけ、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効や兵器用核分裂物質生産禁止（カットオフ）条約の推進など、核廃絶・核軍縮・核不拡散に向けた努力を一層強化すべきである。

右決議する。

国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議案（津島雄二君外12名提出、決議第7号）

ハンセン病患者は、「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。

国立ハンセン病療養所の入所者については、視覚障害などのハンセン病の後遺障害に加えて、その高齢化に伴い、認知症、四肢の障害等を有する者が増加している。

国は、平成20年6月に成立したハンセン病問題の解決の促進に関する法律の趣旨も踏まえ、国立ハンセン病療養所における入所者の療養の質の向上を図り、入所者が良好かつ平穏な療養生活を営むことができるようにするため、その責任を果たす必要がある。

政府においては、国の事務及び事業の合理化及び効率化の必要性は理解しつつ、入所者の実情に応じた定員の在り方及び療養体制の充実に万全を期すべきである。

右決議する。

【委員会】

（総務委員会）

地方税財政基盤の確立に関する件

住民本位の分権型社会を実現するにふさわしい地方税財政基盤を確立するため、政府は次の諸点について措置すべきである。

- 一 現下の厳しい経済環境の下において、地方の疲弊が極めて深刻化していることにかんがみ、地方交付税については、本来の役割である財政調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額の充実確保を図るとともに、法定率の引上げを含め、抜本的な見直しを検討すること。
 - 二 地方分権改革推進法に基づく地方公共団体に対する財政上の措置の在り方等の検討に当たっては、地方の参画の機会を保障するとともに、地方分権改革推進計画の作成に当たっては、地方の総意を真摯に踏まえ、地域の実情を十分反映したものとすよう、最大限の配慮を払い、新たな地方分権一括法の早期制定を目指すこと。
 - 三 地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、地方公共団体間の格差是正を図る観点に立って、国と地方の税源配分の見直しなどを通じ、可及的速やかに偏在度が小さく地方分権を支えるに足る地方税制の構築を図ること。
 - 四 巨額の借入金で地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることにかんがみ、計画的に、地方財政の健全化を進めるとともに、臨時財政対策債をはじめ、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、万全の財源措置を講ずること。
 - 五 本年4月からの地方公共団体の財政の健全化に関する法律の全面施行に当たっては、各地方公共団体における住民サービスの不適切な低下を招く事態とならないよう十分な配慮に努めること。
 - 六 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の全面施行に際し、各地方公共団体における企業会計の慣行を参考とした地方公会計の整備の促進を図ること。
- 右決議する。

(農林水産委員会)

平成21年度畜産物価格等に関する件

平成18年秋以降の配合飼料価格の高騰、世界的な経済不況と景気悪化による国産畜産物の需要と価格の低迷、WTO農業交渉及び各国とのEPA交渉の進展等により、生産現場では経営不安が増している。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、平成21年度の畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 配合飼料価格安定制度については、同制度による補てん金の支払が農家にとって重要な役割を果たしていることにかんがみ、今後とも畜産・酪農経営の安定に寄与するよう万全の措置を講ずること。
また、農家の負担を軽減する観点から、制度の見直しについても検討を行うこと。
- 二 飼料の輸入依存体質を転換し、国産飼料に立脚した畜産・酪農を確立する観点から、水田フル活用による飼料用米・稲発酵粗飼料・青刈りとうもろこし等の生産拡大、エコフィードの活用、水田・耕作放棄地への放牧等の耕畜連携を強力に推進するとともに、国産飼料の保管・流通体制の確立に努めること。
また、国産飼料の利用拡大には、輸入飼料に対する価格の優位性等が必要であることから、飼料用稲の多収化や低コストの播種技術等の開発を推進すること。
- 三 加工原料乳生産者補給金単価については、酪農経営の安定を図る観点から、意欲を持って営農に取り組めるよう、再生産の確保を図ることを旨として適正に決定すること。
また、加工原料乳限度数量については、バター及び脱脂粉乳の安定的な需給を確保する観点から、生乳の生産事情、牛乳・乳製品の需給動向等を踏まえて適正に決定すること。
- 四 平成21年3月から、飲用牛乳向け乳価が改定されることに伴い、飲用牛乳の消費者価格の上昇と需要の減少が懸念されるため、牛乳の有用性と機能性を消費者に訴えるなど、消費拡大策を強力に講ずること。
- 五 牛肉・豚肉の安定価格及び肉用子牛の保証基準価格等については、畜産農家の経営安定に資するよう、需給動向、価格の推移、飼料価格の高騰などに十分配慮し、再生産の確保を図ることを旨として適正に決定するとともに、

肉用牛農家及び養豚農家の経営安定対策の充実・強化を図ること。

また、経済状況の悪化等により、国産牛肉への需要減少が生じ、枝肉価格の低下傾向が顕著になっていることにかんがみ、消費者ニーズを的確に把握しつつ、消費拡大に向けた取組を強力に推進すること。

六 家畜の生産性向上を図るため、乳量の増加や乳質の改善、出荷頭数の増加に向けた繁殖性向上対策や事故率低減のための家畜疾病対策を強化するとともに、効率的な飼養管理技術の普及を推進すること。

高病原性鳥インフルエンザ等悪性伝染病の侵入防止に万全を期すとともに、万が一発生した場合には早急にまん延防止の措置を講じ、その原因究明に努めること。また、生産者による疾病予防の取組に必要な支援を行うこと。

七 WTO農業交渉及びEPA交渉に当たっては、平成18年12月の本委員会決議の「日豪EPAの交渉開始に関する件」の趣旨を踏まえ、我が国の畜産・酪農が今後とも安定的に発展できるよう、適切な国境措置等の確保に向けて、確固たる決意をもって臨むこと。

八 新たな食料・農業・農村基本計画の策定に当たっては、食料自給率の向上と安全な畜産物の安定供給を目指した生産者が意欲を持って勤しめるよう、必要な措置の在り方の検討を行うこと。

右決議する。

バイオマス活用推進に関する件

バイオマスの活用は、農山漁村の活性化、地球温暖化防止、エネルギー供給源の多様化等の観点から重要性を増しているが、その一層の推進に当たっては、施策の総合的かつ計画的な実施が不可欠である。

よって政府は、「バイオマス活用推進基本法」の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 バイオマス活用推進基本計画を策定するに当たっては、政治主導の下、バイオマス活用推進会議において関係行政機関相互の調整を十分に図り、閣議において決定を行うこと等により、国が達成すべき目標の設定等の一体性及び整合性を確保すること。

二 第20条第5項に基づき政府がバイオマス活用推進基本計画に検討を加え、変更するに当たり、バイオマスの活用に関する技術の進歩その他のバイオマスに関する状況の変化により、この法律に基づく基本計画の変更では十分に

バイオマスの活用の推進を図ることができないと認められるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて、その改正を含め必要な措置を講ずるものとする。

三 関係行政機関の長は、関係行政機関がバイオマス活用推進専門家会議を設けるに当たっては、

- 1 バイオマスの活用の一体的な推進を図るため、バイオマス活用推進専門家会議の委員を共同して委嘱するものとする。
- 2 バイオマスの大部分が農山漁村に由来し、農林水産業及び農山漁村がバイオマスの供給に関し極めて重要な役割を担うものであること等にかんがみ、農林水産業を営む者及び農山漁村の住民の意見が十分に反映されるよう、バイオマス活用推進専門家会議の委員の人選に当たって配慮するものとする。

右決議する。

(環境委員会)

海岸漂着物等の処理等の推進に関する件

政府は、海岸漂着物等の円滑な処理が我が国の海岸における良好な景観及び環境の保全に不可欠であることにかんがみ、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」を施行するに当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

- 一 海岸漂着物対策の推進に当たっては、海に囲まれた我が国にとって良好な海洋環境の保全が豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることから、海岸漂着物等に加えて、漂流ごみ及び海底堆積ごみの回収及びその適正な処理についても積極的に取り組むこと。
- 二 漂流ごみ及び海底堆積ごみの処理等に際しては、地方公共団体及び漁業者等をはじめとする関係団体と連携するとともに、それらに必要な財政的支援等にも努めること。

右決議する。

通過議案概要一覧

委員会名	議案名	概要	提出	成立
内閣	株式会社地域力再生機構法案 (内閣提出、第169回国会閣法第14号)(修正)	雇用の安定等に配慮しつつ、地域経済の再建を図り、地域の信用秩序の基盤強化にも資するため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、地域経済において重要な役割を果たしている事業者の事業再生を支援することを目的とする株式会社地域力再生機構を創設するもの。 なお、機構の名称を「株式会社企業再生支援機構」に改めるとともに、法律の題名を「株式会社企業再生支援機構法」に改めること、機構による再生支援の対象となる事業者から、いわゆる第三セクターを除外すること等の修正を行った。	(2008) 2/ 1	6/19
	道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第38号)(参議院送付)	駐車若しくは停車が禁止されている道路の部分又は時間制限駐車区間のうち道路標識等により指定されたものについて、高齢運転者等標章を掲示した普通自動車に限り駐車又は停車をすることができることとするほか、高齢運転者標識の表示義務の見直し等を行うもの。	2/27	4/17
	公文書等の管理に関する法律案 (内閣提出第41号)(修正)	公文書等の管理に関する基本的な事項として、行政文書等の作成・保存、国立公文書館への移管等についての原則を定めるとともに、公文書等が国立公文書館等において適切に保存され、利用に供されるために必要な措置等を講ずるもの。 なお、目的に、「公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」を明記すること、行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならないこと等の修正を行った。	3/ 3	6/24
	構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第42号)	構造改革特別区域において地方公共団体の長が社会教育施設の管理及び整備に関する事務を実施できることとする規制の特例措置を追加するとともに、これまで構造改革特別区域における特例措置として行われていた刑事施設における被収容者に対する健康診断の実施等に関する業務の民間事業者への委託について、広く官民競争入札又は民間競争入札により行えることとする等の措置を講ずるもの。	3/ 3	4/24

委員会名	議案名	概要	提出	成立
総務	地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）	国税収入の減額にかかわらず、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保するため、平成20年度分の地方交付税の総額について一般会計からの加算措置を講ずるもの。	1/ 5	2/13
	地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設、上場株式等の配当・譲渡所得等に係る個人住民税の税率軽減措置の延長、環境への負荷の少ない新車の取得に係る自動車取得税の税率軽減措置の創設、自動車取得税等の一般財源化等、所要の措置を講ずるもの。	1/27	3/27
	地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	平成21年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、公営企業の廃止等に伴い必要となる一定の経費に充てるための地方債の発行を認め、地方特例交付金を拡充し、あわせて、地方公営企業等金融機構の貸付業務を拡充する等の措置を講ずるもの。	1/27	3/27
	成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）	成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を平成26年3月31日まで5年間延長するもの。	1/27	3/31
	電波法及び放送法の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）	地上デジタルテレビジョン放送への円滑な移行を推進するため、電波利用料の用途の特例として、当分の間、生活保護世帯等への簡易チューナーの支給等の援助を電波利用料の用途に加えるとともに、デジタル放送への移行によって空く周波数帯を利用した携帯電話端末等への放送（移動受信用地上放送）の早期実現を図るための措置を講ずるもの。	2/ 3	4/17
	住民基本台帳法の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）（修正）	市町村の区域外へ住所を移した場合においても住民基本台帳カードを引き続き利用することができるよう所要の手続を定め、また、外国人住民の利便を増進する等のため、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加え、住民票の記載事項等について所要の改正を行うもの。なお、仮放免された外国人等に係る記録の適正な管理の在り方に関する検討条項を追加する修正を行った。	3/ 3	7/ 8

憲法第59条第2項の規定により本院の議決が国会の議決となったものである。

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
総務	消防法の一部を改正する法律案 (内閣提出第45号)	傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、都道府県が傷病者の搬送及び受入れの実施基準を定めるとともに、当該実施基準に関する協議等を行うための消防機関、医療機関等を構成員とする協議会の設置等を行うもの。	3/ 3	4/24
	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第67号)	平成21年5月1日付けの一般職の職員の期末手当等の改定に関する人事院勧告に基づき、指定職職員等の特別給について現行の期末特別手当を廃止し、期末手当及び勤勉手当に再編するとともに、平成21年6月期における期末・勤勉手当の支給割合を暫定的に0.2月(指定職職員は0.15月)引き下げる等の改正を行うもの。	5/15	5/29
	公共サービス基本法案(総務委員長提出、衆法第25号)	公共サービスが国民生活の基盤であることにかんがみ、公共サービスに関する施策を推進するため、公共サービスに関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共サービスに関する施策の基本となる事項を定めるもの。	4/28	5/13
	放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、承認第1号)	日本放送協会の平成21年度予算である。受信料の額を前年度どおりとし、一般勘定事業収支については、事業収入6,699億円、事業支出6,728億円、事業収支における不足額が29億円となっているもの。 なお、事業収支の不足額29億円のほか、債務償還に要する25億円及び建設費42億円の計97億円については、財政安定のための繰越金の一部をもって補てんする。 事業運営に当たっては、国内・国際放送の充実、効果的かつ効率的な業務運営、受信料の公平負担の強化、デジタルテレビジョン放送の普及等に取り組むとしている。	2/ 6	3/31
法務	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第17号)	下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を40人増加して1,717人とし、判事補の員数を35人増加して1,020人とし、裁判官以外の裁判所の職員の員数を3人増加して22,089人とするもの。	1/30	3/31

委員会名	議案名	概要	提出	成立
法務	外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案（内閣提出第37号）	外国等に対する民事裁判手続並びに外国等の財産に対する保全処分及び民事執行の手続について、外国等が我が国の裁判権に服する場合を定めるとともに、外国等に係る民事の裁判手続についての特例を定めるもの。	2/27	4/17
	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案（内閣提出第51号）（修正）	外国人の公正な在留管理を行うため、法務大臣が必要な情報を継続的に把握する制度を構築するとともに、在留期間の上限の伸長その他の適法に在留する外国人の利便性向上の措置を講ずるほか、外国人研修生の保護の強化等を行うもの。 なお、特別永住者の特別永住者証明書及び旅券の常時携帯義務とその違反に対する過料の規定を削除する等の修正を行った。	3/6	7/8
外務	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）	在コソボ大使館を新設し、在レシフェ、在ジュネーブの各総領事館を廃止するとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定するもの。	2/3	3/31
	刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件（第170回国会条約第1号）	我が国と香港との間で、捜査、訴追その他の刑事手続に関する共助を協定に基づく義務として実施するものとし、これまで外交ルートを通じて行っていた共助を中央当局を指定して直接行うこと等について定めるもの。	（2008） 11/11	7/3
	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第170回国会条約第2号）	我が国とウズベキスタンとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの。	（2008） 11/11	7/8
	航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第170回国会条約第3号）	我が国とサウジアラビアとの間の定期航空路の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みについて定めるもの。	（2008） 11/11	6/24

委員会名	議案名	概要	提出	成立
外務	第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	我が国と米国との間で、在沖縄海兵隊（要員約8,000人及びその家族約9,000人）のグアム移転の実施のための法的枠組みを定めるもの。	2/24	5/13
	領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	我が国と中国との間で、領事関係に関するウィーン条約の規定の確認・補足等を目的として、領事機関の公館の不可侵、派遣国の国民との通信及び接触等の領事に関する事項について定めるもの。	2/24	7/ 3
	社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	我が国とスペインとの間で、年金制度への加入に関する法令の適用調整等について定めるもの。	2/24	7/ 8
	社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第4号）	我が国とイタリアとの間で、年金制度及び雇用保険制度への加入に関する法令の適用調整について定めるもの。	2/24	7/ 8
	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第5号）	我が国とブルネイとの間で、二重課税の回避を図るとともに、経済交流の促進のため、投資所得に対する源泉地国課税を軽減すること等について定めるもの。	2/24	7/10
	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第6号）	我が国とカザフスタンとの間で、二重課税の回避を図るとともに、経済交流の促進のため、投資所得に対する源泉地国課税を軽減すること等について定めるもの。	2/24	7/10

憲法第61条の規定により本院の議決が国会の議決となったものである。

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
外務	経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第7号)	我が国とベトナムとの間で、貿易の自由化及び円滑化、自然人の移動、並びに知的財産の保護等の分野における経済連携を強化するための法的枠組みについて定めるもの。	2/24	6/24
	投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第8号)	我が国とペルーとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの。	2/24	7/ 8
	国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正及び国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件(条約第9号)	国際通貨基金の機能を強化することを目的として、基本票の増加、理事代理の増員、基金の投資権限の拡大等を行うための改正について定めるもの。	3/ 6	7/ 3
	クラスター弾に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第10号)	クラスター弾の使用、生産等の禁止、貯蔵されたクラスター弾の廃棄等について定めるもの。	3/ 6	6/10
	国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件(条約第11号)	国及びその財産に関して他の国の裁判所の裁判権からの免除が認められる具体的範囲等について定めるもの。	3/ 6	6/10
	強制失踪 ^{そう} からのすべての者の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(条約第12号)	国の機関等による強制失踪 ^{そう} を犯罪と定めるとともに、処罰のための国際協力、予防措置等について定めるもの。	3/ 6	6/10

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
外務	日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の締結について承認を求めるの件（条約第13号）	我が国とスイスとの間で、貿易及び投資の自由化及び円滑化、自然人の移動、並びに知的財産の保護等の分野における経済連携を強化するための法的枠組みについて定めるもの。	3/ 6	6/24
	国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第14号）	国際復興開発銀行（世界銀行）の機能を強化することを目的として、基本票の増加を行うための改正について定めるもの。	3/ 6	7/ 3
財務金融	平成20年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案（内閣提出第1号）	特別会計に関する法律第58条第3項の規定にかかわらず、平成20年度において、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から、4兆1,580億円を限り、一般会計に繰り入れることができることとするもの。	1/ 5	3/ 4
	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案（内閣提出第4号）	平成21年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、平成21年度及び平成22年度において、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れに関する特例措置を定めるもの。	1/19	3/27
	所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）	住宅ローン減税の延長・拡充、中小法人等の軽減税率の引下げ、非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設、上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率の延長、外国子会社配当益金不算入制度の創設、環境性能の高い自動車の減税等の措置を講ずるもの。	1/23	3/27
	関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	偽造印紙・郵便切手等の輸入禁止貨物への追加、輸出入申告の特例措置（AEO制度）の拡充、暫定関税率の適用期限の延長等を行うもの。	1/27	3/31
	国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）	政府は、国際通貨基金に対し、156億2,850万特別引出権（現行133億1,280万特別引出権）に相当する金額の範囲内において出資することができることとするもの。	1/27	3/31

憲法第59条第2項の規定により本院の議決が国会の議決となったものである。

委員会名	議案名	概要	提出	成立
財務金融	金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）（修正）	信用格付業者に対する公的規制を導入するとともに、金融A D Rの整備を行うほか、金融商品取引所による商品市場の開設を可能とする等の措置を講ずるもの。 なお、金融A D Rの在り方についての検討条項を追加する修正を行った。	3/ 6	6/17
	資金決済に関する法律案（内閣提出第50号）	前払式支払手段の発行、銀行等以外の者が行う為替取引及び銀行等の間で生じた為替取引に係る債権債務の清算について、登録その他の必要な措置を講ずるもの。	3/ 6	6/17
	租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第65号）	住宅取得等のための時限的な贈与税の軽減、中小企業の交際費課税の軽減及び研究開発税制の拡充に係る措置を講ずるもの。	4/27	6/19
	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（柳澤伯夫君外8名提出、衆法第1号）	銀行等保有株式取得機構による株式の買取り等の業務の期限を平成24年3月31日まで延長するとともに、銀行等に株式を保有されている事業法人からの株式の買取りの柔軟化等の措置を講ずるもの。	1/ 5	3/ 4
	株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（大野功統君外11名提出、衆法第21号）（修正）	平成24年3月31日までの間における政府による日本政策投資銀行（政投銀）への出資及び国債の交付等について定めるとともに、政府の保有する政投銀の株式の全部を処分する時期の変更等を定めるもの。 なお、政投銀に対し国が一定の関与を行うとの観点から、検討条項の修正を行った。	4/27	6/26
	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（大野功統君外11名提出、衆法第22号）	銀行等保有株式取得機構の買取対象に、銀行等の保有するE T F、J - R E I T、優先株式及び優先出資証券並びに事業法人の保有する銀行等の優先株式及び優先出資証券を追加するもの。	4/27	6/26

憲法第59条第2項の規定により本院の議決が国会の議決となったものである。

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
文部科学	独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第18号）（修正）	文部科学省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、防災科学技術研究所と海洋研究開発機構の統合、国立高等専門学校機構の設置する高等専門学校の統合、大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターの統合、国立国語研究所及びメディア教育開発センターの解散とこれらの権利義務の承継等の措置を講ずるもの。 なお、及び についての規定を削除すること、附則に国による国語に関する調査研究等の業務維持及び充実のための措置等についての規定を加えること等の修正を行った。	1/30	3/31
	原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）	原子力損害の賠償に関する内外の社会経済情勢の変化にかんがみ、原子力損害の被害者の保護に万全を期するため、賠償措置額の引上げ並びに原子力損害賠償補償契約の締結及び原子力事業者に対する政府の援助に係る期限の延長を行うとともに、原子力損害賠償紛争審査会の所掌事務を追加する等の措置を講ずるもの。	2/ 3	4/10
	特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第23号）	科学技術に関する研究等の基盤の強化等を図るため、独立行政法人日本原子力研究開発機構が茨城県に設置する大強度陽子加速器施設（ ^{ジェイパーク} J-PARC）の中性子線施設の共用を促進するための措置を講ずるもの。	2/ 3	5/27
	著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）	著作権等の適切な保護に資するため、障害者の用に供するために必要な方式による複製、著作権者等と連絡することができない場合の著作物等の利用等をより円滑に行えるようにするための措置を講ずるとともに、インターネット販売等で海賊版と承知の上で、その物の頒布の申出を行う行為を権利侵害とする等の措置を講ずるもの。	3/10	6/12
	独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案（内閣提出第66号）（修正）	平成21年度一般会計補正予算により交付される補助金により、独立行政法人日本学術振興会に平成26年3月31日までの間に限り、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金を設ける等の措置を講ずるもの。 なお、現下の厳しい経済情勢に対処するための臨時の措置とする文言を削除する修正を行った。	4/27	6/19

委員会名	議案名	概要	提出	成立
厚生労働	雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第5号)(修正)	有期労働契約が更新されなかった離職者等について、6か月以上の被保険者期間で基本手当の受給資格を取得することができるものとするとともに、基本手当の所定給付日数について、3年間の暫定措置として、倒産、解雇等による離職者と同様の取扱いとするもの。 なお、基本手当の支給に関する暫定措置等について、離職の日等が平成21年3月31日からの受給資格者を対象とすること等の修正を行った。	1/20	3/27
	国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第19号)(修正)	平成16年成立の国民年金法等の一部を改正する法律において、基礎年金の国庫負担割合を平成21年度までに2分の1に引き上げることとされたことに基づき、所要の措置を講ずるもの。 なお、原案において「平成21年4月1日」となっている施行期日を「公布の日」に改める修正を行った。	1/30	6/19
	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出第24号)	戦没者等の遺族について、平成17年4月から平成21年3月までの間に、恩給法の公務扶助料等を受給する遺族がいなくなった場合に、残された遺族に対し、特別弔慰金として額面24万円、6年償還の国債を支給するもの。	2/3	3/31
	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第64号)(修正)	3歳未満の子を養育する労働者に対して短時間勤務制度及び所定外労働免除制度を設けることを事業主に義務付けるとともに、父母がともに育児休業を取得する場合の休業可能期間を延長するほか、紛争解決の援助の仕組み等を創設するもの。 なお、いわゆる「育休切り」等に対応するため、紛争解決の援助の仕組み等の創設に係る規定を早期に施行することとする修正を行った。	4/21	6/24
	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(中山太郎君外5名提出、第164回国会衆法第14号)	本人の意思が不明であり、家族の書面による承諾がある場合、臓器移植のための脳死判定及び臓器提供を行うことができるようにするもの。	(2006) 3/31	7/13

憲法第59条第2項の規定により本院の議決が国会の議決となったものである。

委員会名	議案名	概要	提出	成立
厚生労働	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第14号）	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士及び柔道整復師の各資格に係る試験の名称を「国家試験」と法律上明記するもの。	4/ 1	4/15
	社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第18号）	現下の厳しい経済社会情勢にかんがみ、事業主等の経済的負担の軽減に資するため、現行の年14.6%の社会保険の保険料等に係る延滞金の割合を納付期限から一定期間軽減する措置を講ずるもの。	4/17	4/24
	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第19号）	年金記録の訂正がなされた場合において、年金時効特例法に基づいて支払われる年金給付等の額について、その現在価値に見合う額となるようにするため、本来の支払日から実際の支払日までの間の物価の状況を勘案して算定した特別加算金を支給するもの。	4/17	4/24
	保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第27号）	保健師及び助産師の受験資格に係る修業年限を1年以上に延長し、看護師の受験資格について大学卒業を法律上明記するとともに、看護師等の研修等について国等の責務を法律上明記するもの。	6/30	7/ 9
農林水産	米穀の新用途への利用の促進に関する法律案（内閣提出第28号）	米穀の新用途（米粉用・飼料用等）への利用を促進するため、農林水産大臣は基本方針を定めるとともに、米穀の生産者と米粉等の製造事業者が連携した取組に関する計画等を認定し、認定を受けた計画に基づく取組について、農業改良資金の償還期間の延長等の特例措置を講ずるもの。	2/17	4/17
	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案（内閣提出第29号）（修正）	米穀等に関し、食品としての安全性の確保、表示の適正化及び適正かつ円滑な流通の確保等に資するため、米穀等の販売等の事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付ける等の措置を講ずるもの。 なお、政府が検討すべき事項に、飲食料品の取引等に係る情報の記録の作成及び保存等並びに加工食品の主要な原材料の原産地表示を義務付けることについて検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる旨を追加する修正を行った。	2/17	4/17

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
農林水産	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）	米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るため、米穀の出荷又は販売の事業を行う者が遵守すべき事項に関する規定を整備するとともに、立入検査の忌避等に対する罰則を強化する等の措置を講ずるもの。	2/17	4/17
	農地法等の一部を改正する法律案（内閣提出第32号）（修正）	食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、転用規制の強化等その確保を図るための措置を講ずるとともに、農地の貸借規制の見直し、農地の利用集積を図る事業の創設等その有効利用を促進するための措置を講ずるもの。 なお、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえることを農地法の目的規定に明記するとともに、貸借による権利の取得に当たっての許可要件を追加する等の修正を行った。	2/24	6/17
	漁業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）	漁業災害補償制度の健全かつ円滑な運営を図るため、漁業共済組合に総代会の制度を設ける等の措置を講ずるとともに、疾病による死亡を共済事故としない養殖水産動植物を養殖共済の対象とすることを可能にするほか、漁業施設共済について共済金の支払に関する特約を設ける等の措置を講ずるもの。	2/24	4/24
	特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）（参議院送付）	最近における特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境にかんがみ、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、法の有効期間を5年間延長するもの。	2/24	6/18
	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第15号）	最近の飲食料品の原産地等についての悪質な偽装表示事件が多数発生している状況にかんがみ、原産地（原料又は材料の原産地を含む）について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者に対する罰則規定の新設等の措置を講ずるもの。	4/ 7	4/22
	バイオマス活用推進基本法案（農林水産委員長提出、衆法第26号）	バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定めるとともに、国がバイオマス活用推進基本計画を策定すること等の措置を講ずるもの。	4/30	6/ 5

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
経済産業	我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）	最近における国際経済の急激かつ構造的な変化にかんがみ、資金調達が困難な事業者に対する出資を円滑化するため、日本政策金融公庫による指定金融機関に対する損失補填措置を導入するとともに、他社の経営資源を効果的に活用する事業活動に対する資金供給等を行うため、株式会社産業革新機構を創設する等の措置を講ずるもの。	2/ 3	4/22
	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）	2020年までに化学物質の管理に関する国際合意の達成が求められていること等にかんがみ、包括的な化学物質管理を実施するため、化学物質の安全性評価に係る措置等を見直すとともに、国際条約を踏まえた規制合理化の措置等を講ずるもの。	2/24	5/13
	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第36号）	平成17年に改正された独占禁止法の施行後における見直しの結果、公正かつ自由な競争の促進を図る観点から、他の事業者を排除することによる私的独占、一定の不公正な取引方法に対する課徴金制度の導入、企業結合に係る届出制度の見直し等の措置を講ずるもの。	2/27	6/ 3
	不正競争防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）（参議院送付）	我が国産業の国際競争力の強化を図る必要性の増大等にかんがみ、事業者間の公正な競争の確保の観点から、事業者が保有する営業秘密の一層の保護を図るため、営業秘密侵害罪の構成要件を見直し、営業秘密の刑事的保護について、その対象範囲の拡大等の措置を講ずるもの。	2/27	4/21
	外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）（参議院送付）	安全保障に関連する貨物又は技術の海外への流出の懸念が増大していることにかんがみ、安全保障に関連する技術の対外取引規制の対象者の範囲を見直し、当該技術の対外取引に係る記録媒体の輸出等を規制するとともに、安全保障に関連する貨物の無許可輸出及び技術の無許可取引に対する罰則を強化する等の措置を講ずるもの。	2/27	4/21

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
経済産業	商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）	国内外、取引所内外で規制が異なる商品先物取引について、横断的で継ぎ目のない規制体系を構築するとともに、相場操縦行為に対する罰則を整備するほか、不招請勧誘の禁止規定を導入し、「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場の実現を図るもの。	3/ 3	7/ 3
	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案（内閣提出第53号）	商店街の活性化を図ることを目的として、商店街振興組合等が地域住民の需要に応じた商店街活性化事業を行うことを促進するため、資金調達を支援する措置等を講ずるもの。	3/ 6	7/ 8
	エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案（内閣提出第55号）（修正）	エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用を促進するため、一定規模以上の事業者に対し、非化石エネルギー源の利用や化石エネルギー原料の有効利用を義務付ける等の措置を講ずるもの。 なお、政府は、法の施行から2年経過後に、太陽光発電からの電気の買取り制度などの取組状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の修正を行った。	3/10	7/ 1
	石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）	資源枯渇のおそれや環境への負荷が小さい非化石エネルギーの開発と導入の促進を図るための従来の石油代替施策を見直し、政策対象を「石油代替エネルギー」から「非化石エネルギー」に改めるもの。	3/10	7/ 1
	クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案（内閣提出第57号）	クラスター弾による一般市民の被害を無くすための国際協力を推進する見地から、昨年12月に署名した「クラスター弾に関する条約」の適確な実施を確保するため、条約の対象となるクラスター弾等について、製造の禁止や所持の規制等の措置を講ずるもの。	3/10	7/10
	経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）	我が国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の適確な実施を確保するため、経済産業大臣による認定を受けた輸出者が原産地証明書を自ら作成することができる制度を新たに設ける等、特惠関税物品に係る特定原産地証明書の作成又は発給等を適正かつ確実にを行うための措置を講ずるもの。	3/10	7/10

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
経済産業	中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案（高村正彦君外6名提出、衆法第24号）（修正）	株式会社商工組合中央金庫（商工中金）の危機対応業務を拡充するために必要な財政基盤を確保するとともに、株式会社産業革新機構の資金調達を円滑化するために必要な借入金又は社債に対する政府保証を行うための措置を講ずるもの。 なお、株式の処分及び商工中金に対する国の関与の在り方について検討すること等を内容とする修正が行われた。	4/27	6/12
国土交通	平成20年度における地方道路整備臨時交付金の総額の限度額の特例に関する法律案（内閣提出第3号）	最近の地域経済の状況を踏まえ、揮発油税収の減額補正に伴って地方道路整備臨時交付金の総額の限度額が減少しないよう、平成20年度においては、地方道路整備臨時交付金の総額の限度額を、同年度の当初予算における揮発油税収の予算額の4分の1に相当する額とする特例措置を講ずるもの。	1/5	2/13
	奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	奄美群島及び小笠原諸島の振興開発を一層促進するため、両特別措置法の有効期限を平成26年3月31日まで5年間延長するとともに、振興開発基本方針及び振興開発計画に定める事項として、両地域の振興開発に係る関係者間の連携及び協力の確保に関する事項を追加する等の措置を講ずるもの。	1/23	3/31
	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）（修正）	道路特定財源制度を廃止し一般財源化するため、毎年度、揮発油税等の収入額の予算額等に相当する金額を原則として道路整備費に充当する措置を廃止するとともに、地方道路整備臨時交付金の制度を廃止する等の措置を講ずるもの。 なお、施行期日を改めるとともに、政府は、道路整備事業の実施の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定を追加する修正を行った。	1/23	4/22
高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）	高齢者の居住の安定確保を一層推進するため、都道府県による高齢者居住安定確保計画の策定、高齢者居宅生活支援施設と一体となった高齢者向け優良賃貸住宅について、認知症高齢者グループホームの事業を行う社会福祉法人等への賃貸を可能とする制度の創設等の措置を講ずるもの。	1/27	5/13	

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
国土交通	都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）	都市の再生を一層推進するため、都市再生緊急整備地域内等の一団の土地の所有者等による歩行者ネットワーク協定の締結について定めるとともに、まちづくり会社等が施行する公共施設等の整備に関する事業に係る都市開発資金の無利子貸付制度の創設等の措置を講ずるもの。	1/27	5/27
	港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）	船舶交通の安全性の向上を図るため、海域の特性に応じた新たな航法の設定、船舶の安全な航行を援助するための措置に係る規定の整備等の措置を講ずるもの。	2/10	6/26
	特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案（内閣提出第27号）（修正）	特定の地域における輸送需要及び当該地域の状況に応じたタクシー事業の適正化及び活性化を推進するため、特定地域の指定、協議会による地域計画の作成、認定特定事業計画に係る事業等についての道路運送法の特例等について定めるもの。 なお、特定地域の指定の要請制度の導入、タクシー事業の運賃及び料金の認可基準に関する道路運送法の附則の一部改正等の修正を行った。	2/10	6/19
	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）	入港禁止についての平成18年7月5日の閣議決定のうち、北朝鮮船籍のすべての船舶の入港禁止の期間について、平成22年4月13日まで1年延長する変更をしたため、特定船舶入港禁止法第5条第1項の規定に基づき、入港禁止の実施について国会の承認を求めるもの。	4/21	7/ 1
環境	土壌汚染対策法の一部を改正する法律案（内閣提出第59号）（修正）	汚染土壌の適切かつ適正な処理を図るため、土壌汚染の状況の把握のための制度の拡充、規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化、汚染土壌の適正処理の確保のための規制の新設等の措置を講ずるもの。 なお、都道府県知事は、公園等の公共施設若しくは学校、卸売市場等の公益的施設又はこれらに準ずる施設を設置しようとする者に対し、当該施設を設置しようとする土地が汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当するかどうかを把握させるよう努めるものとする旨の規定を追加する等の修正を行った。	3/13	4/17

委員会名	議案名	概要	提出	成立
環境	自然公園法及び自然環境保全部法の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）	国立公園や自然環境保全地域等において、自然環境の保全対策の強化等を図るため、国立公園の特別地域等における規制対象行為の追加、海域における保護施策の充実、生態系の維持又は回復を図るための事業の創設等の措置を講ずるもの。	3/13	5/27
	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案（環境委員長提出、衆法第45号）	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決のため、救済措置の方針及び水俣病問題の解決に向けて行うべき取組を明らかにするとともに、これらに必要な補償の確保等のための事業者の経営形態の見直し（いわゆる分社化）に係る措置等を講ずるもの。	7/ 3	7/ 8
	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案（環境委員長提出、衆法第46号）	海岸漂着物等の円滑な処理及び発生を抑制を図るため必要な施策に関して、基本理念を定め、国や地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定、海岸管理者等の処理責任の明確化、必要な財政上の措置、法制の整備等の措置を講ずるもの。	7/ 3	7/ 8
安全保障	防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）	防衛省の所掌事務をより適切に遂行する体制を整備するため、防衛参事官の廃止、防衛大臣補佐官及び防衛会議の設置、陸上自衛隊の学校の生徒及び自衛官候補生の身分の新設、自衛官の勤務延長及び再任用に係る期間の伸長、防衛大学校等における研究の位置付けの明確化、第15旅団の新編、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数の変更等の措置を講ずるもの。	2/17	5/27
予算	平成20年度補正予算（第2号、特第2号、機第2号）	歳出面において、生活対策及び生活防衛のための緊急対策を実施するための経費の追加等を行い、歳入面において、租税及印紙収入の減収を見込むとともに、その他収入の増収を見込むほか、公債金の増額を行うもの。 この結果、平成20年度一般会計第2次補正後予算の総額は、一般会計第1次補正後予算に対し歳入歳出とも4兆7,858億円増加し、88兆9,112億円となる。 また、特別会計予算及び政府関係機関予算について、それぞれ所要の補正措置を講ずる。	1/ 5	1/27

憲法第60条第2項の規定により本院の議決が国会の議決となったものである。

委員会名	議案名	概要	提出	成立
予算	平成21年度一般会計予算 平成21年度特別会計予算 平成21年度政府関係機関予算	財政健全化に向けた基本的方向性を維持しつつ、国民生活と日本経済を守ることを最優先し、予算配分の重点化により、「生活者の暮らしの安心」「金融・経済の安定強化」等に施策を集中しているもの。 一般会計予算の規模は、88兆5,480億円となっている。 特別会計予算は、特別会計の見直しの着実な実施、政府関係機関予算は、資金の重点的・効率的な配分に努めることなどの視点から編成されている。	1/19	3/27
	平成21年度補正予算（第1号、特第1号、機第1号）	歳出面において、経済危機対策を実施するための経費の追加等を行い、歳入面において、財政投融资特別会計からの受入金及び公債金の増額等を行うもの。 この結果、平成21年度一般会計補正後予算の総額は、当初予算に対し13兆9,256億円増加し、102兆4,736億円となる。 また、特別会計予算及び政府関係機関予算について、それぞれ所要の補正措置を講ずる。	4/27	5/29
議院運営	国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第4号）	人事院勧告に基づく勤務時間の短縮に伴う一般職の育児短時間勤務職員の勤務時間の改定に準じ、育児短時間勤務をしている国会職員の勤務時間を改定するもの。	3/4	3/31
	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第32号）	議長、副議長及び議員の平成21年6月期における期末手当の額を2割削減するもの。	5/26	5/29
	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第33号）	国会議員の秘書の平成21年6月期における勤勉手当の支給割合を暫定的に0.05月引き下げるもの。	5/26	5/29
	国立国会図書館法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第43号）	国立国会図書館が図書館資料の収集をより一層適正に行うため、国、地方公共団体、独立行政法人等が提供するインターネット資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより、国立国会図書館の収集資料として収集する制度を設けるもの。	7/2	7/3

憲法第60条第2項の規定により本院の議決が国会の議決となったものである。

委員会名	議案名	概要	提出	成立
沖縄北方	沖縄科学技術大学院大学学園法案（内閣提出第43号）（修正）	沖縄科学技術大学院大学の設置及び運営に関し必要な事項を定めるもの。 なお、国は、学園の業務に要する経費の2分の1を超えて補助できることに改める等の修正を行った。	3/ 3	7/ 3
	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（沖縄及び北方問題に関する特別委員長提出、衆法第36号）	法律の目的に北方領土は「我が国固有の領土」であることを明記するとともに、「交流等事業」の定義の追加、隣接地域の振興計画に基づく事業への特別の助成の見直しなど所要の措置を講ずるもの。	6/11	7/ 3
青少年	青少年総合対策推進法案（内閣提出第48号）（修正）	青少年の健やかな育成について、その基本理念、施策の基本となる事項を定めるほか、青少年が自立した社会生活を営むことができるようにするための支援その他の施策を定めるもの。 なお、題名を「子ども・若者育成支援推進法」に変更、支援の対象者を「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者」に拡大、「自立した社会生活」の文言を「円滑な社会生活」とする等の修正を行った。	3/ 6	7/ 1
海賊・テロ	海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案（内閣提出第61号）	我が国の経済社会及び国民生活における船舶航行の安全確保の重要性並びに国連海洋法条約の趣旨にかんがみ、海賊行為の定義、海賊行為の処罰、海上保安庁及び自衛隊による海賊行為への対処等海賊行為への適切かつ効果的な対処のために必要な事項を定めるもの。	3/13	6/19

憲法第59条第2項の規定により本院の議決が国会の議決となったものである。

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
	消費者庁設置法案（内閣提出、第170回国会閣法第1号）（修正）	<p>消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を一体的に行わせるため、内閣府の外局として消費者庁を設置するもの。</p> <p>なお、消費者庁設置法の題名を「消費者庁及び消費者委員会設置法」にすること、消費者政策委員会を内閣府本府に設置するものに改め、その名称について「消費者委員会」に改称するとともに、同委員会の権限を強化すること等の修正を行った。</p>	(2008) 9/29	5/29
消費者	消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、第170回国会閣法第2号）（修正）	<p>消費者庁設置法の施行に伴い、内閣府設置法その他の行政組織に関する法律及び食品衛生法その他の関係法律について、所要の規定を整備するもの。</p> <p>なお、消費者庁設置法の題名を変更することに伴う本法の題名の変更、内閣府設置法第4条第1項のいわゆる内閣補助事務の規定について、消費者行政全般にわたるよう規定すること等の修正を行った。</p>	(2008) 9/29	5/29
	消費者安全法案（内閣提出、第170回国会閣法第3号）（修正）	<p>消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等の措置を講ずるもの。</p> <p>なお、国及び地方公共団体の責務に関し、消費者事故等に関する情報の開示及び消費生活に関する教育活動を加えること、内閣総理大臣は消費者事故等に関する情報の集約及び分析の結果を公表し、国会に対して報告すること、消費者委員会は、内閣総理大臣に対し、消費者被害の防止等に関して必要な勧告をするとともに、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができること等の修正を行った。</p>	(2008) 9/29	5/29

(参考) 衆議院を通過し、参議院において不承諾となったもの

決算行政 監 視	平成19年度一般会計予備費使用 総調書及び各省各庁所管使用調書 (その1) 承諾を求めるの件(第 169回国会、内閣提出)	一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成19年4月13日から平成 20年1月17日までの間において決定された使用額は、特定フィブリノ ゲン製剤及び特定血液凝固第 因子製剤による特定C型肝炎ウイル ス感染者等に対する給付金の支給に必要な経費、主要国首脳会議の開 催準備に必要な経費等19件、計597億5千万円余	(2008) 3/18	衆議院 4/14 承諾 参議院 6/24 不承諾
	平成19年度特別会計予備費使用 総調書及び各省各庁所管使用調書 (その1) 承諾を求めるの件(第 169回国会、内閣提出)	特別会計予備費予算総額1兆3,210億200万円のうち、平成19年11月6 日に決定された使用額は、食料安定供給特別会計麦管理勘定における 麦の買入れに必要な経費1件、549億9千万円余	(2008) 3/18	
	平成19年度特別会計予算総則第 7条第1項の規定による経費増額 総調書及び各省各庁所管経費増額 調書(その1) 承諾を求めるの件) (第169回国会、内閣提出)	特別会計予算総則第7条第1項の規定により、平成19年6月29日から 平成20年1月29日までの間において決定された経費増額は、道路整備 特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額、治水特別会 計治水勘定における河川事業の調整等に必要な経費の増額等5特別 会計11件、計616億6千万円余	(2008) 3/18	
	平成19年度特別会計予備費使用 総調書及び各省各庁所管使用調書 (その2) 承諾を求めるの件(第 169回国会、内閣提出)	特別会計予備費予算総額1兆3,210億200万円のうち、平成20年2月22 日に決定された使用額は、森林保険特別会計における保険金等の不足 を補うために必要な経費1件、14億9千万円余	(2008) 5/20	
	平成19年度特別会計予算総則第 7条第1項の規定による経費増額 総調書及び各省各庁所管経費増額 調書(その2) 承諾を求めるの件) (第169回国会、内閣提出)	特別会計予算総則第7条第1項の規定により、平成20年3月28日に決 定された経費増額は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲 与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額1件、 55億8千万円余	(2008) 5/20	

6月24日、国会法第87条第1項の規定により返付され、翌25日、議院運営委員会において両院協議会を求めないものとするに協議決定されたため、国会の承諾はなかった。

決算等概要一覧

委員会名	議 案 名	概 要	提出	審議結果
決算行政 監 視	平成19年度一般会計歳入歳出決算、平成19年度特別会計歳入歳出決算、平成19年度国税収納金整理資金受払計算書及び平成19年度政府関係機関決算書	<p>一般会計の決算額は、歳入84兆5,534億7千万円余、歳出81兆8,425億7千万円余であり、差引き剰余は2兆7,109億円余</p> <p>特別会計の決算額は、28の特別会計があつて歳入合計395兆9,203億円余、歳出合計353兆2,831億7千万円余</p> <p>国税収納金整理資金の受払いは、収納済額62兆7,037億1千万円余、一般会計の歳入への組入額等は61兆9,686億8千万円余であり、資金残額は7,350億2千万円余</p> <p>政府関係機関の決算額は、7つの機関があつて収入合計2兆6,038億2千万円余、支出合計2兆645億3千万円余</p>	(2008) 11/21	6/25 議決
	平成19年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成19年度末現在額は、平成18年度末現在額より1兆5,891億4千万円余減少し、105兆1,676億7千万円余	(2008) 11/21	6/25 是認
	平成19年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が自治体等は無償で貸付けている国有財産の平成19年度末現在額は、平成18年度末現在額より18億2千万円余増加し、1兆859億3千万円余	(2008) 11/21	6/25 是認